

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成25年4月1日  
(第14期) 至 平成26年3月31日

株式会社新生銀行

(E03530)

# 目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	5
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	10
第2 事業の状況	12
1. 業績等の概要	12
2. 生産、受注及び販売の状況	25
3. 対処すべき課題	25
4. 事業等のリスク	27
5. 経営上の重要な契約等	42
6. 研究開発活動	42
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	43
第3 設備の状況	57
1. 設備投資等の概要	57
2. 主要な設備の状況	58
3. 設備の新設、除却等の計画	60
第4 提出会社の状況	61
1. 株式等の状況	61
2. 自己株式の取得等の状況	98
3. 配当政策	99
4. 株価の推移	100
5. 役員の状況	101
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	105
第5 経理の状況	114
1. 連結財務諸表等	115
2. 財務諸表等	202
第6 提出会社の株式事務の概要	223
第7 提出会社の参考情報	224
1. 提出会社の親会社等の情報	224
2. その他の参考情報	224
第二部 提出会社の保証会社等の情報	225

[監査報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月18日
【事業年度】	第14期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 当麻 茂樹
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理部副部長 中島 敦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理部副部長 中島 敦
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 （大阪市北区小松原町2番4号） 株式会社新生銀行名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目1番1号） 株式会社新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番1号） 株式会社新生銀行柏支店 （千葉県柏市柏一丁目4番3号） 株式会社新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目9番13号） 株式会社新生銀行神戸支店 （神戸市中央区三宮町三丁目7番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

# 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)
連結経常収益	百万円	566,343	465,823	413,232	386,079	375,232
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△72,659	24,441	16,750	54,495	44,147
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	△140,150	42,650	6,430	51,079	41,374
連結包括利益	百万円	—	14,977	24,006	62,713	49,181
連結純資産額	百万円	634,954	611,154	627,657	683,644	722,590
連結総資産額	百万円	11,376,767	10,231,548	8,609,672	9,029,335	9,321,103
1株当たり純資産額	円	232.72	205.83	212.67	233.65	247.82
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	△71.36	21.36	2.42	19.24	15.59
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	15.59
自己資本比率	%	4.0	5.3	6.6	6.9	7.1
連結自己資本利益率	%	△27.57	8.50	1.16	8.62	6.48
連結株価収益率	倍	—	4.59	44.57	11.01	13.02
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	958,266	94,562	△1,321,270	160,065	524,817
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△1,063,336	△104,099	1,368,571	87,769	307,431
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△43,948	△24,144	△15,019	△6,230	△40,118
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	334,238	300,474	332,798	574,470	1,366,710
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	6,116 [1,939]	5,718 [1,692]	4,830 [1,501]	4,863 [1,456]	5,064 [1,424]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

平成21年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、連結当期純損失が計上されているため記載しておりません。また、平成22年度、平成23年度及び平成24年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

なお、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。
4. 平成21年度の連結株価収益率については、連結当期純損失が計上されているため記載しておりません。
5. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[ ]内に外書きで記載しております。

## (2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
経常収益	百万円	217,868	191,860	175,252	161,220	170,404
経常利益（△は経常損失）	百万円	△44,205	7,968	18,119	25,710	37,667
当期純利益（△は当期純損失）	百万円	△47,644	11,170	13,894	24,656	36,454
資本金	百万円	476,296	512,204	512,204	512,204	512,204
発行済株式総数 普通株式	千株	2,060,346	2,750,346	2,750,346	2,750,346	2,750,346
純資産額	百万円	555,947	618,705	644,178	665,893	699,483
総資産額	百万円	10,488,567	9,258,002	7,874,437	8,307,655	8,486,745
預金残高	百万円	6,533,555	5,565,258	5,610,134	5,631,651	6,076,993
債券残高	百万円	487,513	352,570	296,839	265,042	41,747
貸出金残高	百万円	4,732,858	3,973,251	4,102,638	4,224,433	4,235,713
有価証券残高	百万円	3,674,523	3,701,794	2,286,669	2,282,624	1,977,811
1株当たり純資産額	円	282.22	232.59	242.21	250.44	263.10
1株当たり配当額 普通株式 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	— (—)	1.00 (—)	1.00 (—)	1.00 (—)	1.00 (—)
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	△24.26	5.59	5.23	9.29	13.73
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	13.73
自己資本比率	%	5.3	6.7	8.2	8.0	8.2
自己資本利益率	%	△8.53	1.91	2.21	3.77	5.35
株価収益率	倍	—	17.53	20.62	22.81	14.77
配当性向	%	—	17.86	19.10	10.76	7.28
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,575 [218]	1,493 [334]	1,590 [350]	1,751 [385]	1,901 [386]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- 第10期(平成22年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当期純損失金額が計上されているため記載しておりません。また、第11期(平成23年3月)、第12期(平成24年3月)及び第13期(平成25年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 第10期(平成22年3月)の株価収益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
5. 第10期(平成22年3月)の配当性向については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[ ]内に外書きで記載しております。

## 2 【沿革】

昭和27年12月	長期信用銀行法に基づき株式会社日本長期信用銀行を設立（資本金15億円）
昭和28年3月	外国為替業務認可
昭和45年4月	東京証券取引所及び大阪証券取引所に株式上場
昭和56年11月	リッチョーワイド発売
平成3年11月	長期信用債券（2年）発売
平成8年11月	長銀信託銀行株式会社（現新生信託銀行株式会社、現連結子会社）を設立
平成10年10月	金融再生法に基づき特別公的管理の開始 東京証券取引所及び大阪証券取引所の株式上場廃止
平成10年12月	長期信用債券（1年）発売
平成11年9月	ニュー・エルティエーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ（パートナーズ社）が当行の普通株式の一括譲渡に係わる最優先交渉先に決定
平成11年12月	当行・預金保険機構・パートナーズ社間で当行の普通株式の一括譲渡に係わる基本合意書締結
平成12年2月	当行・預金保険機構・パートナーズ社間で株式売買契約締結
平成12年3月	特別公的管理終了し、パートナーズ社が当行の経営権を取得
平成12年4月	証券投資信託の窓口販売業務開始
平成12年5月	長期信用債券（3年）発売
平成12年6月	行名を「株式会社日本長期信用銀行」から「株式会社新生銀行」に変更
平成12年10月	郵便貯金との提携開始（ATM、相互送金提携）
平成13年5月	証券子会社として新生証券株式会社（現連結子会社）を開業
平成13年6月	新生総合口座「PowerFlex」取り扱い、インターネットバンキング、ATM24時間365日稼働開始
平成13年12月	株式会社アイワイバンク銀行（現商号：株式会社セブン銀行）とのATM提携開始
平成14年3月	京浜急行電鉄株式会社とのATM提携開始
平成15年3月	初のインストア・ブランチであるららぽーと支店開設
平成16年2月	東京証券取引所市場第一部に株式上場
平成16年4月	長期信用銀行から普通銀行へ転換
平成16年9月	株式会社アプラス（現商号：株式会社アプラスフィナンシャル）を連結子会社化
平成17年3月	昭和リース株式会社を連結子会社化
平成19年12月	シンキ株式会社を連結子会社化
平成20年2月	総額500億円の第三者割当増資を実施
平成20年9月	GEコンシューマー・ファイナンス株式会社（平成21年4月より新生フィナンシャル株式会社に商号変更）を連結子会社化
平成21年3月	シンキ株式会社に対する株式公開買付け実施
平成23年1月	当行本店を東京都千代田区内幸町から中央区日本橋室町へ移転
平成23年3月	海外募集による普通株式690百万株を新規発行
平成23年10月	銀行本体での個人向け無担保カードローンサービス「新生銀行カードローン レイク」を開始
平成25年7月	プリンシパルトランザクションズ本部とその傘下の子会社を再編して「新生プリンシパルインベストメントグループ」を組成

（平成26年3月31日現在 国内本支店28）



### 3 【事業の内容】

当行グループ（平成26年3月31日現在、当行、子会社277社（うち株式会社アプラスフィナンシャル、昭和リース株式会社、新生フィナンシャル株式会社及び新生プリンシパルインベストメンツ株式会社等の連結子会社184社、非連結子会社93社）、及び関連会社19社（日盛金融控股股份有限公司等の持分法適用会社19社）により構成）は、『法人部門』、『金融市場部門』及び『個人部門』を通じ、国内の法人や個人のお客さまへ幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人部門』、『金融市場部門』及び『個人部門』は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、各セグメントにおける当行及び関係会社の位置付け等は次のとおりとなっております。

なお、次の区分は「第5 経理の状況」「1 連結財務諸表」「セグメント情報等」に掲げるセグメントの区分と同一となっております。

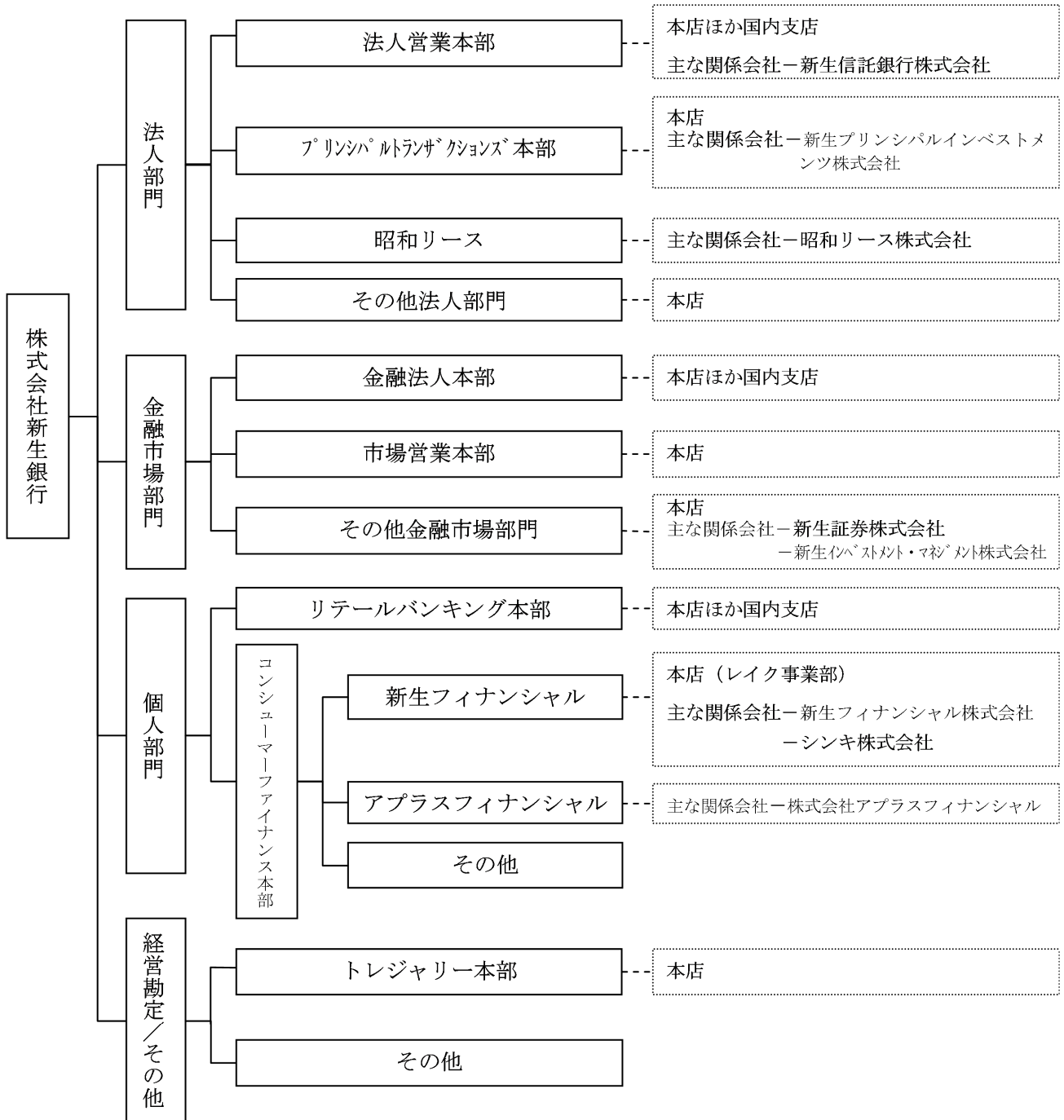
『法人部門』の「法人営業本部」セグメントは事業法人、公共法人向けの金融商品・サービス及びアドバイザー業務、ノンリコースローン等の不動産金融業務、建設・不動産業を営む事業法人向けの金融商品・サービス、スペシャルティファイナンス（企業買収ファイナンス等）に関する金融商品・サービス及び信託業務を、「プリンシパルトランザクションズ本部」セグメントはクレジットトレーディングに関連する金融商品・サービスを、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを、「その他法人部門」セグメントは、アセットバック投資等を提供しております。

『金融市場部門』の「金融法人本部」セグメントは金融法人向けの金融商品・サービスを、「市場営業本部」セグメントは、外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務を、「その他金融市場部門」セグメントは、新生証券株式会社による証券業務、アセットマネジメント業務及びウェルスマネジメント業務を提供しております。

『個人部門』の「リテールバンキング本部」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは、新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」）、シンキ株式会社及び当行における個人向け無担保カードローン事業「新生銀行カードローンレイク」による消費者金融業務を、「アプラスフィナンシャル」セグメントは個別信用購入斡旋、クレジットカード、信用保証、融資及び集金代行サービスを提供しております。また、『個人部門』の「その他」には、コンシューマーファイナンス本部及びその他子会社の損益が含まれております。なお、平成25年3月1日にロイズTSB銀行から譲受が完了しました海外送金サービス「Goレミット新生海外送金サービス」にかかる損益は「リテールバンキング本部」セグメントに含めております。

また、『経営勘定／その他』の「トレジャリー本部」セグメントは、ALM業務、資本性の資金調達業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



#### 4 【関係会社の状況】

平成26年3月31日現在

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提携
(連結子会社) 昭和リース株式会社 (注) 7	東京都文京区	29,360	法人部門	97.8	2 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
新生信託銀行株式会社	東京都中央区	5,000	法人部門	100.0	8 (-)	-	預金取引関係	-	-
新生プリンシパルインベストメン ツ株式会社	東京都千代田区	100	法人部門	100.0	6 (-)	-	預金取引関係	-	-
新生債権回収&コンサルティング 株式会社 (注) 5	東京都千代田区	500	法人部門	100.0 (100.0)	3 (-)	-	預金取引関係	-	-
新生インベストメント&ファイナ ンス株式会社 (注) 6	東京都千代田区	100	法人部門	100.0 (100.0)	2 (-)	-	預金取引関係	-	-
新生企業投資株式会社	東京都千代田区	50	法人部門	100.0 (100.0)	3 (-)	-	預金取引関係	-	-
Shinsei International Limited	英国ロンドン市	千英ポンド 3,000	法人部門	100.0	4 (-)	-	預金取引関係	-	欧州にお ける投資 情報の紹 介
新生証券株式会社	東京都中央区	8,750	金融市場部 門	100.0	8 (-)	-	預金取引関係 保証取引関係	-	-
新生インベストメント・マネジメ ント株式会社	東京都中央区	495	金融市場部 門	100.0	5 (-)	-	預金取引関係	-	-
新生フィナンシャル株式会社 (注) 7	東京都千代田区	100	個人部門	100.0	4 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
シンキ株式会社	東京都豊島区	28,619	個人部門	100.0 (100.0)	1 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
株式会社アプラスフィナンシャル (注) 2	大阪市中央区	15,000	個人部門	95.0 (91.4)	3 (-)	-	預金取引関係	-	-
株式会社アプラス (注) 7	大阪市中央区	15,000	個人部門	100.0 (100.0)	3 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
株式会社アプラスパーソナルロー ン	大阪府吹田市	1,000	個人部門	100.0 (100.0)	2 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
全日信販株式会社	岡山市北区	1,000	個人部門	100.0 (100.0)	- (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
新生プロパティファイナンス株式 会社	東京都港区	2,750	個人部門	100.0	1 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
新生インフォメーション・テクノ ロジー株式会社	東京都目黒区	100	経営勘定/ その他	100.0	4 (-)	-	預金取引関係	-	-
Shinsei Finance (Cayman) Limited	英国領ケイマン 諸島グランドケ イマン	千米ドル 58,250	経営勘定/ その他	100.0	2 (-)	-	金銭貸借関係	-	-
Shinsei Finance II (Cayman) Limited	英国領ケイマン 諸島グランドケ イマン	千米ドル 39,537	経営勘定/ その他	100.0	2 (-)	-	金銭貸借関係	-	-

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提携
Shinsei Finance III (Cayman) Limited	英国領ケイマン 諸島グランドケ イマン	33,613	経営勘定/ その他	100.0	2 (-)	-	金銭貸借関係	-	-
Shinsei Finance IV (Cayman) Limited	英国領ケイマン 諸島グランドケ イマン	9,107	経営勘定/ その他	100.0	2 (-)	-	金銭貸借関係	-	-
Shinsei Finance V (Cayman) Limited	英国領ケイマン 諸島グランドケ イマン	9,008	経営勘定/ その他	100.0	2 (-)	-	金銭貸借関係	-	-
その他162社 (注) 8	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社) 日盛金融控股股份有限公司	中華民国台北市	百万ニュー 台湾ドル 30,991	法人部門	35.4 (35.4)	3 (-)	-	-	-	-
Comox Holdings Ltd.	英国領バミュー ダハミルトン市	千米ドル 16,100	金融市場部 門	49.9	2 (-)	-	-	-	-
その他17社 (注) 8	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社アプラスフィナンシャルであります。

3. 「議決権の所有割合」欄の( )内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当行の役員(内書き)であります。

5. 旧新生債権回収株式会社は、平成25年7月1日付で新生債権回収&コンサルティング株式会社に社名変更しております。

6. 旧新生銀ファイナンス株式会社は、平成25年月7日1付で新生インベストメント&ファイナンス株式会社に社名変更しております。

7. 上記関係会社のうち、昭和リース株式会社、新生フィナンシャル株式会社及び株式会社アプラスについては、経常収益(連結会社相互間取引を除く)の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。

昭和リース株式会社の平成26年3月期の経常収益は97,801百万円、経常利益は9,174百万円、当期純利益は8,898百万円、純資産額は87,392百万円、総資産額は502,187百万円であります。

新生フィナンシャル株式会社の平成26年3月期の経常収益は48,178百万円、経常利益は19,606百万円、当期純利益は1,814百万円、純資産額は139,420百万円、総資産額は454,074百万円であります。

株式会社アプラスの平成26年3月期の経常収益は51,016百万円、経常利益は3,213百万円、当期純利益は4,395百万円、純資産額は59,491百万円、総資産額は806,819百万円であります。

8. 重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載しております。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	法人部門			
	法人営業本部	プリンシパルトランザクションズ本部	昭和リース	その他法人部門
従業員数（人）	359 [7]	152 [6]	511 [31]	41 [1]

セグメントの名称	金融市場部門		
	金融法人本部	市場営業本部	その他金融市場部門
従業員数（人）	70 [－]	67 [4]	123 [3]

セグメントの名称	個人部門				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部			トレジャリー本部	その他	
		新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他個人部門			
従業員数（人）	623 [169]	1,023 [176]	1,329 [807]	53 [2]	23 [－]	690 [218]	5,064 [1,424]

(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当連結会計年度の平均人員を外書で記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成26年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,901 [386]	40.7	10.6	7,548

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	法人部門			
	法人営業本部	プリンシパルトランザクションズ本部	昭和リース	その他法人部門
従業員数（人）	293 [7]	24 [1]	3 [－]	32 [1]

セグメントの名称	金融市場部門		
	金融法人本部	市場営業本部	その他金融市場部門
従業員数（人）	70 [－]	67 [4]	37 [1]

セグメントの名称	個人部門				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング 本部	コンシューマーファイナンス本部			トレジャリー 本部	その他	
		新生フィナン シャル	アプラスフィ ナンシャル	その他個人部門			
従業員数（人）	612 [169]	212 [20]	－ [－]	15 [－]	23 [－]	513 [183]	1,901 [386]

- (注) 1. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当事業年度の平均人員を外書で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均年間給与は、出向者を含んでおりません。
4. 当行の従業員組合は、新生銀行従業員組合と称し、組合員数は1,134人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### 〔金融経済環境〕

当連結会計年度において、いわゆる「アベノミクス」効果もあって国内景気に対するマインドが改善する中、個人消費や設備投資が持ち直し、企業収益や雇用情勢の改善が見られるようになるなど、日本経済は緩やかに回復へと向かいました。

政府・日銀は各種施策を推進してきており、このうち、日銀は平成25年4月4日に「量・質ともに次元の違う」金融緩和策の導入を決定し、また政府は「15ヶ月予算」等による機動的な財政出動を推進しており、さらに平成26年4月から消費税増税を実施することによる景気の腰折れを回避すべく経済対策を講じております。今後は、輸出が持ち直し、各種施策の確かな実行と民間の自助努力とが相まって、家計所得や投資が増加し、景気の回復基調が続くことが期待されますが、当初の「アベノミクス」効果が薄まりつつある中、政府にはより実効性のある成長戦略の構築等が求められており、また、消費税増税による反動や海外景気の下振れが懸念されていることから、引き続きこれらの動向を注視すべき状況にあるといえます。

金融市場を概観すると、まず為替相場については、日銀による異次元の金融緩和策が発表された期初から平成25年5月後半にかけては比較的急ピッチで円安が進んだ後に円が買い戻される局面となりましたが、同年6月以降は小幅な値動きとなりました。その後、同年11月から年末にかけては米国経済の回復期待等から円安が進みましたが、年明けからは若干円高に振れ、平成26年3月末には米ドル円で約103円（平成25年3月末比約9円の円安）、ユーロ円で約142円（同比約21円の円安）となりました。次に国内金利については、長期金利（10年国債利回り）は、平成25年3月末では0.6%を下回る水準であったものが、異次元の金融緩和策発表直後に0.3%台に低下し、一方で同年5月後半には1.0%に達するなど、大きく変動しました。同年6月以降は、日銀による長期国債買い入れオペの効果が浸透してきたこともあって、長期金利は低位安定するに至り、平成26年3月末には0.6%程度となりました。また、短期金利は引き続き低水準で推移しました。最後に日経平均株価については、景気の先行きに対する期待、円高是正等を背景として期初から急上昇した後、平成25年5月には大きく下げる日もあるなど調整局面となりましたが、同年6月以降は落ち着いた値動きとなりました。同年11月からは再度上昇傾向を強め、同年12月末には年初来高値となる1万6,291円31銭（平成25年3月末比約3,890円上昇）となりましたが、年明け以降は逆に下落傾向となり、平成26年3月末の終値は1万4,827円83銭（同比約2,430円上昇）となりました。

#### 〔企業集団の事業の経過及び成果〕

当行は、法人のお客さま向け業務を担う法人部門および金融市場部門と、個人のお客さまへのリテールバンキング業務とコンシューマーファイナンス業務を担う個人部門において、グループ全体で、幅広い金融商品・サービスをお客さまの視点に立って、より効率よく、迅速に提供するように努めてまいりました。

当行は、平成26年3月期から平成28年3月期までを対象期間として、「特色ある事業基盤の確立」、「収益の増加と財務体質の一層の改善」、「顧客から共感され、社会・市場から必要とされる金融グループへ」の三つを目標に掲げた「第二次中期経営計画」を策定しております。当連結会計年度は同計画の1年目に当たり、計画の達成に向けて各業務に邁進いたしました。各ビジネス分野における業務の取り組み状況は以下のとおりです。

#### （法人業務）

主として事業法人・公共法人向けファイナンス、アドバイザリービジネスを中心に行う法人部門および金融市場・金融法人向けビジネスを行う金融市場部門において緊密な連携を図りながら、法人業務を積極的に推進してまいりました。

法人部門においては、事業参画を通じた企業・産業・地域の成長支援と、専門能力の強化・実践を基本戦略とし、医療・ヘルスケア、再生可能エネルギー、創業支援・企業再生支援等の重点分野における差別化を推進するとともに、当行の専門性のある分野等の一層の強化を図っております。

事業法人業務では、伝統的なバランスシートファイナンスに加え、プロジェクトファイナンス、不動産ファイナンスやバイアウトファイナンスなど経験と専門性を有するキャッシュフローファイナンスに基づく業務とのシナジー効果を一層高め、総合的なソリューション提供力の強化を図るため、平成25年4月にストラクチャードファイナンス本部と法人営業本部を統合し、一体的な運営体制に移行いたしました。さらに、西日本における地域営業の抜本的強化を図るため、平成25年4月に大阪支店内に法人営業統轄部西日本統轄室を設置し、より機動的な営業活動を推進する体制を整備しました。大阪支店はこれらの機能および営業体制の強化に伴い、平成25年10月に拡張移転いたしました。また、引き続き新規開拓を積極的に推進し、顧客基盤の拡充を進めるとともに、グループ内の連携を強化しながら、お客さまのニーズを踏まえた商品・サービスの提供に努めました。さらに、当連結会計年度においては、不動産ファイナンス等における不良債権処理が大きく進捗し、ポートフォリオの健全化が進捗いたしました。

重点分野に対する取り組みとして、ヘルスケアファイナンスにおいては、投資家・オペレーター(介護・医療施設運営業者)等との連携強化を図りながら業務拡大に努めており、平成26年4月には、ケネディクス株式会社など5社とヘルスケアREIT(Real Estate Investment Trust)の創設について合意、同REITの運用を目的とした資産運用会社を設立いたしました。今後は、同年後半を目処に同REITの組成ならびに東京証券取引所への上場を目指すなど、積極的な展開を図ってまいります。加えて、当行の独自性と特色を活かした再生可能エネルギーや企業再生ビジネスにも積極的に取り組み、いずれも具体的な案件の推進に注力しています。再生可能エネルギー分野では、前連結会計年度より大規模太陽光発電所(メガソーラー)事業に対するプロジェクトファイナンスのファイナンスアレンジ業務を引き続き推進しています。さらに、アジア・オセアニア地域等を中心とした海外のプロジェクトファイナンスにも積極的に取り組む一方、PFI(Private Finance Initiative)・PPP(Public-Private Partnership)関連では平成25年10月に株式会社民間資金等活用事業推進機構への出資を行うなど、インフラファイナンスの強化も図っています。また、企業再生支援に関しては、信金中央金庫と、全国の信用金庫の取引先に対する事業承継支援に関する業務協力協定を平成26年3月に締結いたしました。

クレジットトレーディング業務、プライベートエクイティ業務については、銀行本体の主管本部と傘下の子会社を再編して、新たに「新生プリンシパルインベストメンツグループ」を平成25年7月に組成、急速に変化する事業環境に的確かつ機動的に対応し、クレジットトレーディング業務におけるコンサルティング機能等の高度化、プライベートエクイティ業務における共同ファンドの設立など、新たな取り組みや積極的な事業展開を進めてまいります。

また、法人のお客さまの海外展開支援については、株式会社フォーバルと業務提携を平成26年3月に締結し、中小企業のASEAN(東南アジア諸国連合)進出支援を同年4月から開始いたしました。さらに、ベトナムの大手民間商業銀行Military Commercial Joint-Stock Bankと融資やビジネスマッチング業務等の法人向け業務に関する提携契約を同年3月締結、企業の現地法人向けの現地通貨建て融資に対して保証を行うスタンバイ・クレジットの提供も予定しております。

加えて、同部門の傘下にある昭和リース株式会社(以下「昭和リース」)においては、主力の中堅・中小企業への産業・工作機械や建設機械等へのリースを中心に営業基盤の拡大を図り、そこでのアセットファイナンスをベースに、機械の売買を行うバイセル事業等のフィー収入の強化に取り組んでおります。また、建設機械など強味を發揮できる特定の分野への注力を強め、専門性を一層高めるとともに、サプライヤーの販売促進のために金融手段を提供するなど有力サプライヤーとの連携を強化、顧客基盤のさらなる拡大に努めております。さらに、平成25年10月には信金中央金庫と「ABL(動産担保融資)導入サポートプログラム」に関する業務協力協定を締結して、信用金庫におけるABLの取り組みをサポートするなど、地域金融機関やそのお客さまに対するファイナンスソリューションの提供にも注力しています。

次に、金融市場部門においては、低金利環境下で資金運用難に直面している金融機関のお客さま向けに仕組預金やクレジットリンク・ローン等の提供および事業法人・公共法人営業との連携によるローンの売買・仲介に努めています。また、当行グループの持つ金融ノウハウを活かし、お客さまのビジネス展開において協働するため、再生可能エネルギー関連案件等でのキャッシュフローファイナンスや動産担保融資の組成支援等の取り組みを推進しています。金融機関のお客さまの運用ニーズに対応して、当連結会計年度は米国バンクローンを中心に投資対象とする私募投資信託の販売を開始するなど、私募投資信託業務を強化しています。また、提携地域金融機関のお客さまが当行の開発した仕組預金等を自らのブランドで販売する「ホワイトラベル」ビジネスを推進するとともに、地域金融機関のお客さまとの協調による地域振興にも引き続き積極的に取り組んでおります。

#### (個人業務)

個人部門では、銀行本体のリテールバンキング業務と銀行本体および子会社を通じたコンシューマーファイナンス業務を推進し、当行グループの個人のお客さまに対して革新的なソリューションを提供しております。当行は、グループ各社の商品・サービスをニーズに合わせて自由に利用できるお客さまを「コア顧客」と定義し、当行グループのさまざまなリソースを活用しながら、運用・決済・融資・コンサルティング等の金融サービスを統合的に提供することで、コア顧客の拡大に注力してまいります。

その一環として、リテールバンキング業務では、当行グループの株式会社アプラス(以下「アプラス」)の取引先であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(以下「CCC」)と、同社の共通ポイントサービス「Tポイント」(※)を利用する「T会員」を対象とした金融商品・サービスのご案内に関する業務提携を平成25年6月に締結、同年9月から、新生銀行総合口座「PowerFlex(パワーフレックス)」を新規開設したT会員へのTポイントの付与を開始しました。今後、T会員を対象に、「つかう」、「ためる」、「ふやす」、「かりる」といった、さまざまな生活シーンで当行をご利用いただくとTポイントが貯まる商品・サービスやキャンペーンを拡充するなど、Tポイントサービスと当行グループの金融商品・サービスを組み合わせ、新たな商品やサービスの開発・提供も検討し、当行グループのコア顧客の拡大に積極的に取り組んでまいります。



また、預金については、引き続き円定期預金でのキャンペーンを実施、外貨預金についても積極的な取り込み等に注力するとともに、投資信託等の投資商品では、金融市場の活発な動きを背景に顧客ニーズにマッチした商品の拡販に努めました。住宅ローンでは、「パワースマート住宅ローン」について、リフォーム（増改築）ニーズへの対応を平成25年6月から開始したのに続き、女性が働き続けられる環境の支援を通じて、子育て世代、働き盛り世代を応援するべく、病児保育サービスおよび家事代行サービスを受けられるクーポンを付与する「安心バックW（ダブル）」の取り扱いを平成26年1月から開始しました。さらに、平成25年10月には、JR東日本の駅等のATMコーナーでATMサービスを開始するとともに、ローソン、ファミリーマートなどの主要なコンビニエンスストアチェーンにおけるATM提携を拡大、ATMネットワークの拡充を推進いたしました。また、インターネットバンキングサービス「新生パワーダイレクト」について、スマートフォンでのサービスを平成26年2月から開始するなど、お客さまの利便性の向上にも努めました。

このような施策の結果、「リテール口座」は平成26年3月末で270万口座を超え、個人預金残高は、円定期預金でのキャンペーンに加え、仕組預金や2週間満期預金など多様な預金商品の提供を通じ、資金調達効率を高めつつ、同3月末現在で5兆円超となり、当行の安定的な資金調達基盤の確立に貢献しております。債券、投資信託、保険投資商品、仕組債を含む個人預り資産残高は、同3月末現在、6兆円超となりました。また、住宅ローン残高についても、平成26年3月末には1兆1,000億円に達しております。

コンシューマーファイナンス業務においては、当行グループを挙げて、積極的な事業展開を図っています。新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」）の事業の一部を譲り受け、平成23年10月から銀行本体で開始した個人向け無担保ローン「新生銀行カードローン レイク」（以下「레이크」）については、平成26年3月末時点までの実績は、顧客数約30万人、貸出残高1,188億円と順調な推移を見せております。また、新生フィナンシャルにおいては、레이크や他の金融機関との提携による個人向け無担保ローンの信用保証業務の拡大にも注力しています。

株式会社アプラスフィナンシャル（以下「アプラスフィナンシャル」）においては、事業子会社のアプラスを中心にCCCとの連携強化を図り、クレジット機能付きTカード「Tカードプラス（アプラス発行）」を平成25年3月から新規発行するとともに、Tポイントを付帯したショッピングクレジットや家賃立替サービス等を推進いたしました。また、中小企業・個人事業主向けクレジットカードの発行や、当行取引先の株式会社テイターのプリペイドカード事業における、国内では初となるビジネスモデルによる参画など、各事業に積極的に取り組んでいます。

また、ステージ別の優遇サービスを提供する総合口座「PowerFlex（パワーフレックス）」の「新生ステップアッププログラム」において、平成25年6月より、「新生ゴールド」のステージ判定の条件として、레이크および「新生アプラス ゴールドカード」のご利用を新たに追加、さらに当行とアプラスとが連携してカード会員を対象とした各種キャンペーンを継続的に実施するなど、当行グループ内の連携強化を図っています。

過払い利息返還損失については、近時の過払い利息返還動向に基づき、将来の過払い負担をカバーするために必要となる金額を再計算した結果、平成25年度は合計156億円の利息返還損失引当金の追加繰入を実施いたしました。なお、開示請求件数や利息返還額は過去のピークを大きく下回っております。

また、当行は、日本GE株式会社（以下「日本GE」）と、新生フィナンシャルの過払い利息返還に対する日本GEによる損失補償について、以下に述べる一括支払いを受けることと引き換えに、平成26年3月31日をもって終了することに合意しました。これにより、新生フィナンシャルは、同日付で、今後発生が見込まれる過払い利息返還損失の額として1,750億円の現金支払いを日本GEから受けるとともに、平成25年度第4四半期に同額の利息返還損失引当金を追加計上いたしました。当行は、平成20年9月に日本GE（契約当時はGEジャパン・ホールディング合同会社）と株式譲渡契約を締結し、新生フィナンシャルとその子会社を取得いたしました。同契約では、日本GEは、平成26年3月31日をもって、当行が今後の損失発生に対応するために見込む金額を新生フィナンシャルに一括して支払うことにより、過払い利息返還損失の補償義務を終了させる旨の一括払い精算選択権を有していました。日本GEでは、同選択権を行使することとし、これにより、損失補償が終了することとなったものです。新生フィナンシャルにおける利息返還動向は安定して低下傾向が続いていることから、当行としては、今般の利息返還損失引当金の追加計上により、今後発生が見込まれる損失に対して必要な引当水準を確保したものと考えております。

当行は、今後とも、コンシューマーファイナンス業務の前向きな営業推進に全力で取り組み、従来の消費者金融専門市場に加えて、銀行カードローン市場において業務の拡大を図るとともに、引き続き信頼される貸手として、無担保カードローン市場における地位の確立を目指してまいります。

（※）「Tポイント」とは、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が展開する共通ポイントサービスで、平成26年2月末現在、会員数は4,800万人（アクティブ・ユニーク数）、Tポイント提携企業は全国110社68,000店舗に達しています。

#### (財務基盤)

当連結会計年度には、当期純利益の積み上げ等によってTierI資本が増加したことに加え、資産の質の改善によりリスクアセットが減少したことから、バーゼルⅡ（国内基準）ベースでの自己資本比率については13.80%、TierI比率は12.22%と、前連結会計年度末比改善いたしました。また、当連結会計年度末より適用されたバーゼルⅢ（国内基準）ベースでの自己資本比率は13.58%となっております。

#### (震災への対応について)

東日本大震災で被災した地域の復興に向けた支援のため、当行およびグループ会社の社員から参加を募り、被災地でのボランティア活動を実施しております。当連結会計年度においては宮城県等の被災地域で2回に分けて実施したほか、平成26年3月には、宮城県南三陸町社会福祉協議会から講師を招いた講演会も開催いたしました。また、平成25年6月には、当行およびグループ各社の社員からの募金により、宮城県内の漁港等へ街灯2基を寄贈するなど、被災地の復興の進展に応じた多様な支援活動を継続して実施しております。当行では、今後も被災地の一日も早い復興のため、金融機関として円滑な金融サービスのご提供に努めてまいります。

#### (業績の概況)

##### (経営成績)

当連結会計年度において、経常収益は3,752億円（前連結会計年度比108億円減少）、経常費用は3,310億円（同比4億円減少）、経常利益は441億円（同比103億円減少）となりました。

資金利益は、資金利鞘は改善したものの、調達が増加する一方で、運用資産残高が伸び悩み、前連結会計年度に比べて減少しました。一方、非資金利益（ネットの役務取引等利益、特定取引利益、その他業務利益の合計）および保有株式関連のネット損益の合計については、ALM業務における市場の大幅な変動に伴う金利リスクを回避することを目的とした日本国債・米国債の売却損や市場関連取引に伴う収益の伸び悩み等があったものの、法人部門でのプリンシパルトランザクションズ業務における堅調な収益の積み上げ、個人部門での投資商品販売が堅調に推移したことや、ショッピングクレジットの取扱高増加等により、前連結会計年度に比べて増加しました。次に、人件費・物件費といった経費については、業務基盤拡充と収益力強化に向けた積極的な資源投入を進めたことから前連結会計年度より増加したものの、引き続き業務の合理化・効率化にも努めており、メリハリをつけた運営を行っております。また、与信関連費用については、従来のような大口の貸倒引当金の計上はなく、不良債権処理に伴う同引当金の取崩益の計上や保有資産の良質化もあって、前連結会計年度に比べて大きく改善しました。利息返還損失引当金については、近時の利息返還動向に基づき、将来の過払負担をカバーするために、必要額を再計算した結果、第3四半期にシンキと新生フィナンシャル、当第4四半期にはアプラスフィナンシャルにおいて、合計156億円の追加繰入を実施いたしました。

また、特別損益はネットで18億円の利益となり、さらに法人税等合計16億円（損）、少数株主利益29億円（損）を計上した結果、当連結会計年度の連結当期純利益は413億円となり、前連結会計年度に比べて97億円の減少となりました。

セグメント別では、法人部門は、顧客基盤の拡充や収益力の強化に向けた継続的な取り組みが成果を上げつつあり、さらに不良債権処理に伴う貸倒引当金取崩益の計上等によって与信関連費用が大幅に改善したこと、昭和リースも順調に利益を計上したことから、引き続き堅調な業績となりました。

金融商品部門は、引き続き顧客基盤の拡充やお客さまのニーズに即した商品・サービスの提供に努めたものの、お客さまとの取引ボリュームや市場関連取引に伴う収益が伸び悩み、さらに与信関連費用において前連結会計年度にあった大口の償却債権取立益のようなものはなく、前連結会計年度に比べて減益となりました。

個人部門では、まずリテールバンキング本部は、第二次中期経営計画を円滑に遂行するための諸施策を積極的に展開したことから経費が増加しましたが、住宅ローンは引き続き着実に積み上がったこと、投資信託等の投資商品の販売が堅調であったこと等により、相応の利益水準を確保しました。

次にコンシューマーファイナンス本部は、貸出残高は全体として前第4四半期以降増加に転じていること、アプラスフィナンシャルにおいてショッピングクレジット等の取り扱いが増加したこと、与信管理の厳格化、回収体制の強化、資産の良質化により与信関連費用の発生は抑制されていること等により、順調に利益を計上しました。

「経営勘定/その他」には、ALM業務を所管するトレジャリー本部において日本国債・米国債の売却損を計上したこと等が含まれております。

詳細は後掲の「セグメント情報」をご覧ください。

#### (財政状態)

当連結会計年度末において、総資産は9兆3,211億円（前連結会計年度末比2,917億円増加）、純資産は7,225億円（同比389億円増加）となりました。

主要な勘定残高について、貸出金は、法人向け貸出では資金需要の取り込みを図る上で他行との厳しい競争が続く中、不良債権の回収が進みましたが、住宅ローンが引き続き堅調に推移するとともに消費者金融ファイナンス業務における貸出残高が前第4四半期以降増加に転じていることから、全体では4兆3,198億円（同比273億円増加）となりました。有価証券は1兆5,570億円（同比2,853億円減少）となり、このうち日本国債の残高は1兆1,268億円（同比2,105億円減少）となりました。一方、預金・譲渡性預金は、平成25年4月27日に財形金融債の発行を終了し、従来の財形金融債を財形預金に移行したこと、当行の安定的な資金調達重要な柱である個人のお客さまからの預金を中心として順調に積み上がったことから、5兆8,504億円（同比3,929億円増加）となりました。債券は上述の財形金融債から財形預金への移行により減少し、これと社債を合計した残高は2,189億円（同比2,176億円減少）となりました。

不良債権については、金融再生法ベースの開示債権（単体）において、当事業年度末は1,647億円（前事業年度末は2,426億円）、不良債権比率は3.81%（前事業年度末は5.32%）となり、いずれも改善しました。

銀行法に基づく連結自己資本比率（国内基準）について、バーゼルⅡ（国内基準）ベースでの自己資本比率については13.80%、TierⅠ比率は12.22%と、前連結会計年度末比改善しており、また、当連結会計年度末より適用されたバーゼルⅢ（国内基準）ベースでの自己資本比率は13.58%となっております。

#### (キャッシュ・フロー)

当連結会計年度における連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、債券貸借取引受入担保金の増加、利息返還損失引当金の増加として現れている日本GE株式会社からの過払利息返還見積相当額の受領、資金運用による収入等により5,248億円の収入（前連結会計年度は1,600億円の収入）、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還による収入が、取得による支出を上回ったこと等により3,074億円の収入（同877億円の収入）、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の償還、劣後特約付借入金の返済、配当金の支払等により401億円の支出（同62億円の支出）となりました。この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比7,922億円増加し、1兆3,667億円となりました。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	4,232,715	100.00	4,288,294	100.00
製造業	242,995	5.74	212,482	4.96
農業、林業	252	0.01	188	0.01
漁業	—	—	50	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	113	0.00	150	0.00
建設業	13,970	0.33	9,974	0.23
電気・ガス・熱供給・水道業	124,825	2.95	170,176	3.97
情報通信業	31,778	0.75	40,701	0.95
運輸業、郵便業	230,072	5.44	203,296	4.74
卸売業、小売業	74,418	1.76	89,204	2.08
金融業、保険業	720,043	17.01	662,682	15.45
不動産業	597,731	14.12	580,073	13.53
各種サービス業	314,255	7.42	317,914	7.41
地方公共団体	114,073	2.70	104,302	2.43
その他	1,768,185	41.77	1,897,097	44.24
海外及び特別国際金融取引勘定分	59,749	100.00	31,535	100.00
政府等	1,884	3.15	1,515	4.80
金融機関	899	1.51	536	1.70
その他	56,965	95.34	29,484	93.50
合計	4,292,464	—	4,319,830	—

（注） 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

## (単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

## 1. 損益状況 (単体)

## (1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	88,148	95,069	6,921
経費 (除く臨時処理分)	67,327	69,048	1,720
人件費	21,176	21,590	413
物件費	42,937	44,031	1,094
税金	3,212	3,426	213
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	20,952	26,261	5,309
のれん償却額	131	240	109
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	20,821	26,021	5,200
一般貸倒引当金繰入額	△10,054	—	10,054
業務純益	30,875	26,021	△4,854
実質業務純益	25,999	29,862	3,863
うち債券関係損益	3,844	△3,115	△6,959
臨時損益	△3,243	13,085	16,328
株式等関係損益	1,781	3,251	1,470
金銭の信託運用損益	5,178	3,841	△1,336
不良債権処理額	8,797	△7,270	△16,067
貸出金償却	6,863	2,005	△4,858
個別貸倒引当金繰入額	10,471	—	△10,471
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—	—
償却債権取立益 (△)	△8,537	△1,976	6,560
貸倒引当金戻入益 (△)	—	△7,299	△7,299
その他の債権売却損等	—	—	—
その他臨時損益	△1,404	△1,277	126
経常利益	25,710	37,667	11,957
特別損益	△2,303	△1,821	481
うち固定資産処分損益及び減損損失	△810	△1,718	△908
税引前当期純利益	23,406	35,845	12,438
法人税、住民税及び事業税	△789	△348	440
法人税等調整額	△460	△260	200
当期純利益	24,656	36,454	11,798

- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
2. 実質業務純益＝業務粗利益＋金銭の信託運用損益－経費(除く臨時処理分)  
 金銭の信託運用損益は臨時損益に含まれますが、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから、本来業務にかかる損益ととらえております。
3. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除されているものであります。
5. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
6. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
7. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却
8. 前事業年度の貸倒引当金は全体で416百万円の繰入超となっております。なお当事業年度の貸倒引当金は全体で7,299百万円の取崩超(うち、一般貸倒引当金については、221百万円の繰入)のため、当該金額を貸倒引当金戻入益に計上しております。
9. 前事業年度は、関係会社株式及び出資金の評価損1,220百万円及び関係会社株式の売却損379百万円を特別損失に計上しております。また当事業年度は、関係会社株式及び出資金の評価損111百万円を特別損失に計上しております。

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度(百万円) (A)	当事業年度(百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
給料・手当	16,994	17,486	492
退職給付費用	4,401	4,018	△382
福利厚生費	3,051	3,317	265
減価償却費	5,715	5,231	△484
土地建物機械賃借料	6,264	6,417	152
営繕費	2,733	3,112	378
消耗品費	357	465	108
給水光熱費	722	814	91
旅費	325	411	85
通信費	1,372	1,299	△73
広告宣伝費	5,392	5,851	459
租税公課	3,212	3,426	213
その他	19,158	19,529	370
計	69,701	71,381	1,679

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

## 2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前事業年度 (%)	当事業年度 (%)	増減 (%)
	(A)	(B)	(B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.34	1.64	0.30
貸出金利回	1.58	1.70	0.12
有価証券利回	1.03	1.63	0.60
(2) 資金調達原価	1.43	1.35	△0.08
資金調達利回	0.41	0.35	△0.06
預金利回	0.39	0.32	△0.07
債券利回	0.34	0.23	△0.11
(3) 総資金利鞘	△0.09	0.29	0.38
(4) 資金運用利回－資金調達利回	0.93	1.29	0.36

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の居住者向け円建諸取引であります（但し特別国際金融取引勘定を除く）。  
2. 預金には譲渡性預金を含んでおります。

## 3. ROE（単体）

	前事業年度 (%)	当事業年度 (%)	増減 (%)
	(A)	(B)	(B) - (A)
実質業務純益ベース	3.98	4.38	0.41
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	3.21	3.85	0.65
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	3.18	3.82	0.63
業務純益ベース	4.72	3.82	△0.90
当期純利益ベース	3.77	5.35	1.58

## 4. 預金・債券・貸出金の状況（単体）

### (1) 預金・債券・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)	増減 (百万円)
	(A)	(B)	(B) - (A)
預金（末残）	5,836,251	6,194,216	357,965
預金（平残）	5,665,481	6,016,793	351,311
債券（末残）	265,042	41,747	△223,294
債券（平残）	282,029	64,898	△217,130
貸出金（末残）	4,224,433	4,235,713	11,279
貸出金（平残）	4,169,616	4,141,762	△27,853

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

## (2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前事業年度（百万円）	当事業年度（百万円）	増減（百万円）
	(A)	(B)	(B) - (A)
個人	4,693,623	5,090,118	396,494
法人	937,792	986,617	48,825
計	5,631,416	6,076,736	445,320

（注） 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

	前事業年度（百万円）	当事業年度（百万円）	増減（百万円）
	(A)	(B)	(B) - (A)
住宅ローン残高	1,085,165	1,178,904	93,739
その他ローン残高	65,625	119,703	54,078
計	1,150,790	1,298,608	147,817

## (4) 中小企業等貸出金

			前事業年度	当事業年度	増減
			(A)	(B)	(B) - (A)
中小企業等貸出金残高	①	百万円	2,749,744	2,829,257	79,513
総貸出金残高	②	百万円	4,178,001	4,205,913	27,912
中小企業等貸出金比率	①/②	%	65.81	67.27	1.45
中小企業等貸出先件数	③	件	268,439	389,390	120,951
総貸出先件数	④	件	268,855	389,839	120,984
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.85	99.88	0.04

（注） 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人）以下の会社及び個人であります。

## 5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

## ○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	—	—	—	—
信用状	—	—	—	—
保証	34	12,566	32	11,616
計	34	12,566	32	11,616



## 6. 内国為替の状況（単体）

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数（千口）	金額（百万円）	口数（千口）	金額（百万円）
送金為替	各地へ向けた分	10,436	9,400,658	9,957	9,670,109
	各地より受けた分	7,748	10,088,444	7,776	10,710,591
代金取立	各地へ向けた分	0	5,281	0	4,551
	各地より受けた分	0	364	0	11

## 7. 外国為替の状況（単体）

区分		前事業年度	当事業年度
		金額（百万米ドル）	金額（百万米ドル）
仕向為替	売渡為替	4,945	4,244
	買入為替	13	5
被仕向為替	支払為替	5,609	6,441
	取立為替	401	351
計		10,969	11,042

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円)

	平成26年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	13.58%
2. 連結における自己資本の額	8,176
3. リスク・アセットの額	60,167
4. 連結総所要自己資本額	5,503

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円)

	平成26年3月31日
1. 自己資本比率(2/3)	15.34%
2. 単体における自己資本の額	8,900
3. リスク・アセットの額	58,018
4. 単体総所要自己資本額	4,961

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成25年3月31日	平成26年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	386	132
危険債権	1,983	1,467
要管理債権	57	49
正常債権	43,178	41,636

## 2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3【対処すべき課題】

当行グループは、「第一次中期経営計画」を踏まえ、持続的な成長と経営理念の実現を確かなものとするため、「特色ある事業基盤の確立」、「収益の増加と財務体質の一層の改善」、「顧客から共感され、社会・市場から必要とされる金融グループへ」の三つを目標に掲げた「第二次中期経営計画」（対象期間：平成26年3月期から平成28年3月期）を平成25年3月に策定いたしました。同計画の達成に向けて、以下のとおり各種戦略施策、体制の強化に引き続き取り組んでまいります。

### ①お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による当行グループ全体の長期的・安定的な収益の計上

当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、付加価値の高い商品・サービスをスピーディーにご提供するとともに、グループ全体で徹底した合理化に取り組むことで、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。また、震災被災地域の復興支援に真摯に取り組み、被災地の一日も早い復興のため、金融機関として円滑な金融サービスのご提供に努めてまいります。

#### （法人業務）

法人業務については、事業参画を通じた企業・産業・地域の成長支援と、専門能力の強化・実践を基本戦略とし、「医療・ヘルスケア」、「再生可能エネルギー」、「創業支援・企業再生支援」を重点分野に定め、当該分野における知見・ネットワーク・金融機能の融合による最高のサービスの提供による差別化を促進します。また、当行グループの専門性のある分野を一層強化し、不動産ファイナンスにおけるポートフォリオの再構築と収益の確保、今後成長が見込まれるストラクチャードファイナンス分野での新たな取り組み強化、金融円滑化法終了後の対応における他の金融機関などとの連携を通じた、当行グループの事業再生ノウハウの提供、マーケットソリューション能力の充実・強化などに積極的に取り組んでまいります。事業法人向け貸出については、お客さまの問題を自らの課題として取り組む「事業参画」アプローチを基本に、法人営業体制を強化し、顧客基盤の更なる拡大を図ります。金融法人に対しては、多面的な機能提供による取引深耕と業務協調を推進するとともに、強固な金融法人ネットワークを通じた提携ビジネスを推進いたします。海外については、地域金融機関や海外の現地金融機関と連携して、お客さまの海外展開を引き続き支援するとともに、欧州やアジア・オセアニア地域などでの優良なプロジェクトファイナンス案件への取り組みを強化してまいります。

#### （個人業務）

当行では、当行グループ全ての機能を活用し、運用・決済・融資・コンサルティングなど幅広い接点を通じた多面的なお取引の提供により、コア顧客の拡大に注力してまいります。このため、店舗・コールセンター・インターネットそれぞれの特性を活かしたチャネル間の連携の強化、お客さまの視点に立った投資信託や仕組債などの商品・サービスの他社に先んじての提供、コンサルティング力のさらなる強化などを図り、新たなリテール金融モデルの実現を目指します。また、ローンビジネスについては、お客さまのニーズをより深く理解した住宅ローン商品の拡充、無担保カードローン市場における信頼される貸手としての地位の確立、目的ローン商品の品揃えと残高の拡大、地域金融機関との連携による保証業務の拡大などに取り組む、さらなる拡大・発展を目指します。海外については、アジア地域での中間層の拡大に伴う小口資金ニーズに対して、無担保ローンや割賦などの活用を検討するとともに、国内のお客さまの海外での資金運用ニーズへの対応も検討してまいります。

### ②リスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、グループ会社を含めた、「パーゼルⅢ」（銀行法に基づく自己資本比率規制で、当行は基礎的内部格付手法を採用）のスムーズな運用とリスク管理の高度化およびリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営により一層努めてまいります。また、パーゼルⅢに対しては、規制上は国内基準行ではありますが、国際統一基準も意識した経営を行い、必要な体制準備や施策に取り組んでまいります。

当行は、監査役会設置会社を選択しております。このガバナンス体制のもと、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行および取締役会から独立した監査役および監査役会に監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効くガバナンス体制を確立しています。また、日常の業務執行の機動性を確保するため執行役員制度を導入し、取締役社長をはじめとする業務執行取締役による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員および各業務部門の部門長がそれぞれ管掌する業務を効率的に遂行する体制を確保しております。さらに、取締役会の承認に基づき、業務執行取締役、部門長である執行役員などからなる経営会議（Executive Committee）を設置し、迅速かつ効率的な業務運営を実現してまいります。

当行グループは、「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」（いわゆる“J-SOX”）への対応体制を確立し、内部統制システムの運用強化とともに、金融商品取引法の規定に沿い、お客さま保護を念頭においたコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に引き続き努めてまいります。加えて上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。

「第二次中期経営計画」の実行を支える経営インフラの整備のうち、ITシステムの安定稼働に努めることは社会基盤の一端を担う金融機関として果たすべき当然の使命であり、重要な経営課題と考えています。今後は、現行システムの安定稼働に努めるとともに、中長期の経営方針に沿った堅牢で安定的な次期システムの構築に取り組んでまいります。

### ③経営健全化計画の達成

当行は、平成25年3月に新しい「経営の健全化のための計画」（経営健全化計画）を金融庁に提出いたしました。また、「第一次中期経営計画」の基本コンセプトを引き継ぎ平成25年3月に策定した「第二次中期経営計画」の下、新たな分野に挑戦することで、銀行グループのさらなる発展を目指してまいります。当事業年度においては、業務粗利益の進捗の遅れから、単体実質業務純益は298億円と経営健全化計画の目標値を下回ったものの、与信関連費用の大幅な改善等から、単体当期純利益は364億円となり、目標値を上回る結果となりました。当行といたしましては、引き続き公的資金を受けている金融機関としての役割期待を認識し、その社会的責任を全うするとともに、経営健全化計画上の諸施策を真摯に実行し、「第二次中期経営計画」に沿った中長期的に安定した収益基盤の確立に努め、経営健全化計画の達成に向け、全行が一丸となって業務に取り組んでまいります。

今後とも、皆さまには、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

（注記）③については、子会社等を含まない記述となっております。

## 4 【事業等のリスク】

以下において、当行及び当行グループ（当行並びにその連結子会社及び関連会社）の事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

### 1 当行の経営戦略について

当行は平成25年3月18日に、平成26年3月期から平成28年3月期までの3年間を対象とする「第二次中期経営計画」（以下「第二次中計」という。）を発表いたしました。「正常化・再構築」のステージと位置付けていた第一次中期経営計画（平成23年3月期から平成25年3月期までの3年間を対象。）を踏まえ、第二次中計は、「明確な戦略確立と継続的な成長追求」のステージと位置付け、「顧客基盤の更なる拡大」と「良質資産の積み上げ、ポートフォリオの改善」を基本方針とし、以下の3つの目標を定めております。

- ・特色ある事業基盤の確立
- ・収益の増加と財務体質の一層の改善
- ・顧客から共感され、社会・市場から必要とされる金融グループへ

当行は、第二次中計の目標達成に向けて今まで以上に各業務に邁進し、持続的な成長と経営理念の実現につなげていきたいと考えております。また引き続き、公的資金を受けている銀行としての役割期待を認識し、その社会的責任を全うするとともに、社会基盤たるシステムの安定稼働に努め、堅牢で安定的なシステム構築にも取り組んでまいります。

当行は、法人業務については、主として事業法人・公共法人向けファイナンス、アドバイザービジネスを中心に行う「法人部門」と、金融市場・金融法人向けビジネスを行う「金融市場部門」により推進しており、個人業務については、リテールバンキング業務及びコンシューマーファイナンス業務を行う「個人部門」により推進しております。

#### 〔法人業務〕

- ・法人業務については、基本戦略として、お客さまの課題解決に向け、自らも当事者の視点で取り組む「事業参画」を通じた企業・産業・地域の成長支援と専門能力の強化・実践を図ってまいります。

具体的には、「事業参画」アプローチを基本とした営業体制の強化と多面的な収益獲得モデルを構築し、当行グループ各社の有する金融機能を活用したソリューションを企業・産業・地域に提供するとともに、「医療・ヘルスケア」「再生可能エネルギー」「創業支援・企業再生支援」を重点分野とし、当該分野における知見・ネットワーク・金融機能の融合による最高のサービスを提供することによる差別化を実現いたします。また、当行グループの専門性ある分野を一層強化し、不動産ファイナンスにおけるポートフォリオの再構築と収益の確保、プロジェクトファイナンスなど今後成長が見込まれるストラクチャードファイナンス分野での取り組み拡大、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（金融円滑化法）」終了後の対応として他の金融機関等との連携を通じた事業再生ノウハウの提供等、市場環境に応じた商品・ソリューションの提供等を積極的に推進してまいります。

さらに海外戦略として、地域金融機関、海外現地金融機関との連携を通じた事業法人の海外展開支援の強化、欧州やオセアニアでのPFIや日系案件を中心とした優良プロジェクトへの取り組み、豪州等での優良不動産案件への参加、韓国での事業再生関連ビジネス等の強化・拡大を図ってまいります。

当行は、こうした法人向けビジネス戦略の実践を通じて、良質な資産の積み上げと収益力の拡大を図ってまいります。

#### 〔個人業務〕

- ・個人業務については、基本戦略として、当行グループ各社の商品・サービスを、ニーズに合わせて自由に利用できる「コア顧客」を第二次中計公表時点（平成25年3月）での約250万人から平成28年3月末で約500万人へと拡大することを目指し、新たなリテール金融モデルを実現してまいります。

具体的には、グループ一体となった顧客基盤の拡大に向けて、グループ全ての機能を活用したサービスの提供と、運用・決済・融資・コンサルティング等の幅広い接点を通じた複数世代にわたる多面的な取引を展開し、また、グループ全体の資産増加に合わせて安定的な資金調達を推進してまいります。新たなリテール金融モデルの実現に向けては、各顧客チャネルの特性を活かしながらのチャネル間の連携強化、お客さま視点からの投資信託・仕組債等の商品・サービスの他社・他行に先行した提供の推進、お客さまとのより深い信頼関係の構築に向けたコンサルティング力の強化等に努めてまいります。また、ローンビジネスの拡大・発展を図るべく、顧客ニーズをより深く理解した住宅ローン商品の拡充、無担保カードローン市場における信頼される貸し手としての地位の確立、目的ローン商品の品揃えと残高の拡大、地域金融機関との連携による保証ビジネスの拡大を推進いたします。

さらに海外戦略として、中間層が拡大していくアジア地域での小口資金ニーズに対する無担保ローンや割賦業務の展開、及び国内顧客の海外での資金運用ニーズへの対応についても検討してまいります。

- ・財務目標については、以上のようなビジネス戦略の実践を通じて、収益力の拡大と効率性向上を目指します。また、不良債権の削減を推進し、より強靱な財務体質の構築を図ってまいります。
- 資本政策については、当行は国内基準行ではありますが、国際統一基準も意識した経営を行うこととしており、主に内部留保の積み上げによる自己資本の充実・強化等を推進し、国内基準における自己資本比率、及び国際統一基準における普通株式等Tier1比率の一層の改善を図ってまいります。

<第二次中期経営計画の財務目標>

平成28年3月期 (2015年度) 目標値	成長性	当期純利益	700億円
		キャッシュベース当期純利益 <sup>1</sup>	760億円
	収益性	当期純利益RORA <sup>2</sup>	1.0%程度
		経費率	50%台
		ROE	10%程度
	健全性	普通株等Tier1比率 <sup>3</sup>	7.5%程度
		金融再生法上の開示不良債権比率(単体)	2%台

1 純利益からのれんに係る償却額及び企業結合に伴う無形固定資産償却とそれに伴う繰延税金負債取崩額を除いたもの

2 当期純利益/期末リスクアセット額

3 パーゼルⅢ完全適用ベース

- ・さらに、当行は、これらの業務遂行のために、リスク管理、システムについて以下の施策を推進してまいります。

リスク管理につきましては、多元化する外部諸規制に適切に対応するとともに、各リスクのフレームワークの高度化による適正なリスクリターン運営の実現、ビジネス展開に即したリスク管理の実践、人材育成・強化を通じた全行的な案件審査力の向上を図り、リスクテイク能力の強化、リスクカルチャーの一層の深化を目指します。

システムにつきましては、まずは重要システムの総点検、新たなバックアップセンターの構築等によって現行システムの稼動安定化に注力し、さらに中長期の経営方針に沿った堅牢で安定的な次期システムの構築に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

- ・当行のビジネスモデルは、法人業務において、伝統的な銀行業務と革新的な投資銀行業務を組み合わせ、さらには「事業参画」という当行固有の視点を重視した業務運営を志向しており、また個人業務において、リテールバンキング業務及びコンシューマーファイナンス業務を組み合わせ、かつグループの有機一体的な業務運営を志向しており、日本の金融業界においては新しく特色のあるものとなっております。こうしたビジネスモデルの実践は、長期的には継続的利益を上げるために有効であると考えておりますが、その理解が正しいという保証はありません。また、当行グループの業務拡大のためには顧客に当行グループのビジネスモデルが認知される必要がありますが、当行グループのビジネスモデルが顧客にとって馴染みの薄いものである場合、顧客に認知されにくい可能性があります。さらに、今後、経営環境、顧客ニーズ、当行の財務状況等が当初想定と異なる状況となった場合には、現在の中期経営計画の達成が困難となり、または見直しが必要となる可能性があります。

## 2. 法人向け銀行業務の戦略的拡充について

当行は、法人向け銀行業務の拡充のため企業向け貸出及び貸出以外の業務を強化する戦略を掲げております。当行がかかる戦略を実行するに際しては、わが国経済全体の景気動向に加えて、下記のような重要なリスク及び課題に直面しております。

- ・法人顧客ベースの規模が、国内大手銀行グループより小さいため、既存の顧客に対する貸出増強には限界がある可能性があります。
- ・わが国の銀行業界における過当競争により、他行の貸出利率が当行が考えるリスク見合いより低い水準となった場合、新規融資獲得における競争力に欠けることがあります。
- ・当行が経営資源を投入しているノンリコースローンやレバレッジドファイナンス等の新しい貸出形態は、更なる成長やその収益性の維持・拡大が保証されているわけではありません。
- ・政府並びに政府系金融機関が企業再生を主導・関与することにより、企業再生に対する融資及びアドバイザリー業務の機会が縮小したり、収益性が低下する可能性があります。
- ・わが国の銀行業界における競争が厳しいことから、貸出利率における利幅の増加や債務者のリスクに応じた適切な貸出金利設定が困難となる場合があり、全体としての取引関係の維持及び関連業務の獲得のため、当該顧客の信用格付に鑑みて適切と判断される利率より低い貸出利率で貸付を実行しなければならないことがあります。
- ・貸出以外の業務の一部で、国内大手銀行グループや証券会社、外資系金融機関との競争激化により、想定した収益の獲得が困難となる場合があります。
- ・当行が重点的に取り組もうとしている特定の業種・分野について、今後の社会環境の変化や経済動向等に伴って当初想定していた成長が見込めなくなる等といった事態が発生することにより、業務戦略の一部見直しが必要となる可能性があります。

## 3. リテールバンキング業務の戦略的拡充について

当行は、リテールバンキング業務において、継続的に必要な人員及び情報システムに多大な経営資源を投入してきております。当行のリテールバンキング業務を将来に亘って拡大していくに当たって直面している課題には、以下のようなものがあります。

- ・当行は、順調に顧客基盤を拡大してきましたが、メガバンクと呼ばれる他の大手銀行と比較した場合には、相対的にリテール顧客基盤の規模がまだ小さいため、当行が企図する収益性を実現できない可能性があります。
- ・A T Mやテレフォンバンキング、インターネットバンキングで24時間365日いつでもお取引頂けるといった当行が提供するサービスに匹敵するサービスを、競合他社も提供し、或いは提供しようとしており、これにより、他社との差別化が困難となる可能性があります。
- ・当行が提供する資産運用商品や、住宅ローン等のローン商品が、お客さまの嗜好の変化等によって受け入れられない可能性があり、当行はこうした局面に適切に対応していく必要があります。
- ・将来の規制や行政処分が当行のリテールバンキング業務の成長を阻害する可能性があります。

## 4. コンシューマーファイナンス業務の経営環境について

当行は、平成16年9月に株式会社アプラス（現在の株式会社アプラスフィナンシャル。なお、同社は平成22年4月1日付で組織再編を行っているが、「事業等のリスク」においては、同社及び傘下の子会社を包括して引き続き「アプラス」という。）（大阪証券取引所（現東京証券取引所）市場第一部上場）を、平成19年12月にシンキ株式会社（以下「シンキ」という。）を子会社化したことにより、当行のコンシューマーファイナンス業務を大きく拡大しました。

さらに、平成20年9月22日に新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」という。）及びその子会社を買収し、当行グループの完全子会社としております（詳細は下記5.をご参照ください。）。

また、上記のほか、例えば、新生プロパティファイナンス株式会社（旧商号：株式会社エクイオン）及びアポロファイナンス株式会社の買収、帝人ファイナンス株式会社からの個品割賦事業の譲受並びに株式会社ユニコ・コーポレーションからの事業譲受を通じて、中小企業向け融資、消費者金融（コンシューマーファイナンス）及び個品割賦市場等に参入してきました。



これらの買収が成功するかどうかは、1つには、これらの企業の効率性や収益性を強化するために業務運営及び提供する商品を改善することができるかどうかにかかっています。我々の直面している課題には、取引先との緊密な関係を維持する必要があること、いくつかの商品は市場規模が縮小していること、及びアプラスやその他の子会社の業務の効率性を向上させるために当行のIT技術を用いることが困難な可能性があること等が含まれます。これらの目標を達成できない場合、当行の収益が減少し、収益の多様化を目標とする当行の取組みが阻害される可能性があります。

当行子会社によるコンシューマーファイナンス業務については、上限金利及びいわゆる「グリーゾーン金利」の取扱に関する法令及び規制の変更により影響を受け、当行は平成19年3月期以降、必要に応じてアプラス及びシンキについてのれん及び無形資産の減損並びに投資損失の計上を実施いたしました。アプラスはこれまで一連の経営変革を行ってまいりましたが、それがアプラスの収益性を回復するのに十分でない場合、または、下記6.において述べる、シンキがコンシューマーファイナンス業界の経営環境の変化に対応するために採る方策が十分でない場合、コンシューマーファイナンス業務が当行グループの経営成績に将来に亘って悪影響を与え続ける可能性があります。（法令及び規制の変更については下記26.をご参照ください。）

また、債務者一人当たりに対する全貸金業者からの貸付可能総額についての上限を定める総量規制も、貸金業者一般にとって業務上大きな制約となっております。返済期限を迎えたコンシューマーローンの債務者は、借り換えが不可能な場合、かかる返済金の支払ができなくなる可能性があります。こうした債務者は複数の貸主から借入れを行っておりますが、改正法の成立後、アプラス、シンキ及び新生フィナンシャルを含む多くの貸金業者は、厳格化された信用査定基準に従って、これらの債務者に対する追加貸付を制限しております。こうした債務者が貸金業者から借入れを続けることができなくなると、アプラス、シンキ及び新生フィナンシャルからのローンも含め、既存のローンについて債務不履行となる可能性があります。下記7.において述べるようにアプラス、シンキ及び新生フィナンシャルは必要に応じて過払金返還及び貸倒損失に関する追加の引当てを実施しており、また、現時点ではこうした顕著な現象は生じていないと認識しておりますが、消費者金融業界をとりまく昨今の急速な状況変化に鑑みれば、状況変化による影響が予想を上回る可能性があります。

なお、下記5.に記載のとおり、新生フィナンシャルがグリーゾーン損失を受ける可能性のある資産の相当の部分についてこれまで日本GE株式会社（以下「日本GE」という。）による損失補償の対象となっておりましたが、今後発生が見込まれる過払利息損失の額として1,750億円の一括支払いを日本GEから受けたことと引き換えに、平成26年3月31日をもって同損失補償は終了いたしました。

また、下記8.に記載のとおり、当行は、平成23年10月1日より、新生フィナンシャルが「レイク」ブランドで行っている個人向け無担保ローン事業の一部を譲り受け、銀行本体による個人向け無担保ローン業務を開始しております。

## 5. 新生フィナンシャル株式会社の買収について

当行は、平成20年9月22日に、日本GE（買収当時はGEジャパン・ホールディングス株式会社）より、同年7月11日における同社との合意に基づき、新生フィナンシャル（旧商号：GEコンシューマー・ファイナンス株式会社）とその子会社を取得いたしました。

本件買収時点において、新生フィナンシャル及びその子会社においては、「レイク」ブランドの個人ローン、住宅ローン、クレジットカード及び割賦販売業務を行っており、それらの資産8,790億円（個人ローン6,470億円、住宅ローン1,050億円、クレジットカード・割賦債権810億円など）を総額5,800億円で取得しております。

本件買収に際して、将来のグリーゾーン金利関連費用発生に備えた利息返還損失引当金2,210億円がクローリングの段階で計上されております。また、買収時に締結した株式譲渡契約（以下「本件契約」という。）上、取得したグリーゾーン損失を受ける可能性のある資産の相当の部分について、買収時の消費者ローン及びクレジットキャッシング顧客からの将来の過払利息返還請求については、当行の負担は合計で最大2,039億円であり、それを超えるグリーゾーン金利関連費用につき、日本GEが負担することとなっております。平成22年6月以降、グリーゾーン金利関連費用の累積額が上記の当行最大負担額を超えたため、同契約に従って、新生フィナンシャルは日本GEに対して定期的にかかる費用の支払を請求しており、かかる請求に応じて、これまで日本GEからすべて適時に支払いを受けてまいりました。

今般、新生フィナンシャルの過払利息返還に対する日本G Eによる損失補償について、以下に述べる一括支払いを新生フィナンシャルが受けることと引き換えに、同損失補償は平成26年3月31日をもって終了いたしました。この補償の終了により、新生フィナンシャルは、今後発生が見込まれる過払利息返還損失の額として1,750億円の現金払いを日本G Eから受けるとともに、平成25年度第4四半期に同額の利息返還損失引当金の追加計上を実施しました。本件契約では、日本G Eは、平成26年3月31日をもって、当行が今後の損失発生に対応するために見込む金額を新生フィナンシャルに一括して支払うことにより、かかる補償義務を終了させる旨の一括精算選択権を有しており、今般、日本G Eが同選択権を行使したものです。新生フィナンシャルにおける過払利息返還動向は安定して低下傾向が続いていることから、当行及び新生フィナンシャルとしては、今般の利息返還損失引当金の追加計上により、今後発生が見込まれる損失に対して必要な引当水準を確保したものと考えておりますが、今回の追加計上が過去の実績をも踏まえたものであることなどを勘案すると、現在の引当水準が将来に亘って十分であるという保証はなく、また、もし同引当金に過不足が生じた場合には、当行グループの損益状況や財務状況に相当な影響が生じる可能性も皆無とはいえません。

## 6. シンキ及び新生フィナンシャルの業務統合・再編成等について

平成21年2月3日、当行は、消費者金融業界の経営環境が厳しくなる中、新生フィナンシャルとシンキの経営効率の最大化を図るため、新生フィナンシャルとシンキの大幅な業務の統合、再編成を推進すべく両社と基本合意を締結しました。さらに、当行と新生フィナンシャルは共同で平成21年2月4日から同年3月18日までの間、シンキ株式の公開買付けを実施した後、シンキの完全支配化手続きを完了し、平成22年3月にはシンキを新生フィナンシャルの子会社として、より一体的な業務運営を行う態勢を整えました。こうした施策に基づき、新生フィナンシャルとシンキとの間で各種経営資源（対顧客営業及びリスク管理のための各種インフラ等を含む。）の共有及び相互に重複する業務等を始めとしたシンキの業務の大幅な統合・再編成を進めてきておりますが、今後の当行グループを巡る経営環境の変化や、その他予期せぬ事態等が発生した場合、かかる業務の統合・再編成を当行が最終的に期待する内容・規模・時期に実施できる保証はありません。

## 7. コンシューマーファイナンス子会社における引当金について

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下、「出資法」という。）の改正以前から、「利息制限法」は貸付金額に応じて年15%から年20%を、貸付債権に適用できる上限金利として定めていました。そして、「出資法」の上限金利と「利息制限法」の上限金利との差額は一般に「グレーゾーン」金利、超過利息あるいは過払金と呼ばれていました。「利息制限法」の下では、超過利息の支払を定める契約は、かかる超過部分に関して無効であるとされます。しかし、かかる利息制限にかかわらず、「貸金業の規制等に関する法律」（平成19年12月に施行された法改正により、同法の題名は「貸金業法」に改められた。以下、「貸金業法」という。）では、超過利息の支払が任意になされ、かつ貸金業者が貸付実行及び返済に関する各種書面交付義務を遵守している限りは、「出資法」の上限金利以下であれば、超過利息の支払は有効であるとされておりました。

しかし、平成18年1月の最高裁判所の判決では、超過利息の支払は原則として任意になされたものとはみなされないものとされました（詳細は下記26.をご参照ください）。

アプラス及びシンキは過払金返還及びそれに関連する貸倒損失について引当金を計上しておりますが、過払金返還のための引当てに関する平成18年10月日本公認会計士協会公表の監査委員会報告を適用した影響もあり、平成18年9月中旬期に、両社は引当金を増額しました。さらに、上限金利を引き下げる改正法が平成18年12月20日に最終的に成立したことを受けて、アプラスは、大手貸金業者が高リスク債務者への貸付を制限することやそれによって生じる債務不履行の増加及び過払金返還請求の最新の動向を含む、マーケットの変化を考慮して、改めて引当金計上の前提を検討し、現在に至るまで、必要に応じて相当額の追加引当を行ってきております。また、シンキも同様に適宜引当金の積み増しを行ってきております。なお、新生フィナンシャルについては、必要に応じて、貸倒引当金とともに、買収契約に定められたG Eによる損失補償の対象外の貸出資産について利息返還損失引当金を追加計上してまいりました。

近時では「グレーゾーン」金利に関する取引履歴開示請求の件数や過払金返還額は概ね減少傾向にあり、過去のピークを大きく下回っております。このような状況に鑑み、平成23年度以降も、将来に亘る過払金リスクから決別するため、引き続き、必要に応じて利息返還損失引当金の追加繰入を実施してきております。また、新生フィナンシャルについては、5. で述べた通り、過払利息返還損失補償の終了に伴い、平成25年度第4四半期に、今後発生が見込まれる損失として日本G Eから受け取った1,750億円を利息返還損失引当金に計上しました。

当行といたしましては、上記の措置を講じたことにより、過払金返還に係る追加的な損失の発生は限定的なものになると認識しておりますが、引当金額は過去の経験に基づく要素をもとに計算されており、これは将来的に発生する過払金返還請求を考慮するために適切ではない可能性があるため、現在の引当金額が過払金返還請求によって生じる損失に対処するために十分であるという保証はありません。現在の引当金額が将来の過払金返還請求及び関連する貸倒損失への対応として不十分である場合、将来追加の費用が生じる可能性があり、当行グループの損益状況や財務状況に相当な影響が生じる可能性も皆無とはいえません。

## 8. 銀行本体による新たな消費者金融ファイナンス業務の展開

当行は、当局からの必要な認可の取得等を経て、平成23年10月1日より、新生フィナンシャルが「レイク」ブランドで行っている個人向け無担保ローン事業の一部を譲り受け、銀行本体での本格的な無担保カードローンサービス「新生銀行カードローン レイク」を開始し、現時点に至るまで順調に業容を拡大しております。

国内の個人向け無担保ローン市場は、平成22年6月に改正貸金業法が完全施行され、さらに貸し手の市場からの撤退も加速する中であって、大きく縮小しており、未曾有の転換点にあります。一方で、健全な借り手としての個人の小口金融に対するニーズは引き続き存在し、貸し手としては円滑かつ合理的にサービスを提供していくことが求められています。

こうした環境認識の下、当行は、既に一定の顧客認知度を有する「レイク」ブランドを活用して銀行本体で個人向け無担保ローンサービスを提供することにより、お客さまに対する訴求力を一層強めつつ、グループ会社と当行が蓄積してきた審査能力、マーケティングノウハウを融合してお客さまのニーズに円滑・迅速に対応することで、収益力の向上に繋げるとともに、中長期的な視点に立って、この分野におけるリーディングカンパニーとして健全な個人向け無担保ローン市場の形成に貢献してまいります。

当行が本体で上記サービスを開始するにあたって、当行は新生フィナンシャルから、「レイク」ブランドおよび無人店舗、ATM、ACM（自動契約機）、ウェブサイトやカスタマーサービスセンター等、事業展開に必要な資産を譲り受けました。また、マーケティング、契約の受付、顧客サービス、与信管理、債権管理等の業務は当行本体で行っており、これらの業務の体制構築のために、専門部署として当行個人部門消費者金融本部の中に「レイク事業部」を平成23年10月1日付けで新設いたしました。

さらに、新生フィナンシャルは、当行本体による個人向け無担保ローンについて保証サービスを提供いたします。なお、新生フィナンシャルの既存貸付債権の当行への譲渡は行わず、引き続き同社で管理いたします。本件事業譲渡後、同社は「レイク」ブランドは使用せず、「新生フィナンシャル」として既存のお客さまにサービスを提供いたします。同社については、これらの業務に加えて、他の金融機関向けの信用保証業務の拡大にも注力し、今後とも安定的な収益を上げ、さらなる成長を図ってまいります。

当行は、上記事業を展開することにより、収益力の向上と消費者金融ファイナンス業界での確固たる地位の構築を目指してまいります。個人のお客さまのニーズの変化、法令等の規制動向、同業他社との競合状況等により、当初目標を達成することが困難となり、または事業展開の再検討が必要となる可能性があります。

## 9. 金融商品及びサービスの範囲の拡大について

当行の主要な事業戦略は、金融商品、サービス及び投資活動の範囲を拡大することであり、今後もそのような事業戦略を実施してまいります。アプラス、昭和リース、新生フィナンシャル等の買収もまた事業多様化の一環です。また、法人業務においては、引き続き適正なリスク管理の下、様々な資産への投資を検討するとともに、リテールバンキング業務においては、必要に応じて外部金融機関等とも連携しながら、商品・サービスを提供してまいります。当行は、その事業活動を拡充するにあたり、以下を含むリスク及び課題に直面いたします。

- ・新規の業務活動は、見込みどおりとは限らず、また、収益を生むものとなる保証もありません。
- ・当行は、新規事業活動を監督し、指導することのできる人材を獲得し、継続的に雇用することが必要となります。
- ・情報システム、特に顧客が直接にアクセスできるサービスをさらに拡充する必要があります。

## 10. マーケットの変動及び不安定要因による影響について

当行は、債券、株式、デリバティブ商品等の多種の金融商品に対し、日本の国内外において、広く取引・投資活動を行っております。これらの活動による業績は、金利、外国為替、債券及び株式市場の変動等により変動します。例えば、金利の上昇は、一般的に、債券ポートフォリオに悪影響を与えます。さらに、当行のポートフォリオ中の債券に対する信用格付けの格下げまたはデフォルトは、当行業績に悪影響を与える可能性があります。当行が当行の取引・投資に関連して、将来において投資による損失を計上しない保証はありません。

また、近時では、サブプライム・ローン問題に端を発する世界的な金融・資本市場の混乱、平成23年3月に発生した東日本大震災による日本経済の一時的な落ち込み、さらには欧州債務危機をはじめとした、いわゆるソブリンリスクの高まり等、実体経済や金融市場の動揺を引き起こす事態が連続して発生しております。このような事態が発生した場合、貸出先顧客の破綻による貸倒等の損失の発生、貸出先顧客の信用力低下によるリスクアセットの増加、株式を含む有価証券等の価格の下落に伴う資産の目減り、優良な貸出先顧客の減少等に伴う貸出業務や投資銀行業務等における収益の減少、円高の進行に伴う外国資産の時価の下落等が予想され、これらが当行グループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 11. ローン及びその他の資産への投資に関するリスクについて

当行は、クレジットトレーディングや証券化業務において、住宅ローン、不良債権、売掛債権、リース資産等の多様な資産に対する投資を行っており、最終的には、これを回収、売却または証券化することを目的としております。また、特定の資産または特定の格付けもしくは種類の有価証券を集中的に保有する場合があります。かかる営業資産から得られる当行収益が予想より少ない場合（当行により証券化された資産のプールにおいて、当行グループ自身がその残余持分を保有している場合におけるその残余持分の価値の下落を含む）には、当行及び当行グループの損益及び財政面が悪影響を受ける可能性があります。こうした当行が取得できる資産の市場規模及びその価格は常に変動していることから、当行が魅力的な投資機会を常に得られるとは限らず、投資活動の結果が大きく変動する場合があります。

## 12. 海外業務の拡大によるリスクについて

当行の業務の大部分は日本国内におけるものですが、その他の市場における事業・投資の可能性について選別的に検討しております。たとえば、平成17年5月には、当行は新設の在英国子会社であるShinsei International Limitedを通じて、ユーロ債の引受け及び資本市場のアドバイザー業務を開始いたしました。また、平成17年6月には、ドイツにおいて、ドイツの銀行等と共同で不良債権の買取・再編並びに処理を専門に行う合弁会社を設立して不良債権を取得し、また、平成18年7月には、台湾の金融持株会社である日盛金融控股股份有限公司に対し戦略的投資（普通株式及び優先株式の取得）を行いました。さらに、自己勘定によるトレーディング・投資業務を拡大し、米国住宅ローン市場関連、その他の米国・欧州向けを中心としたアセットバック投資等の海外投融資を増加させてまいりました。

しかしながら、サブプライム・ローン問題等による世界的な金融市場の混乱の中、海外投融資に係る損失の計上を余儀なくされたことから、当行としては、海外業務の見直しを含む経営資源の戦略的な再配分を行っており、これらリスクの高い海外投融資の縮小を推進するとともに、リスク管理体制の再構築に取り組んでおります。一方で、近時は、アジア・豪州を中心とした優良案件に対する取り組み強化や地場の金融機関との提携推進など、限定的ながら海外での業務展開を図っているところであります。

当行が海外において行う業務活動は、下記のような一般的に国際的な業務及び投資に関連するリスク及び課題に直面する可能性があります。

- ・ 外貨建資産及び負債に関連する金利及び為替リスク
- ・ 金融サービスの提供及び直接投資に関連する税務及び規制環境の相違
- ・ 社会的、政治的及び経済的な状況の変化
- ・ 能力があり、地域市場の知識の豊富な従業員の雇用の必要性

このようなリスクは、当行の投資経験の浅い資産及び地域に投資する場合に高まる可能性があります。

### 13. リスクマネジメントポリシーの有効性について

当行は、リスクマネジメントポリシー及びそのための手続の確立に向けて注力してきており、今後もその予定であります。しかしながら、当行は急速に事業を発展させているため、かかるポリシー及び手続が、リスクの認識及び管理に際して十分に機能しない可能性があります。当行のリスク管理方法には、過去の市場動向の観測を基準にしているものがあるため、将来のリスク・エクスポージャーを必ずしも正確に予測できない可能性があります。業務上の諸リスク及び法規制に対応するためには、多くの取引及び事象の検証に基づいて、ポリシー及び手続を適切に制定、改廃する必要があり、そうした調整が充分に行われるまではこのようなポリシー及び手続は、効果が十分でない可能性があります。また、当行が買収する可能性のある事業については、より広範な統合手続の中の一環として行わなければならないため、リスクマネジメントポリシーの実施及び管理が特に困難なものとなる可能性があります。

### 14. 訴訟及び預金保険機構によるこれに関する補償について

預金保険機構、ニュー・エルティシービー・パートナーズ・シー・ヴィ及び当行の間の平成12年2月9日付株式売買契約書（以下「株式売買契約書」という。）のもとで、当行は、平成12年3月1日以前の事実に関する訴訟により負担した費用に対する補償を含め、預金保険機構より訴訟等に関連して一定の補償を受けることが可能となっております。

かかる株式売買契約書記載の株式売買契約に基づいて、当行は、預金保険機構に対し計3件の補償請求訴訟を提起していましたが、これら3件の訴訟については平成21年3月10日に訴訟上の和解が成立し、かかる和解により当行と預金保険機構との間で係属中の訴訟はすべて終結しております。

今後も、当行は、株式売買契約に基づいて、預金保険機構に対して補償金の支払いを求める可能性があります。かかる請求についてその全額の補償が得られない可能性があります。また、当行は潜在的な請求権の範囲を評価し適正な引当金を積んでおりますが、かかる引当金が当行の被る損失をカバーするのに十分でない可能性があります。

### 15. 貸倒引当金の十分性について

当行は、顧客の状況、当行が保有する担保の価値及び経済全体の見通しに基づいて、貸倒引当金の額を決定しています。当行の実際の貸倒損失は、予測したそれと大きく異なり、引当額を大幅に上回る可能性があります。そのような場合には、当行の貸倒引当金が不十分となる可能性があります。経済状況の悪化により当行が前提及び見通しを変更したり、担保価値が下落したり、またはその他の要因により当行の予測を上回る悪影響が生じた場合には、当行は、貸倒損失に備えて引当金を増やす必要があります。

当行は、現状の貸倒引当金計上額で、当行が認識する信用リスクからの損失を十分にカバーしていると考えておりますが、今後、これら以外に信用リスクからの損失が発生しない保証はありません。

### 16. ローン・ポートフォリオにおける大口貸出先への集中について

平成26年3月末現在、当行の上位10位までの貸出先は、当行の単体ベースの貸出金残高の約15%を占めており、このうち、公的セクター（その大半が高い信用格付けを有する）が約1割となっております。かかる主要な取引先の業績悪化または当行との関係の著しい変化により、当行の業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。また、公的セクターに関しては、これらの民営化またはリストラクチャリングにより信用力が低下したり、貸出需要が減少する可能性があります。

平成26年3月末現在、当行グループの有する貸出金残高のうち、連結ベースで不動産業分野の占める割合は約13%になりますが、その5割弱はノンリコースローンであります。同日現在において最も高い集中度を示しているのが約15%を占めている金融・保険業分野です。当行の貸出先である公的セクターのいくつかは、当行の業種別貸出分類では金融・保険業に含まれております。当行グループの消費者金融会社向けの貸出金は、金融・保険業分野に対する貸出金の約13%、当行グループの有する貸出金の約2%をそれぞれ占めています。

## 17. 資金調達について

近年、資金調達方法の多様化に努めておりますが、下記のとおり、資金の効率的な調達が困難となるリスクがあります。

- ・今後、リテールバンキング業務及び同業務にかかる預金の営業基盤・顧客基盤の拡大のテンポが伸び悩む可能性があります。
- ・国内の公社債市場の変化や市況動向により、社債またはその他の債券を発行することに制限が生ずる可能性があります。
- ・日本銀行による短期金利に係る方針の変更により、金融市場における資金需給が変化した場合、当行の資金調達に何らかの影響を受ける可能性があります。
- ・人々の認識や市場環境の著しい変化により、資金調達のコストが増加し、または十分な流動性を確保することが予期に反して困難となる可能性があります。

## 18. 信用格付けの影響について

格付機関により信用格付けが下げられると、銀行間市場での短期資金調達あるいは資本調達活動等において相手方との取引を有利な条件で実施できず、または一定の取引を行うことができない可能性があります。そのため、当行の資金調達コスト増加ないし流動性の制約、デリバティブ取引あるいは信託業務上の制約等により当行及び当行グループの損益・財務面が悪影響を受ける可能性があります。

## 19. 有能な従業員の雇用について

既存の市場における当行の地位及び顧客基盤を最大限活かすために、卓越した商品知識・技術及び専門的で豊富な経験や実績を有した従業員を採用し、活用することが事業戦略上重要であります。当行は、投資銀行業務、リテールバンキング業務や財務会計などのさまざまな分野において、豊富な実績と経験を有する従業員を必要としております。さらに、情報システムにおけるインフラを維持し、向上させるためには、熟練した技術者を雇用し、訓練し、かつ定着させる必要があります。当行は、他の銀行のみならず、証券会社及びその他の金融機関との間で、このような従業員の採用において競合関係にありますので、当行が有能な人材を採用し、定着させられる保証はありません。

## 20. 重要な経営陣の退社による事業への影響について

事業を引き続き成功させることは、当行の代表取締役社長である当麻茂樹を含む取締役や執行役員等、上級経営陣の業務能力にかかっています。上級経営陣の誰かの将来における退社が、当行の業務遂行に悪影響を与える可能性があります。

## 21. 情報システムへの依存について

当行の業務の中でも、とりわけリテールバンキング業務においては、その業務戦略の一つとして、当行の情報システム及びインターネットにより顧客にサービスを提供しております。この方法は費用効率がよいものではありませんが、当行の業務はシステムの容量及び信頼性に大きく依存しております。平成18年4月後半から5月上旬にかけて、ATMやインターネットバンキング・サービスにおける不具合が一部発生しました。顧客数及び取引数の増加またはその他の理由により、今後ともサービスの停止が生じない保証はありません。

平成24年1月10日には他行宛送金取引の一部が未完了となり、未完了取引分の送金完了が翌11日までかかるという事態が発生いたしました。本件遅延の原因は、当行が同年1月8日から9日にかけて全銀為替取引システムを東京のセンターから大阪のセンターに移設した際にネットワーク構成に不備が生じたことにあります。当行といたしましては、原因となったネットワーク構成を見直し、十分な処理速度を確保できること等を含むテストを実施するとともに、システム面での内部管理態勢の強化・改善を図る等、再発防止に向けた対策を講じているところであり、今後同様の障害を繰り返すことのないよう、万全を期してまいります。

当行のハードウェア及びソフトウェアは、人為的なミス、地震等の自然災害、停電、妨害・不正行為、コンピュータウイルス等の事故またはインターネットプロバイダー等の第三者からのサポートサービスの中断等により、損害を受け、または機能しなくなる可能性があります。

当行の情報システムは、緊急性・重要性の高い業務についてのバックアップ機能を備えておりますが、これらの機能が十分である保証はありません。さらに、当行のバックアップ・プランは、サービスの大規模な中断時に生じるおそれのあるあらゆる偶発事象に対処できない可能性があります。

## 22. 年金制度及び年金資産に関するリスクについて

当行の年金資産の時価が下落した場合や、将来の退職給付債務の予測計算の基礎に関する事項が変動した場合（年金資産の期待運用収益率が低下するなど）、さらに、退職給付制度が変更された場合、年金費用計上額が増加する可能性があります。また、利子率を巡る環境の変化や他の要因が未積立退職給付債務額や毎年の費用処理額に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 23. 金融サービス市場における競争について

規制緩和、当行を含む国内銀行による収益源の多様化に対する取組み並びに外国企業及び外国人投資家の台頭により、わが国の金融サービス市場は極めて競争の激しいものとなっております。当行は、数多くの金融サービス企業と競争関係にあり、当行より優位に立つ企業もあります。当行の主要な競争相手は以下のとおりです。

- ・大手銀行：わが国における大手銀行グループは、資産、顧客ベース、支店数、及び従業員数の観点から見ても、当行より規模が大きく、また、これらの銀行グループは、様々な投資銀行業務を行っており、かつ、子会社または関係会社として証券会社を有しているうえ、当行同様その収益源を多様化する戦略を採っています。さらに、大手銀行グループ同士の経営統合が成功した場合には、日本の金融市場における競争がより激しくなる可能性があります。また、上記の大手銀行グループのほとんどは、政府が保有していた株式を消却するとともに金融庁への健全化計画の提出義務から解放され、より柔軟な経営が可能となる可能性があります。
- ・証券会社/投資銀行：国内の証券会社及び主要な外国投資銀行の日本における関係会社を含み、当行は、コーポレート・アドバイザー及び投資活動を含む様々な事業領域において、このような企業との競争関係にあります。
- ・その他の銀行：信託銀行、地方銀行、一部の海外商業銀行の日本支店及びリテール専門のオンライン・バンク等とは、これらのその他の銀行が営むそれぞれの分野において競争関係にあります。
- ・政府系金融機関：日本のリテールバンキング部門においては、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）が依然として最大の預貯金総額を有しております。平成24年3月30日に、従前国会で審議されていた郵政改革法案が撤回され、新たに「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案」が国会に提出された後、同年4月27日に成立するに至りました。この法律では、日本郵政株式会社によるゆうちょ銀行等の株式処分が期限のない努力義務とされた一方、新規業務規制については政府がゆうちょ銀行等の株式の二分の一以上を処分した後は認可制から届出制に移行するとされております。このように政府関与が残されたまま届出制に移行する場合には、ゆうちょ銀行等の業務範囲拡大による民業圧迫の懸念がある上、当行を含む民間との適正な競争が担保されないことが懸念されます。また、政府系金融機関については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が平成18年5月26日に成立し、平成20年10月に、国民生活金融公庫等の4つの機関を1つに統合した株式会社日本政策金融公庫が発足するとともに、日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫も民営化（政府全額出資の株式会社に転換）されました。日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫については、完全民営化への動きが進捗した時期もありましたが、その後、平成23年5月2日に成立した「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により、完全民営化の時期が平成27年4月1日から起算して概ね5年から7年を目途とする旨延長されました。また、平成26年度末を目途として政府による株式の保有を含めた組織の在り方等を見直し、必要な措

置を講ずること、それまでは政府は株式の処分を行わないこと等が定められました。今後、完全民営化等が実現されなかった場合や、新たな形での政府の金融市場への参画が行われた場合、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・消費者金融会社及びノンバンク：当行が自ら及び子会社を通じて行っている業務において競争関係にあります。
- ・その他の金融サービス提供者：当行または当行の子会社、関連会社は、債権回収会社及びプライベート・エクイティ・ファンド並びに他の投資家と競争関係にあります。

当行の業務にかかる競争は今後も激化を続けることが見込まれ、当行が現在及び将来の競争相手と効果的に競争できない可能性があります。

#### 24. 金融機関に対する監督官庁による広範な規制等について

近年、わが国の金融サービス市場においては大幅な規制緩和が実施されていますが、当行は依然として、金融機関としての広範な法令上の制限及び監督官庁による監視を受けます。さらに、当行及び当行の関係会社は、金融当局による自己資本規制その他の銀行業務規制に加えて、業務範囲についての制限を受けており、これによって、ビジネスチャンスを追うことができません。当行及び当行のいくつかの関係会社は、業務全般及び貸出資産分類に関して、金融庁またはその他の政府機関により検査を受けております。加えて、金融関連法規・規制をはじめ、その他の適用法規・規制の遵守を怠った場合には、当行または当行のそれらの関係会社が銀行法第26条その他の法令の規定に基づく「業務改善命令」や「業務停止命令」といった行政処分やその他の制裁・罰則・損害賠償請求を受けること等により、当行または当行のそれらの関係会社の業務に制限を受け、評価が悪化し、または経営成績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当行及び当行の関係会社は、これらの命令が発せられた際には、これを厳粛に受け止め、再発防止に向けた抜本的な措置を講じるとともに、全行・全社が一丸となってその履行に努めております。平成24年12月14日に、金融庁は、当行子会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社に対して、証券取引等監視委員会の勧告に基づき、投資一任業務における投資対象資産の買付価格に関するデューディリジェンス態勢が不十分であり、善管注意義務違反の事実が認められたとして、業務改善命令を発しました。当行は、同社に関する業務改善命令を厳粛に受け止め、当行グループにおける法令遵守の一層の徹底と内部管理体制の更なる強化に取り組み、再発防止に努めております。

当行並びにその子会社及び関連会社は、コンシューマーファイナンス業務に関する規制、とりわけ貸金業法（並びに出資法及び利息制限法）の規制に服しています。これらの法令に係る最近の裁判所や金融庁による解釈及び平成18年12月20日に成立した改正法により、コンシューマーファイナンス業務は影響を受けてきました。金融庁や他の政府機関によるコンシューマーファイナンス業務に対する規制上の監視強化によって、かかる業務に従事する当行の子会社や関連会社が適用法令の遵守を怠ったことが判明した場合、これらに対する行政措置がとられる可能性があります。

当行を含む銀行がお客さまに対して販売する仕組預金は通常の預金と異なる投資リスクを内包しているため、銀行は各顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に応じて仕組預金の性質や詳細について適切な説明をすることを求められます。金融商品取引法には、仕組預金やその他の投資商品についての説明義務を強化する規定が盛り込まれており、これに伴って、銀行法上も、デリバティブ預金、外貨預金及び通貨オプション組入型預金等の投資性の強い預金について、広告等に関する規制や契約締結前の書面交付義務、適合性原則等、金融商品取引法上の行為規制が準用されることになっております。また、平成24年9月6日より一時的に募集・販売を停止しておりました円建て仕組預金については、平成24年12月17日より募集・販売を再開しておりますが、同日以降にお預け入れいただく際には、従来、預金保険の保護の範囲となっていた利息等の一部が預金保険の対象外となっており、お客さまに対して、その旨周知徹底を図っております。これらの新たな規制の導入に伴い、当行は、内部コンプライアンス体制のより一層の強化を図っておりますが、これらの遵守を怠った場合は、民事責任を負いまたは行政上の措置を受ける可能性があります。

#### 25. 自己資本比率規制について

当行は、銀行法及び金融庁長官の告示に基づく自己資本比率規制に服しています。当行は、海外に支店等の営業拠点を有しない銀行として、自己資本比率を4.0%以上に保つことが義務付けられております（バーゼルⅢ（国内基準）ベース。詳細は後述）。この最低比率を維持できない場合には、当行は行政処分を受ける可能性があり、間接的に当行の



業務遂行能力に影響を受ける可能性があります。当行が将来追加的な資本を必要とする要因としては、以下のようなものがあります。

- ・将来における重要な事業または資産の取得：当行は、コンシューマーファイナンス業務等を買収によって拡大してきました。また、不良債権やその他の金融資産の市場にも積極的に参加してきました。当行が将来、魅力的な機会を見出した場合、当行はこれらの機会を追求するために必要な追加的な資本を必要とする可能性があります。
- ・政府の保有する当行株式の取得：政府は、現在、当行の普通株式469,128,888株を保有しております。当行は、政府が保有する株式を買い取る義務を負っていませんが、かかる買取り（自己株式の取得）を行えば、当行が現在負っている金融庁への健全化計画の提出及び履行状況の報告の義務がなくなります。かかる買取りを行おうとする場合、当行は追加的な資本を必要とする可能性があります。
- ・バーゼル銀行監督委員会による自己資本に関する新バーゼル合意（「バーゼルⅡ」）に沿った自己資本比率規制が平成19年3月末から金融庁により導入されました。この自己資本比率規制における主な変更点には、各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクを反映する内部格付手法の（金融庁の承認を得ての）採用、オペレーショナルリスクに関するリスク資産の割当て、並びにリスク評価方法及び自己資本比率についての当局による検証等があります。当行は基礎的内部格付手法を採用しておりますが、内部格付手法においては債務者の信用状況の悪化等により所要規制資本が増大する可能性があります。
- ・サブプライム・ローン問題が表面化した後、世界的な金融市場の混乱を招いた反省に基づき、資本の量・質の強化等規制資本の枠組の見直しについてバーゼル委員会あるいは各国金融当局等で検討が進められ、平成22年11月のソウル・サミットにおいて、G20首脳によってバーゼルⅢの規制枠組みが承認され、翌12月にバーゼル委員会によってバーゼルⅢテキストが公表されました。バーゼルⅢは平成25年1月1日より段階的に実施されており、それに対応すべく、平成24年3月には上記バーゼルⅢテキストを踏まえて国際基準の自己資本規制に関する金融庁告示が一部改正され、さらに、平成25年3月には国内基準の自己資本規制に関する同告示が一部改正されました。そこでは、かかる新国内基準は平成26年3月末から適用開始されておりますが、経過措置を導入して十分な移行期間を確保しながら段階的に実施されています。当行は、継続的にビジネスを安定的かつ円滑に展開していくため、バーゼルⅢの規制枠組みの達成を念頭に置いた自己資本の量・質の向上を図っていく所存であります。なお、平成26年3月末におけるバーゼルⅢ（国内基準）ベースでの当行の連結自己資本比率は13.58%となっております。

しかしながら、当行が、かかる状況に対処するため、またはその他の理由によりさらなる追加的な資本増強を必要とした場合に、適切な時期にそれを行えず、または資本増強が困難な状況に直面した場合、当行によるビジネスチャンスの追及や事業戦略の遂行は制約される可能性があります。

## 26. コンシューマーファイナンス業務にかかる法的規制等について

当行のコンシューマーファイナンス業務を行う子会社におけるカード・ローン等の融資業務事業（以下「貸金業事業」という。）は、「貸金業法」、「利息制限法」及び「出資法」の適用を受けております。また、平成23年10月1日より事業を開始した当行本体における個人向け無担保ローン事業については、「出資法」、「利息制限法」の適用を受けており、さらに貸金業者の適正な運営確保と借り手の利益保護という「貸金業法」の趣旨を踏まえつつ、銀行法の下において適切に運営していくことが求められているものと認識しております。

平成22年6月18日に施行された改正「出資法」の貸付上限金利は年20%であり、これを超える金利で貸付を行うことはできません。

また、「利息制限法」第1条第1項で、金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、利息の最高限度（元本金額により年利15%乃至20%）の超過部分について無効とするとされております。

平成22年6月18日施行にかかる改正前の「貸金業法」第43条では、同法所定の書面が金銭貸付時及び弁済時に債務者等に交付され、かつ、当該超過部分について債務者が利息として任意に支払った場合において、その支払が同法に規定する書面が交付された契約に基づく支払に該当するときは、「利息制限法」第1条第1項の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなすとされておりました。

しかし、貸金業業界において、「貸金業法」に定める契約書記載事項等の不備を理由に、「利息制限法」に定められた利息の最高限度額の超過部分（超過利息）について返還を求める訴訟が多数提起され、これを認める判決も多数下されております。最高裁判所は、平成18年1月、貸付けに関する契約書に、債務者が超過利息を含む約定利息の支払を遅滞したときには期限の利益を喪失する旨の特約が含まれる場合、特段の事情がない限り、当該超過利息は任意に支払わ

れたとは認められないとする判断を下しました。金融庁も、かかる最高裁判所の判断に従った貸金業法の施行規則の改正を行いました。当行の貸金業事業も含め、多くの貸金業者が用いる貸付けに関する契約書には、このような期限の利益喪失特約条項が設けられていたことから、最高裁判所の判断及び金融庁による貸金業法の施行規則改正は、超過利息について支払いを拒む債務者や、既に支払った超過利息の返還を求める債務者の増加等により、当行の貸金業事業を含む貸金業一般に対して重大な悪影響を与えております。さらに、平成22年6月18日に施行された改正貸金業法では、一人の顧客が貸金業者から借り入れることのできる総額についても、原則として年収の3分の1を上限とする新たな規制（総量規制）を課しており、このことも貸金業者にとって業務上大きな制約となっております。

アプラスの消費者金融、シンキ及び新生フィナンシャルについては、平成19年度より新規顧客及び既存顧客の一部については既に引き下げ後の上限金利を適用して新たな貸付を行ってきましたが、平成22年6月の最終施行により、新規貸付は全て利息制限法の範囲内で実施しております。今後、さらなる業務規制が課せられた場合、当行グループのコンシューマーファイナンス業務が影響を受ける可能性があります。

当行グループのコンシューマーファイナンス業務における包括信用購入あっせん事業及び個別信用購入あっせん事業は「割賦販売法」の適用を受けており、これにより各種の事業規制（取引条件の表示、書面の交付、契約解除等に伴う損害賠償等の額の制限、信用購入あっせん業者に対する抗弁、支払能力を超える購入の防止、継続的役務に関する消費者トラブルの防止等）を受けております。特に信用購入あっせん業者に対する抗弁に関連し、顧客が商品、指定権利または役務につき販売業者に対し抗弁を有する場合、それをもって信用購入あっせん業者への支払を停止または支払を免れることが可能となる場合があります。このような事態が多数生じた場合、当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当行グループのコンシューマーファイナンス業務が直接適用を受けるものではありませんが、当行グループのコンシューマーファイナンス業務の提携先の中に「特定商取引に関する法律」（以下「特定商取引法」という。）の適用を受ける提携先があります。「特定商取引法」は、特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引）に関する法令ですが、これまでにクーリングオフの延長、役務取引、電話勧誘販売や訪問購入取引の規制、特定継続的役務における指定役務の追加、訪問販売等における指定商品・指定役務制の廃止等の改正が実施されてまいりました。同法の適用を受ける提携先の動向によっては、包括信用購入あっせん事業及び個別信用購入あっせん事業に影響を及ぼす可能性があります。

## 27. 個人情報等の保護について

近年、企業や金融機関等が保有する個人に関する情報や記録の漏洩または不正アクセスに関する事件が多発しています。平成17年4月より「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」が全面的に施行されたことに伴い、当行としても、個人情報を保有する金融機関として、個人情報保護法に従い個人情報の保護に努めております。しかしながら、万一事故があった場合、それによる損害に対し賠償を行わなければならない事態が発生し、または監督機関の処分を受ける可能性があります。さらに、そうした事故が発生することにより、当行の営業やブランドに対する一般の認識に悪影響が及ぶおそれがあり、その結果として顧客や市場の当行に対する信用が低下する可能性があります。

## 28. わが国の金融システム全般の不振に伴うリスクについて

わが国の金融システムの健全性に懸念が持たれた場合、当行を含む銀行の業務及び財政状態に、以下のような影響を与える可能性があります。

- ・わが国の金融市場に関する否定的な報道により、預金者からの信頼が損なわれ、当行の企業イメージまたは当行の株価が悪影響を受ける可能性があります。
- ・国際金融市場において、当行を含む国内金融機関がリスク・プレミアムの要求または信用規制を受ける可能性があります。それにより、当行の海外での資金運用・調達に影響を受ける可能性があります。
- ・政府は、社会経済全体の利益を保護する政策を導入する可能性があります。それは個々の銀行の株主の利益とは反する場合があります。

- ・金融庁は、当行を含む銀行に対する定期検査または特別検査の結果、規制、会計等についての政策を変更する可能性があります。

## 29. 政府による当行の普通株式の売却の可能性について

平成18年7月、預金保険機構は整理回収機構が保有していた第三回乙種優先株式の半数である3億株を普通株式200,033千株に転換（当行が優先株式の取得と引換えに行う普通株式の交付をいいます。以下同様。）し、翌8月に東京証券取引所の立会時間外取引であるToSTNeT-2により売却しました。これを受けて、当行は当該転換にかかる普通株式の87.7%に相当する175,466千株を当該ToSTNeT-2取引により総額1,321億円で買入れました。その余の普通株式は一般投資家によって購入されました。

また、整理回収機構が保有していた第三回乙種優先株式の残り3億株は、平成19年8月1日に普通株式に一斉転換され、整理回収機構は当行の普通株式2億株を保有することとなりました。

さらに預金保険機構は、当行の第二回甲種優先株式全てを保有しておりましたが、平成20年3月31日、預金保険機構の請求により、360円の転換価額で全て当行の普通株式269,128,888株に転換されました。

その結果、預金保険機構及び整理回収機構は、合計で当行の普通株式を469,128,888株（当行の普通株式の17.1%）を保有しています（預金保険機構保有分269,128,888株（当行の普通株式の約9.8%）、整理回収機構保有分200,000,000株（当行の普通株式の約7.3%））。当行は、預金保険機構及び整理回収機構が保有する普通株式を買い取る法的義務を負っておりませんが、かかる普通株式は政府により売却される可能性があり、実際に売却された場合には、当行の普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

## 30. 当行の経営に対する政府の影響力について

当行の普通株式の保有者である政府（預金保険機構及び整理回収機構）は、当行の経営に影響力を有します。金融庁は、平成17年10月28日に、「公的資金（優先株式等）の処分の考え方について」を公表し、公的資本増強により取得した優先株式等の処分について、「納税者の利益」の立場により重きを置いた財産管理という観点を踏まえ、公的資本増強の経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避を前提としつつ、金融システム安定化の果実として公的資金から生じる利益を確実に回収することを基本とするの方針を確立しました。また、預金保険機構に対し、公的資本増強を巡る局面の変化に応じ、今後とも、公的資本増強行自らの資本政策に基づく申出による処分を基本としつつ、あわせて、優先株式の商品性やその時点での株価の状況等を踏まえ、適切かつ柔軟な対応を行いうるよう求めました。預金保険機構は、これを踏まえ、同日、「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」を公表し、金融機関からの申出があった場合の対応に加え、新たに、申出がなくても処分を検討する場合の考え方・判断基準を示しました。しかし、政府が当行の普通株式をいつまで保有するかは明らかではありません。政府がこれらの株式を保有する限り、当行が政府から公的資金の注入を受けている状態が継続します。

整理回収機構から公的資金を受ける際に、当行は、法律に基づき経営健全化計画を作成し、これを定期的に見直しするよう義務づけられております。当行は、経営健全化計画の収益目標と実績値が大幅に乖離した場合には、金融庁より、業務改善命令を受ける可能性があります。さらに、その際には業務改善命令に基づく業務改善計画を提出した後、その内容を反映した経営健全化計画の修正計画を提出いたしますが、同計画が達成されないときはさらなる行政処分を受ける可能性があります。また、同計画については、中小企業に対する貸出に関する計画目標を達成できない場合等には、金融庁から業務改善命令を受け、業務改善計画の提出・履行等を求められる可能性があります。

今後も、政府が当行経営に必要に応じて影響を与える可能性があります。政府は、株主及び監督当局の両方の立場から、当行の経営陣が当行の戦略全般に沿っていないと考える活動を求める可能性があります。

## 31. 当行による募集株式の発行・自己株式の処分による影響について

当行の取締役会は、通常は株主総会決議を経ずに、発行可能株式総数の範囲内で募集株式を発行することができます。

将来当行が新規に募集株式を発行し、または自己株式を処分した場合、株式が希薄化するおそれがあります。募集株式の発行等及びその可能性があることが、当行の株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

### 32. 普通株式の配当に関する制約について

当行の普通株式の配当につきましては、経営健全化計画等に基づき、原則として、経営健全化計画に記載された普通株式配当金の数値が当該年度の配当金の上限であると考えられております。

かかる制約により、当該年度の当行の利益に照らして十分な配当が行われないおそれがあります。

### 33. 将来における規制変更の影響について

当行は現時点の規制に従って業務を遂行していますが、将来における法律、規則、税制、実務慣行、法解釈、財政及びその他の政策の変更並びにそれらによって発生する事態が、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。しかし、どのような影響が発生しうるかについて、その種類・内容・程度等を予測することは困難であり、当行がコントロールしうるものではありません。

### 34. 当行の銀行主要株主について

平成19年11月22日、サターンIサブ（ケイマン）エグゼンプト・リミテッド、サターン・ジャパンIIサブ・シーブイ、サターン・ジャパンIIIサブ・シーブイ及びサターンIVサブ・エルピー（以下「サターン4者」といいます。）が、平成20年1月10日までの30営業日を公開買付期間として当行普通株式に対する公開買付けを開始し、その後、同公開買付期間は平成20年1月17日まで延長され同日終了しました。その結果、サターン4者は当行普通株式358,456,000株を取得しました。さらに、当行は平成20年2月4日を払込日とする総額500億円の普通株式（117,647,059株）の第三者割当増資をサターン4者宛てに実施いたしました。サターン4者は、大株主として長期に亘り当行を支援し、また金融業界の豊かな知識と経験を持った当行取締役として継続的に助言を行ってきた、J. クリストファー・フラワーズ氏（以下「JCF氏」といいます。）が会長を務めるジェイ・シー・フラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシー（J. C. Flowers & Co. LLC、以下「JCF&Co.」）といいます。）の関係者を含む投資家が本件の公開買付けのために組成した投資ビークルです。

さらに、平成23年3月には、海外募集により当行普通株式690百万株を新規発行いたしました。その際、JCF氏から当行の発展に対するコミットメントを従来同様に維持する意向を受けており、当行としても、JCF氏の実績及び意向を勘案すれば、サターン4者及びJCF氏（以下「本指定先」という。）に対する配分の指定は当該増資を円滑に実施するために重要であると判断し、本指定先に対して合計172百万株を割り当てました。

以上の結果、サターン4者及びその他のJCF&Co.の関係者は、既存保有分並びに公開買付け、第三者割当増資及び海外募集による取得分を含め、当行の普通株式を平成26年3月末現在約20%保有しております。

当行は、当行の銀行主要株主等との取引について、通常の手続に加えて第三者的視点から、銀行主要株主等からの独立性確保・事業リスク遮断の状況を確認することを目的とする「銀行主要株主等との取引に係るガイドライン」を定めております。

また、サターン4者及びその他のJCF&Co.の関係者は、当行の株主基盤及びビジネスモデルを強化し、顧客に提供される金融商品及びサービスを拡大することを目的として当行の長期的な事業計画に対する自らのコミットメントを維持したいとの意向を示しておりますが、かかる普通株式はこれらの株主により売却される可能性があり、実際に売却された場合には、当行の普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

当行は、日本GEと、新生フィナンシャルの過払い利息返還に対する日本GEによる損失補償について、日本GEから以下に述べる一括払いを受けることと引き換えに、平成26年3月31日をもって終了することに合意しました。

当行は、平成20年9月22日に、日本GE（契約当時はGEジャパン・ホールディング合同会社）と株式譲渡契約を締結し、新生フィナンシャルとその子会社を取得いたしました。

同契約に従い、日本GEは、新生フィナンシャルの資産の相当部分について過払い利息返還損失を補償することとなっておりましたが、さらに同契約では、日本GEは、平成26年3月31日をもって、当行が今後の損失発生に対応するために見込む金額を新生フィナンシャルに一括して支払うことにより、かかる補償義務を終了させる旨の一括払い精算選択権を有しておりました。

今般、日本GEでは同選択権を行使することとし、これにより、損失補償が終了いたしました。この補償の終了により、新生フィナンシャルは、同日付で、今後発生が見込まれる過払い利息返還損失の額として1,750億円の現金支払いを日本GEから受けるとともに、平成25年度第4四半期に、同額の利息返還損失引当金の追加計上を実施いたしました。

## 6 【研究開発活動】

該当ありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### 1. 経営成績の分析

#### (1) 連結損益の状況

当連結会計年度の経常利益は441億円（前連結会計年度比103億円減少）となりました。

資金運用収益から資金調達費用を控除したネットの資金利益については、資金利鞘は改善したものの、調達が増加する一方で、運用資産残高が伸び悩んだことにより、前連結会計年度比減少しました。

役務取引等収益・特定取引収益・その他業務収益から各費用を控除したネットの非資金利益と保有株式関連のネット損益との合計については、市場関連取引に伴う収益の伸び悩みや、ALM業務において国債や米国債の売却損を計上したものの、プリンシパルトランザクションズ業務における堅調な収益計上、割賦収益の増加、リテールバンキングにおける堅調な投資商品販売等により、前連結会計年度比増加しました。

人件費、物件費といった経費については、引き続き業務の効率化を推進した一方で、要員の増強や広告展開など、業務基盤の拡充を図るために経営資源の積極的な投入を行った結果、前連結会計年度に比べて増加しました。

与信関連費用については、従来のような大口の貸倒引当金の計上はなく、不良債権の売却等による同引当金の取崩益の計上や債権の良質化等により、前連結会計年度に比べて大きく改善しました。利息返還損失引当金については、当連結会計年度においては156億円の追加繰入を実施いたしました。

この結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は460億円（前連結会計年度比78億円減少）となりました。

さらに、法人税、住民税及び事業税が24億円（損失）、法人税等調整額が7億円（利益）、少数株主利益が29億円（損失）となり、この結果、当連結会計年度の当期純利益は413億円（前連結会計年度比97億円減少）となりました。

<連結>

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) (億円)	増減 (億円)
経常収益	3,860	3,752	△108
資金運用収益	1,478	1,432	△45
役務取引等収益	403	436	32
特定取引収益	226	165	△61
その他業務収益	1,412	1,426	13
うちリース収入	871	872	1
うち割賦収入	293	311	18
その他経常収益	339	292	△47
経常費用	3,315	3,310	△4
資金調達費用	361	327	△33
役務取引等費用	211	211	0
特定取引費用	26	25	△1
その他業務費用	998	1,004	6
うちリース原価	769	780	11
うち割賦原価	40	38	△2
営業経費	1,417	1,448	30
のれん償却額	70	64	△5
無形資産償却額	37	33	△4
その他の営業経費	1,309	1,350	40
その他経常費用	299	293	△6
うち貸倒引当金繰入額	137	62	△75
うち利息返還損失引当金繰入額	—	156	156
経常利益	544	441	△103
特別損益	△6	18	24
うち固定資産処分損益	1	14	12
税金等調整前当期純利益	538	460	△78
法人税、住民税及び事業税	5	24	18
法人税等調整額	△13	△7	5
少数株主利益	35	29	△5
当期純利益	510	413	△97
当期純利益 (キャッシュベース) (注3)	604	498	△105

1株当たり当期純利益金額	19円24銭	15円59銭	△3円65銭
同上 (キャッシュベース)	22円77銭	18円78銭	△3円99銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(注1)	—	15円59銭	—
同上 (キャッシュベース) (注2)	—	18円78銭	—
1株当たり純資産	233円65銭	247円82銭	14円17銭
潜在株式調整後1株当たり純資産	233円65銭	247円82銭	14円17銭

- (注) 1. 計算上の前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、19円24銭であります。
2. 計算上の前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（キャッシュベース）は、22円77銭であります。
3. キャッシュベースの当期純利益とは、子会社買収に伴うのれんに係る償却・減損額（追加償却を含む）及び無形資産償却・減損額とそれに伴う繰延税金負債取崩を除いたベースであり、以下のとおりであります。

（単位：億円）

当期純利益（△は純損失）	+413
無形資産償却（+）	+33
無形資産償却に伴う繰延税金負債取崩（△）	△12
のれん償却（+）	+64
当期純利益（キャッシュベース）	+498

なお、無形資産償却に伴う繰延税金負債取崩とは、無形資産の会計上の認識時に対応する繰延税金負債も計上することになっており、このため、事後の無形資産の償却にあたって、対応する繰延税金負債も逐次、償却に比例して取り崩すものであります。

4. セグメント別の収益状況等については、「第5 経理の状況」「1 連結財務諸表等」「セグメント情報等」をご参照ください。
5. 指標算式は以下をご参照ください。

指標算式

○1株当たり当期純利益金額

$$\frac{\text{連結損益計算書上の当期純利益} - \text{普通株主に帰属しない金額}^{*1}}{\text{普通株式の期中平均株式数}^{*2}}$$

○潜在株式調整後<sup>\*3</sup>1株当たり当期純利益金額

$$\frac{\text{連結損益計算書上の当期純利益} - \text{普通株主に帰属しない金額}^{*1} + \text{当期純利益調整額}^{*4}}{\text{普通株式の期中平均株式数}^{*2} + \text{普通株式増加数}}$$

○1株当たり純資産

$$\frac{\text{連結貸借対照表の純資産の部の合計額}^{*5} - \text{控除する金額}^{*6}}{\text{期末発行済普通株式数}^{*2}}$$

○潜在株式調整後<sup>\*3</sup>1株当たり純資産

$$\frac{\text{連結貸借対照表の純資産の部の合計額}^{*5}}{\text{期末発行済普通株式数}^{*2} + \text{普通株式増加数}}$$

\*1 優先株式の配当金総額

\*2 自己株式を除く

自己株式控除後期中平均普通株式数（連結）

前連結会計年度 2,653,919,247株 当連結会計年度 2,653,919,247株

自己株式控除後期末普通株式数（連結）

前連結会計年度末 2,653,919,247株 当連結会計年度末 2,653,919,247株

\*3 潜在株式調整後期中平均普通株式数（連結）

前連結会計年度 2,653,919,247株 当連結会計年度 2,653,921,423株

潜在株式調整後期末普通株式数（連結）

前連結会計年度末 2,653,919,247株 当連結会計年度末 2,653,921,423株

\*4 優先株式の配当額等

\*5 期末純資産の部合計から、期末新株予約権及び期末少数株主持分を控除

\*6 優先株式発行金額及び優先株式配当額

また、1株当たり当期純利益金額（キャッシュベース）及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（キャッシュベース）につきましても、上記算式に準じて算出しております。



## (2) 単体損益の状況

当事業年度の資金利益は、平成23年10月に銀行本体で開始された消費者金融ファイナンス業務に係る資金利益が着実に増加していることに加え、新生フィナンシャル等の子会社からの配当金が前事業年度に比べ増加したこと等により、前事業年度比増加しました。

非資金利益である役員取引等利益・特定取引利益・その他業務利益については、市場関連取引が伸び悩んだこと、またALM業務における国債や米国債の売却損の影響もあって、前事業年度比減少しました。

経費につきましては、各部門で業務の合理化・効率化に努めた一方で、第二次中期計画を円滑に遂行するための施策を積極的に展開したことに伴うコストの計上もあって、前事業年度の673億円から当事業年度は690億円に増加しました。

以上の結果、実質業務純益として298億円を計上いたしました（前事業年度比38億円増加）。

経常利益については、与信関連費用や株式関連損益の改善等により、376億円（同比119億円増加）となりました。

さらに特別損益18億円（損失）、法人税、住民税及び事業税3億円（利益）、法人税等調整額2億円（利益）を計上し、結果、当事業年度の当期純利益は364億円（同比117億円増加）となりました。

< 単体 >

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) (億円)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) (億円)	増減 (億円)
業務粗利益 (注1)	933	989	55
資金利益	620	809	188
役務取引等利益 (注1)	103	79	△24
うち金銭の信託運用損益	51	38	△13
特定取引利益	145	53	△91
その他業務利益	63	46	△17
うち債券関係損益	38	△31	△69
経費 (除く臨時処理分)	673	690	17
人件費	211	215	4
物件費	429	440	10
税金	32	34	2
<b>実質業務純益 (注1)</b> (一般貸倒引当金繰入前・ 金銭の信託運用損益加算後)	<b>259</b>	<b>298</b>	<b>38</b>
臨時損益 (注2)	△2	78	80
株式等損益	17	32	14
不良債権処理額	△12	△72	△60
貸出金償却	68	20	△48
貸倒引当金繰入額	4	—	△4
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—	—
その他の債権売却損・処分損等	—	—	—
退職給付関連費用	23	23	△0
その他臨時損失・費用 (注2)	9	3	△5
<b>経常利益</b>	<b>257</b>	<b>376</b>	<b>119</b>
特別損益	△23	△18	4
うち固定資産処分損益	△0	△1	△0
税引前当期純利益	234	358	124
法人税、住民税及び事業税	△7	△3	4
法人税等調整額	△4	△2	2
<b>当期純利益</b>	<b>246</b>	<b>364</b>	<b>117</b>

- (注) 1. 金銭の信託運用損益は、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから本来業務にかかる損益ととらえており、業務粗利益・役務取引等利益・実質業務純益に加えて報告しております。
2. 臨時損益には、金銭の信託運用見合費用を含めております。

## (3) ROA、ROE

## &lt;連結&gt;

		前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) (%)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) (%)	増減 (%)
ROA (注1)	当期純利益ベース	0.6	0.5	△0.1
	同上 (キャッシュベース)	0.7	0.5	△0.1
ROE (注2)	当期純利益ベース	8.6	6.5	△2.1
	同上 (キャッシュベース)	10.2	7.8	△2.4
潜在株式調整後 ROE (注3)	当期純利益ベース	8.6	6.5	△2.1
	同上 (キャッシュベース)	10.2	7.8	△2.4
修正ROE (注4)	キャッシュベース当期純利益	11.1	8.3	△2.8

## &lt;単体&gt;

		前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) (%)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) (%)	増減 (%)
ROE (注2)	実質業務純益ベース	3.98	4.38	0.41
	当期純利益ベース	3.77	5.35	1.58

(注) 1. (期首総資産+期末総資産) / 2 を計算上、分母として用いております。なおキャッシュベース当期純利益を用いて算出する際の分母は、のれん及び無形資産を除いた総資産の期首・期末平均であります。

当期純利益－優先株式配当額

2. 算出式：
$$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先株式配当額}}{(\text{期首の普通株式に係る純資産額} + \text{期末の普通株式に係る純資産額}) / 2}$$

3. 算出式：
$$\frac{\text{当期純利益}}{\{(\text{期首純資産の部合計} - \text{期首新株予約権} - \text{期首少数株主持分}) + (\text{期末純資産の部合計} - \text{期末新株予約権} - \text{期末少数株主持分})\} / 2}$$

4. 算出式：
$$\frac{\text{キャッシュベース当期純利益}}{[\{(\text{期首純資産の部合計} - \text{期首新株予約権} - \text{期首少数株主持分}) - \text{期首のれん} - \text{期首無形資産} \times (1 - \text{実効税率})\} + \{(\text{期末純資産の部合計} - \text{期末新株予約権} - \text{期末少数株主持分}) - \text{期末のれん} - \text{期末無形資産} \times (1 - \text{実効税率})\}] / 2}$$

(分子) 当期純利益から、のれんに係る償却・減損額 (追加償却を含む) 及び無形資産償却・減損額とそれに伴う繰延税金負債取崩 (税制改正に伴うものを含む) を除いたもの。

(分母) 純資産の部合計から、新株予約権、少数株主持分、のれん及び無形資産とそれに伴う繰延税金負債を除いたものの期首・期末平均。

## (4) 与信関連費用

当連結会計年度（当事業年度）は、従来のような大口の引当てが生じず、不良債権の売却等による貸倒引当金取崩益の計上や保有資産の良質化等もあって、大幅な改善に至っております。連結ベースでの不良債権処理額が単体比多くなっておりましては、主に新生フィナンシャル及びアプラスフィナンシャル等のコンシューマーファイナンス子会社における与信関連費用の計上によるものであります。

## &lt;連結&gt;

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) (億円)	増減 (億円)
貸倒引当金繰入額	137	62	△75
一般貸倒引当金繰入額 (△取崩額)	△53	28	81
個別貸倒引当金繰入額	191	34	△157
特定海外債権引当勘定繰入額 (△取崩額)	—	—	—
貸出金償却・債権処分損	84	31	△52
その他貸倒引当金繰入額 (△取崩額)	△0	—	0
リース原価に含まれる不良債権処理額	△4	△2	2
償却債権取立益 (△)	△162	△89	72
合計	55	2	△52

## &lt;単体&gt;

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) (億円)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) (億円)	増減 (億円)
貸倒引当金繰入額 (△戻入益)	4	△72	△77
一般貸倒引当金繰入額 (△取崩額)	△100	△75	25
個別貸倒引当金繰入額	104	2	△102
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—	—
貸出金償却・債権処分損	68	20	△48
償却債権取立益 (△)	△85	△19	65
合計	△12	△72	△60

## 2. 財政状態等の分析

### (1) 連結貸借対照表

連結貸借対照表の主要勘定の推移は、以下のとおりであります。

<連結>

	平成25年3月末(億円)	平成26年3月末(億円)	増減(億円)
資産の部合計	90,293	93,211	2,917
うち貸出金	42,924	43,198	273
うち有価証券	18,423	15,570	△2,853
うち無形資産	124	91	△33
うちのれん	353	289	△64
うち支払承諾見返	5,110	3,584	△1,526
負債の部合計	83,456	85,985	2,528
うち預金・譲渡性預金	54,575	58,504	3,929
うち債券・社債	4,366	2,189	△2,176
うち借入金	7,192	6,434	△758
うち支払承諾	5,110	3,584	△1,526
純資産の部合計	6,836	7,225	389
うち少数株主持分	623	636	13

総資産……貸出金等の増加により、前連結会計年度末(平成25年3月末)比2,917億円増となりました。

貸出金……法人向け貸出において不良債権の回収等もあって残高が減少したものの、個人向け貸出において住宅ローンが引き続き堅調に推移するとともに、コンシューマーファイナンス業務の貸出残高も着実に積み上がっていることから、前連結会計年度比273億円増となりました。

有価証券…有価証券の残高は、主にALM目的で保有している日本国債の保有残高の減少等により、同比2,853億円減の15,570億円となりました。

なお、その他有価証券で時価のあるものの評価差額は以下のとおりであります。

<連結>

	平成25年3月末 評価差額(億円)	平成26年3月末 評価差額(億円)
株式	57	64
債券	△7	△3
国債	4	△7
地方債	0	0
社債	△12	3
その他	39	41
合計	88	102

(注) 上記評価差額のほか、流動性が乏しいことにより過年度に「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分に変更した外国債券に係る金額を加えた後、実効税率や少数株主持分相当額等を勘案後の金額(平成25年3月末38億円、同26年3月末62億円)を、連結貸借対照表の純資産の部にその他有価証券評価差額金として計上しております。

無形資産・のれん……アプラスフィナンシャル、昭和リース、シンキ、新生フィナンシャル及びそれらの連結子会社に対する全面時価評価法の適用により、各社の資産・負債の時価評価を行った結果、当連結会計年度末（平成26年3月末）現在で、以下のとおり無形資産及びのれんを連結貸借対照表に計上しております。

	償却方法・期間	平成26年3月末残高 (億円)	平成25年度償却額 (億円)
アプラスフィナンシャル			
のれん	定額法（10年）	17	8
昭和リース			
無形資産		23	5
商標価値	定額法（10年）	1	1
商権価値（顧客関係）	級数法（20年）	19	3
契約価値（サブリース契約関係）	定額法（契約残存年数による）	2	0
のれん	定額法（20年）	236	21
シンキ			
負ののれん（△）	定額法（20年）	△48	△3
新生フィナンシャル			
無形資産		67	27
商標価値	定額法（10年）	12	2
商権価値（顧客関係）	級数法（10年）	55	24
のれん	級数法（10年）	82	36
合計			
無形資産		91	33
のれん（負ののれん相殺後）		286	63

- (注) 1. アプラスフィナンシャルののれん残高は全額、全日信販株式会社買収に係る金額であります。  
2. 昭和リースののれん償却額には、きらやかリース株式会社買収に係る金額（償却額0億円）を含めております。なお、きらやかリース買収に係るのれんは、平成25年度をもって全額償却済みであります。  
3. 上記以外の子会社に係るものとして、負ののれん償却額について別途△0億円あります。  
4. 上記以外に銀行本体による過年度の事業譲受に伴うのれん2億円、償却額1億円を計上しております。

支払承諾見返……主として、アプラスフィナンシャルの信用保証業に係る保証残高を当行連結貸借対照表上の支払承諾見返に計上しているものであり、当該保証残高の減少に伴い当勘定も前連結会計年度末比1,526億円減となりました。

預金・譲渡性預金……預金・譲渡性預金の合計残高は同比3,929億円増となりました。当行では個人のお客さまからの預金を中心に据えて、安定的な資金調達基盤の確立を継続的に進めております。

なお、定期預金（除く、非居住者円預金・外貨預金）の残存期間別残高は以下のとおりであります。

<連結>

	平成25年3月末 (億円)	平成26年3月末 (億円)	増減 (億円)
定期預金合計	32,505	35,769	3,264
3カ月未満	14,870	16,583	1,713
3カ月以上6カ月未満	1,849	1,976	126
6カ月以上1年未満	5,483	5,729	246
1年以上2年未満	5,215	2,494	△2,720
2年以上3年未満	2,093	1,599	△493
3年以上	2,993	7,385	4,391

債券・社債……債券は同2,205億円減少しております。また、社債は同比29億円増加しております。

2013年4月より、財形金融債から財形定期預金への移行に伴い、債券の一部を定期預金に振り替えております。

<連結>

	平成25年3月末 (億円)	平成26年3月末 (億円)	増減 (億円)
債券合計	2,623	417	△2,205
1年以下	455	73	△381
1年超2年以下	442	153	△289
2年超3年以下	568	109	△458
3年超4年以下	572	75	△497
4年超	585	5	△579

借入金……当行及びアプラスフィナンシャル、昭和リース等の当行子会社の、当行以外の第三者からの借入金が含まれております。

当行単体の貸借対照表の推移は、以下のとおりであります。

<単体>

	平成25年3月末 (億円)	平成26年3月末 (億円)	増減 (億円)
資産の部合計	83,076	84,867	1,790
うち貸出金	42,244	42,357	112
うち有価証券	22,826	19,778	△3,048
負債の部合計	76,417	77,872	1,455
うち預金・譲渡性預金	58,362	61,942	3,579
うち個人預金	46,936	50,901	3,965
うち債券・社債	4,857	2,636	△2,221
純資産の部／資本の部合計	6,658	6,994	335

なお、当行単体の貸出金の残存期間別残高は以下のとおりであります。

<単体>

	平成25年3月末 (億円)	平成26年3月末 (億円)	増減 (億円)
貸出金合計	42,244	42,357	112
1年以下	10,197	9,011	△1,185
1年超3年以下	8,875	7,756	△1,118
3年超5年以下	6,400	7,873	1,473
5年超7年以下	3,089	2,568	△520
7年超	12,404	13,655	1,250
期間の定めの無いもの	1,277	1,491	213
うち固定金利	—	—	—
1年以下	—	—	—
1年超3年以下	481	236	△244
3年超5年以下	153	1,344	1,191
5年超7年以下	1,533	119	△1,413
7年超	5,899	7,128	1,229
期間の定めの無いもの	770	1,302	532
うち変動金利	—	—	—
1年以下	—	—	—
1年超3年以下	8,394	7,519	△874
3年超5年以下	6,246	6,529	282
5年超7年以下	1,556	2,449	893
7年超	6,505	6,527	21
期間の定めの無いもの	507	188	△319

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、固定金利、変動金利の区別をしておりません。



## (2) 不良債権の状況

## ① リスク管理債権

リスク管理債権及び貸倒引当金の推移は以下のとおりであります。

リスク管理債権とは、銀行法に基づく開示債権であり、貸出金を元本及び利息の返済状況等に基づき「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」に区分したものであります。開示対象資産は貸出金のみであり、この点、金融再生法の開示基準に基づく債権と異なります。なお、「第一部 企業情報 第2 事業の状況」中、「4 事業等のリスク」の「15. 貸倒引当金の十分性について」もご参照ください。

<連結>

債権区分	平成25年3月末 (億円)	平成26年3月末 (億円)	増減(億円)
破綻先債権額	205	100	△105
延滞債権額	2,529	1,777	△751
3カ月以上延滞債権額	12	11	△0
貸出条件緩和債権額	381	317	△63
合計 (A)	3,128	2,207	△921
貸出金残高(末残)	42,924	43,198	273
貸出金残高比 (%)	7.3	5.1	△2.2
貸倒引当金 (B)	1,618	1,373	△244
引当率 (B/A×100) (%)	51.7	62.2	10.5

(注) 1. 貸倒引当金は、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の合計であります。

2. 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、平成25年3月末現在で、破綻先債権額は2億円、延滞債権額は93億円、3カ月以上延滞債権額は2億円、貸出条件緩和債権額は11億円、平成26年3月末現在で、破綻先債権額は4億円、延滞債権額は91億円、3カ月以上延滞債権額は2億円、貸出条件緩和債権額は7億円であります。なお、これらは、上表の各債権額には含まれておりません。

<単体>

債権区分	平成25年3月末 (億円)	平成26年3月末 (億円)	増減(億円)
破綻先債権額	81	72	△9
延滞債権額	2,112	1,386	△725
3カ月以上延滞債権額	11	9	△1
貸出条件緩和債権額	45	38	△6
合計 (A)	2,250	1,507	△743
貸出金残高(末残)	42,244	42,357	112
貸出金残高比 (%)	5.3	3.6	△1.8
貸倒引当金 (B)	1,065	835	△229
引当率 (B/A×100) (%)	47.3	55.4	8.1

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の合計であります。

② 金融再生法の開示基準に基づく債権

金融再生法の開示基準に基づく債権及び貸倒引当金の推移は以下のとおりであります。

金融再生法の開示基準に基づく債権とは、金融再生法に基づく開示債権であり、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、当行保証付私募債等について（但し、要管理債権は貸出金のみ）、債務者の財政状態や経営成績等に基づき、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」に区分したものであります。

<単体>

債権区分	平成25年3月末 (億円)	平成26年3月末 (億円)	増減(億円)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	386	132	△254
危険債権	1,983	1,467	△517
要管理債権	57	49	△8
合計 (A)	2,426	1,647	△779
(参考) 要注意債権以下	4,386	2,735	△1,651
総与信残高(末残)	45,605	43,283	△2,322
総与信残高比 (%)	5.32	3.81	△1.51
保全額 (B)	2,327	1,570	△758
貸倒引当金	741	603	△138
担保保証等	1,587	967	△620
保全率 (B/A×100) (%)	95.9	95.3	△0.6

当行単体の金融再生法開示債権ベースの不良債権額は1,647億円であり、総与信残高に対する同債権額の割合は3.81%となっております。

なお、正常先を含めた債務者区分毎の引当率は以下のとおりであります。

		平成25年3月末 (%)	平成26年3月末 (%)	増減 (%)
実質破綻・破綻先	無担保部分の	100.00	100.00	—
破綻懸念先	無担保部分の	96.14	95.68	△0.46
要管理先	無担保部分の	36.92	67.62	30.70
その他要注意先	債権額の	5.55	6.57	1.02
	無担保部分の	27.41	22.89	△4.52
正常先	債権額の	0.40	0.25	△0.15

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

後掲の連結キャッシュ・フロー計算書及びその注記をご参照ください。

#### (4) 自己資本比率

当行は、信用リスクの算出手法として基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスクの算出手法として粗利益配分手法を、またマーケット・リスクの算出方法として内部モデル手法を、それぞれ金融庁の承認を得て採用しております。基礎的内部格付手法の採用については、当行自身の内部格付制度とパラメータ推計値に基づき信用リスクを計測することが認められたものであり、当行の高度なリスク管理能力を規制資本の計算に活用することが可能になると共に、実際のリスクに見合ったより合理的な所要規制資本が算出されることを意味しております。

当連結会計年度末より適用されたバーゼルⅢ（国内基準）ベースでの連結自己資本比率は以下の通りです。

##### 連結自己資本比率（国内基準）

（単位：億円）

	平成26年3月31日
1. 連結自己資本比率（2/3）	13.58%
2. 連結における自己資本の額	8,176
3. リスク・アセットの額	60,167
4. 連結総所要自己資本額	5,503

なお、バーゼルⅡ（国内基準）ベースでの連結自己資本比率は以下の通りです。

（単位：億円）

	平成25年3月31日	平成26年3月31日	増減
1. 連結自己資本比率（6/7）	12.24%	13.80%	1.56%
2. Tier I比率（3/7）	10.41%	12.22%	1.81%
3. Tier I	6,088	6,652	564
4. Tier II	1,787	1,511	△276
5. 控除項目（△）	△717	△649	68
6. 連結における自己資本の額	7,158	7,514	356
7. リスク・アセットの額	58,477	54,421	△4,056

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の主要な設備投資は、主に、当行における業務の効率化等のためのシステム投資や、リテールバンキング業務の強化を目的としたもの等であり、総投資額は104億円となりました。

(単位：百万円)

事業セグメント		金額
当行(注)		6,539
子会社	法人部門	936
	金融市場部門	100
	個人部門	2,870
	経営勘定/その他	0
合計		10,447

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当行単体ベースで、各事業セグメントにおいて実施した設備投資額を合計して記載しております。

## 2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

提出会社

平成26年3月31日現在

	会社名	店舗名その他	所在地	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円) (注2)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円) (注2)	
当行	-	本店	東京都中央区ほか	-	-	4,670	459	5,129	1,135
	-	大阪支店	大阪市北区	-	-	231	116	347	57
	-	札幌支店	札幌市中央区	-	-	226	13	239	19
	-	名古屋支店	名古屋市中区	-	-	189	12	202	38
	-	福岡支店	福岡市中央区	-	-	274	14	288	24
	-	仙台支店	仙台市青葉区	-	-	444	15	459	21
	-	金沢支店	石川県金沢市	-	-	171	11	183	16
	-	高松支店	香川県高松市	-	-	140	10	150	16
	-	広島支店	広島市中区	-	-	181	13	194	21
	-	横浜支店	横浜市西区ほか	-	-	307	20	328	36
	-	新宿支店	東京都新宿区	-	-	178	18	197	26
	-	池袋支店	東京都豊島区ほか	-	-	179	22	201	23
	-	梅田支店	大阪市北区ほか	-	-	629	46	675	38
	-	上野支店	東京都台東区	-	-	148	9	157	12
	-	東京支店	東京都中央区	-	-	253	22	276	46
	-	神戸支店	神戸市中央区ほか	-	-	295	16	311	16
	-	大宮支店	さいたま市大宮区	-	-	123	9	133	16
	-	難波支店	大阪市中央区ほか	-	-	191	12	203	20
	-	京都支店	京都市下京区	-	-	270	9	279	16
	-	吉祥寺支店	東京都武蔵野市	-	-	244	11	255	13
	-	藤沢支店	神奈川県藤沢市ほか	-	-	154	14	168	13
	-	八王子支店	東京都八王子市	-	-	90	7	98	10
	-	六本木ヒルズ支店	東京都港区	-	-	83	8	92	6
	-	津田沼支店	千葉県船橋市	-	-	60	10	71	7
	-	二子玉川支店	東京都世田谷区ほか	-	-	121	22	143	15
	-	柏支店	千葉県柏市	-	-	202	5	207	10
	-	町田支店	東京都町田市	-	-	140	11	151	9
-	銀座支店	東京都中央区	-	-	104	21	126	12	
-	事務センター	東京都目黒区ほか	-	-	1,536	3,603	5,140	210	

- (注) 1. 当行の主要な設備の大部分は、店舗、事務センターであります。当行は、その業務全般を、これらの設備各々の機能を活かしつつ推進しております。
2. 「新生銀行カードローン レイク」事業に係り当行が新生フィナンシャルから譲り受けた建物・動産については、「本店」に含めております。
3. 資産除去債務に対応する費用分3,156百万円は含めておりません。
4. 本表記載の設備において、リース資産はありません。
5. 当行の連結子会社からの賃借分を除いた本表記載の建物の年間ネット賃借料は4,289百万円であります。
6. 動産は、事務機械3,022百万円、その他1,551百万円であります。
7. 上記にはソフトウェア資産6,385百万円およびソフトウェアにかかるリース資産775百万円は含まれておりません。

国内子会社

	会社名	セグメントの名称	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地	建物	動産	リース資産	合計	従業員数(人)	
						面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額(百万円)					
国内連結子会社	新生フィナンシャル株式会社	個人部門	LIセンタービル	大阪府東大阪市	事務所	4,482	610	795	134	—	1,540	97
	新生フィナンシャル株式会社		新生フィナンシャル大阪ビル	大阪市中央区	事務所	892	959	379	11	—	1,351	225
	新生フィナンシャル株式会社		スワン東京ビル	東京都千代田区	事務所	388	1,106	192	5	—	1,304	151

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

	会社名	セグメントの名称	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
							総額	既支払額			
当行	—	(注1)	福岡データセンター (注1)	福岡市博多区	新設	データセンター	2,310	1,532	自己資金	平成23年7月	平成26年5月

(注1) 当行業務全般に係るバックアップデータセンターとして予定しております。

(注2) 当行は、現在福岡データセンターの構築および江坂・心斎橋データセンター等におけるシステムのアップグレードや老朽化機器等の更新に係る追加投資をおこなっております。これに加えて、当行の既存システムのアップグレードや新システムの導入に向けたプロジェクトを推進しており、システムの安定稼働等に向けた取り組みを強化しております。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
計	4,000,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年6月18日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,750,346,891	2,750,346,891	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	2,750,346,891	2,750,346,891	—	—



## (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

## (イ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,665(注)1	4,659(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,665,000(注)2	4,659,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき684円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき684円とし、そのうち1株につき342円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \\ \text{(株式併合の場合は減少株式数を減じる)}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ロ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成17年5月24日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	250 (注)1	250 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000 (注)2	250,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき551円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき551円とし、そのうち1株につき276円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成17年5月24日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第4回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。  
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ハ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,036(注)1	2,036(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,036,000(注)2	2,036,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第5回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第5回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(二) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,496 (注)1	1,496 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,496,000 (注)2	1,496,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成19年7月1日以降とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第6回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第6回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。  
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ホ) 平成17年 6 月 24 日 第 5 期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
新株予約権の数 (個)	434 (注) 1	434 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	434,000 (注) 2	434,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式 1 株につき 601 円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月 23 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は 1 株につき 601 円とし、そのうち 1 株につき 301 円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第7回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第7回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・併合による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(へ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
新株予約権の数(個)	170 (注) 1	170 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	170,000 (注) 2	170,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式 1株につき601円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年 7月 1日 至 平成27年 6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本 組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第8回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第8回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権 1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。  
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \quad (\text{株式併合の場合は減少株式数を減じる})$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (ト) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	108 (注)1	108 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108,000 (注)2	108,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第9回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第9回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)



また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(チ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	36 (注)1	36 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000 (注)2	36,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第10回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第10回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(リ) 平成17年 6 月 24 日 第 5 期定時株主総会決議及び平成18年 5 月 23 日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年 3 月 31 日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5 月 31 日)
新株予約権の数 (個)	1,975 (注) 1	1,967 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	1,975,000 (注) 2	1,967,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式 1 株につき 825 円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年 6 月 1 日 至 平成27年 6 月 23 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は 1 株につき 825 円とし、そのうち 1 株につき 413 円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、原則として平成20年 6 月 1 日から平成21年 5 月 31 日までの間は、付与された新株予約権の数の 2 分の 1 以内 (1 個に満たない数が生じる場合は、1 個の単位に切上げる) に限って権利を行使することができる。ただし、第13回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年 6 月 24 日開催の第 5 期定時株主総会及び平成18年 5 月 23 日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第13回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヌ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,717 (注) 1	1,717 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,717,000 (注) 2	1,717,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年6月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年6月1日以降とし、さらに平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第14回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第14回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・併合による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ル) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
新株予約権の数(個)	430 (注) 1	430 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	430,000 (注) 2	430,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式 1株につき825円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年 6月 1日 至 平成27年 6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第15回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第15回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(フ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	19(注)1	19(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,000(注)2	19,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第16回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第16回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ワ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,224(注)1	1,224(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,224,000(注)2	1,224,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年6月1日 至 平成29年5月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第17回新株予約権付与契約の定めにより、全ての本新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第17回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。</p> <p>(注) 4</p>	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (行使価額)

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。



## (カ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	805(注)1	805(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	805,000(注)2	805,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年6月1日至平成29年5月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第18回新株予約権付与契約の定めにより、全ての本新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第18回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。</p> <p>(注) 4</p>	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

## (ヨ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	140(注)1	140(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000(注)2	140,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき527円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年7月1日至平成29年6月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき527円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第19回新株予約権付与契約の定めにより、全ての本新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第19回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。</p> <p>(注)4</p>	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

## (タ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,171(注)1	1,171(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,171,000(注)2	1,171,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年6月1日至 平成30年5月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第20回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第20回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—

	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注) 4	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (行使価額)

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

## (レ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	42(注)1	42(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,000(注)2	42,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月1日至 平成30年5月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第21回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第21回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4</p>	同左

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。



## (ソ) 平成20年6月25日第8期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	188 (注) 1	188 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	188,000 (注) 2	188,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき407円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日至 平成30年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき407円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、平成22年7月1日から平成24年6月30日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限るものとする。ただし、第22回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び同日開催の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第22回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。</p> <p>(注) 4</p>	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行使日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

## (ツ) 平成20年6月25日第8期定時株主総会決議及び平成20年11月12日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	54(注)1	54(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,000(注)2	54,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき221円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年12月1日至平成30年11月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき221円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、平成22年12月1日から平成24年11月30日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限るものとする。ただし、第23回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び平成20年11月12日開催の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第23回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。</p> <p>(注)4</p>	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行使日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (千株)	発行済株式総数 残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年3月15日 (注)	690,000	2,750,346	35,907	512,204	35,907	79,465

(注) 有償一般募集 (海外募集) 690,000千株  
発行価格 108円  
資本組入額 52.04円

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	39	54	405	442	102	43,133	44,175	—
所有株式数 (単元)	—	593,124	45,434	276,212	1,480,981	77,979	276,396	2,750,126	220,891
所有株式数の 割合 (%)	—	21.56	1.65	10.04	53.85	2.83	10.05	100.00	—

- (注) 1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。  
2. 自己株式96,427,644株は「個人その他」に96,427単元、「単元未満株式の状況」に644株含まれております。  
3. 「その他の法人」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が8単元含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する所有株式 数の割合 (%)
SATURN IV SUB LP (JPMCB 380111) (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済 営業部)	WALKER HOUSE, 87 MARY STREET, GEORGETOWN, GRAND CAYMAN KYI-9002 CAYMAN ISLANDS (東京都中央区月島4丁目16-13)	323,680	11.76
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号 新有楽町ビルディング内	269,128	9.78
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4-2	200,000	7.27
SATURN JAPAN III SUB C.V. (JPMCB 380113) (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済 営業部)	717 FIFTH AVENUE, 26TH FLOOR NEW YORK, NY 10022 USA (東京都中央区月島4丁目16-13)	110,449	4.01
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	108,867	3.95
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号	96,427	3.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	95,116	3.45
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済 営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16-13)	88,710	3.22
JP MORGAN CHASE BANK 380072 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済 営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16-13)	79,461	2.88
J. クリストファー フラワーズ (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済 営業部)	NEW YORK, NY 10022 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	76,753	2.79
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	56,959	2.07
計	—	1,505,554	54.74

(注) 1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。

2. J. クリストファー フラワーズ氏は、当行の取締役であります。

3. フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者であったエフエムアールエルエルシー (FMR LLC) (平成25年12月2日付でフィデリティ投信株式会社との共同保有関係を解消) が平成25年6月7日付で同年5月31日を報告義務発生日とする変更報告書、平成25年12月19日付で同年12月13日を報告義務発生日とする変更報告書、平成26年2月21日付で同年2月14日を報告義務発生日とする変更報告書及び平成26年3月7日付で同年2月28日を報告義務発生日とする変更報告書を提出しておりますが、当行としては実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券 等の数 (千株)	株券等 保有割合 (%)(*1)
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	米国 02210 マサチューセッツ州ボスト ン、サマー・ストリート245	121,846	4.43
合計	—	121,846	4.43

(\*1) 平成26年2月28日現在の発行済株式総数として当該報告書に記載された株式数(2,750,346,891株)に対する割合。

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 96,427,000	—	単元株式数1,000株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,653,699,000	2,653,699	(注) 1
単元未満株式	普通株式 220,891	—	(注) 2
発行済株式総数	2,750,346,891	—	—
総株主の議決権	—	2,653,699	—

(注) 1. 株式会社証券保管振替機構名義の株式が8,000株 (議決権8個) 含まれております。

2. 当行所有の自己株式が644株含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町 二丁目4番3号	96,427,000	—	96,427,000	3.50
計	—	96,427,000	—	96,427,000	3.50

(注) 上記「①発行済株式」の「完全議決権株式 (自己株式等)」の内訳であります。



(9) 【ストックオプション制度の内容】

当行は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当行の取締役等に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会において特別決議されたもの、会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当行の取締役等に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会において特別決議されたもの、会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当行の取締役等に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会において特別決議されたもの、会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当行の取締役等に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び平成21年6月23日開催の第9期定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成16年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	<p>当行取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員</p> <p>①平成16年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役1名、当行執行役10名、当行従業員2,182名及び 当行完全子会社の取締役3名</p> <p>②平成16年9月17日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員3名(注2)</p> <p>③平成16年12月2日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員1名(注2)</p> <p>④平成17年5月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役1名</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込に関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注1) 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注2) ②及び③については未行使残高がゼロとなった為、「(2)新株予約権等の状況」には記載しておりません。

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員の一部 ①平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役17名、当行執行役8名、当行従業員437名 ②平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役1名、当行執行役4名、当行従業員35名 ③平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役8名、当行従業員127名 ④平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役1名、当行従業員34名 ⑤平成17年9月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名 ⑥平成17年9月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名 ⑦平成18年2月28日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名（注2） ⑧平成18年2月28日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名（注2） ⑨平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役17名、当行執行役12名、当行従業員559名 ⑩平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役2名、当行執行役1名、当行従業員28名 ⑪平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役12名、当行従業員159名 ⑫平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上（注1）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注1） 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は減少株式数を減じる）

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

（注2） ⑦及び⑧については未行使残高がゼロとなった為、「(2)新株予約権等の状況」には記載しておりません。

決議年月日	平成18年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行及び当行子会社の取締役・執行役・従業員並びに当行のシニアアドバイザー ①平成19年5月9日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役12名、当行執行役13名、当行従業員110名 ②平成19年5月9日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役3名、当行従業員23名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上（注）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は減少株式数を減じる）

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割若しくは吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	平成19年6月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行及び当行子会社の取締役・執行役・従業員並びに当行のシニアアドバイザー ①平成19年6月20日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行子会社従業員32名 ②平成20年5月14日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役12名、当行執行役8名、当行従業員104名 ③平成20年5月14日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役1名、当行従業員29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上（注）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割若しくは吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	平成20年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行及び当行子会社の取締役、執行役及び従業員 ①平成20年6月25日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行子会社従業員43名 ②平成20年11月12日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行子会社従業員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本新株予約権割当日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第3号に基づく普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当なし

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当なし

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	—	—
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式は平成26年6月13日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	96,427,644	—	96,427,644	—

(注) 当期間における保有株式数には、平成26年6月13日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、定款上は、別途基準日を定めて剰余金の配当をすることが可能です。これらの剰余金の配当決定機関は、取締役会であります。

当行は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨定款に定めております。四半期配当につきましては、株主メリットの観点から、今後検討してまいりたいと考えております。

中長期的な今後の配当方針といたしましては、普通株式の配当につきましては、収益動向等の経営成績やその将来の見通しを踏まえた株主重視の収益配分を基本方針と考えておりますが、安全性や内部留保とのバランス及び公的資金の注入を受けている銀行として経営健全化計画にも留意して決定してまいりたいと考えております。

なお、当行の普通株式の配当につきましては、経営健全化計画等に基づき、原則として、経営健全化計画に記載された普通株式配当金の数値が当該年度の配当金の上限であると考えられております。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

第14期の普通株式の配当金につきましては、通期決算が相応の利益水準を確保できたことから、1株当たり1円の配当を実施いたしました。当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成26年5月8日 取締役会決議	2,653	1.00

#### 4 【株価の推移】

##### ① 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	166	137	115	254	295
最低(円)	94	56	71	78	177

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

##### ② 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高(円)	243	256	264	256	216	217
最低(円)	218	212	237	197	191	177

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	最高経営 責任者	当麻 茂樹	昭和23年9月29日生	昭和47年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会 社みずほ銀行）入行 平成12年6月 同行執行役員 平成13年5月 同行常務執行役員 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 （現株式会社みずほ銀行）常務執 行役員 平成14年11月 いすゞ自動車株式会社取締役 副社長 平成19年6月 同社取締役 平成22年5月 当行顧問 平成22年6月 当行代表取締役社長（現職）	(注3)	123
代表取締役 副社長	執行役員 チーフオブ スタッフ コーポレート スタッフ 部門長	中村 行男	昭和29年9月5日生	昭和53年4月 当行入行 平成12年10月 当行審査業務部長兼ポートフォリ オ・リスク統轄部長 平成19年4月 当行審査業務部長兼ポートフォリ オ・リスク統轄部長兼オペレーシ ョナルリスク管理部長 平成20年6月 当行執行役法人営業統轄本部長 平成21年10月 当行常務執行役法人営業統轄 本部長 平成22年6月 当行代表取締役専務執行役員リス ク管理部門長 平成25年4月 当行代表取締役副社長（現職）	(注3)	11
取締役		J. クリストファー フラワーズ	昭和32年10月27日生	昭和54年3月 ゴールドマン・サックス証券会社 入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成12年3月 当行取締役（現職） 平成14年11月 J. C. フラワーズ社マネージング ディレクター兼最高経営責任者 （現職） 平成19年8月 ケスラーグループ アドバイザリ ーボードメンバー（現職） 平成20年9月 フラワーズ・ナショナル銀行会長 （現職） 平成24年5月 NIBCホールディング スーパ ーバイザリーボードメンバー （現職）	(注3)	76,753



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		アーネスト M. 比嘉	昭和27年10月15日生	昭和51年4月 株式会社ヒガ・インダストリーズ 入社 昭和58年4月 同社代表取締役社長 平成20年4月 一般社団法人東京ニュービジネス 協議会特別理事 (現職) 平成21年5月 コロンビアビジネススクール理事 (現職) 平成22年2月 株式会社ヒガ・インダストリーズ 代表取締役会長 (現職) 平成22年6月 株式会社ジェーシー・コムサ取締 役 (現職) 平成23年3月 ウェンディーズ・ジャパン合同会 社設立 最高経営責任者 (現職) 平成23年4月 公益社団法人経済同友会幹事 (現職) 平成25年6月 当行取締役 (現職)	(注3)	3
取締役		可児 滋	昭和18年9月20日生	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所 (現株式会社 東京金融取引所) 常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役 (現職) 平成18年4月 横浜商科大学特任教授 (現職)	(注3)	97
取締役		横原 純	昭和33年1月15日生	昭和56年9月 ゴールドマン・サックス証券会社 入社 平成4年11月 同社パートナー 平成8年11月 同社東京支店共同支店長兼株式 部門共同部門長 平成12年7月 株式会社ネオテニー取締役会長 (現職) 平成18年6月 マネックスグループ株式会社 取締役 (現職) 平成23年6月 当行取締役 (現職)	(注3)	200

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		永田 信哉	昭和33年6月29日生	昭和56年4月 当行入行 平成13年12月 当行財務管理部長 平成18年10月 当行グループ財務管理部長兼グループ財務プロジェクト部長 平成21年4月 当行グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長 平成21年9月 当行グループ財務管理部長 平成22年6月 当行グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長 平成22年9月 当行執行役員グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長 平成22年10月 当行執行役員財務管理部長 平成24年6月 当行常勤監査役(現職)	(注4)	6
監査役		志賀 こず江	昭和23年11月23日生	昭和42年11月 日本航空株式会社入社 平成5年4月 横浜地方検察庁検事 平成10年4月 第一東京弁護士会登録 平成11年8月 志賀法律事務所開設 平成14年6月 サン総合法律事務所パートナー 平成17年10月 白石総合法律事務所パートナー(現職) 平成19年4月 特種東海ホールディングス株式会社(現特種東海製紙株式会社) 監査役(現職) 平成21年9月 株式会社東横イン取締役(現職) 平成22年6月 当行監査役(現職)	(注4)	—
監査役		富村 隆一	昭和34年2月17日生	昭和58年10月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成3年10月 株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス) ネットワークインテグレーション事業部長 平成6年1月 プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社常務取締役 平成14年10月 IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社常務取締役 平成16年2月 日本テレコム株式会社(現ソフトバンクテレコム株式会社) 代表執行役員副社長 平成19年12月 株式会社RHJインターナショナル・ジャパン代表取締役 平成22年4月 株式会社シグマクス取締役副社長(現職) 平成24年8月 株式会社ブラン・ドゥ・シー取締役(現職) 平成26年6月 当行監査役(現職)	(注4)	—
計						77,196

- (注) 1. 取締役 J.クリストファー フラワーズ、アーネストM.比嘉、可児 滋及び榎原 純は、社外取締役であります。
2. 監査役志賀 こそ江及び富村 隆一は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成26年6月18日開催の第14期定時株主総会終結の時から、平成27年6月開催予定の第15期定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役任期は、永田 信哉は平成24年6月20日開催の第12期定時株主総会終結の時から、平成28年6月開催予定の第16期定時株主総会終結の時まで、志賀 こそ江及び富村 隆一は平成26年6月18日開催の第14期定時株主総会終結の時から、平成30年6月開催予定の第18期定時株主総会終結の時までであります。
5. 所有株式数は、平成26年5月末日現在であります。
6. 当行では、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役として、弁護士である保田 真紀子（社外監査役の補欠としての補欠監査役）及び当行監査役室長である對間康二郎（社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役）を選任しております。
7. 当行では、迅速な経営の意思決定を実現するため、執行役員制度を導入しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### (1) 企業統治の体制について

当行は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制により、①経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、②業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制の確立を目指しております。また、当行では、日常の業務執行の機動性を確保するため、執行役員制度を導入しています。取締役会は、各業務部門の長として執行役員を配置するなど、それぞれに所管する業務執行機能を担わせることで、効率的かつ適切な経営体制の実現を図っています。さらに、取締役社長がその業務執行に関する決定を行うための機関として、業務執行取締役及び部門長である執行役員等からなる経営会議を設置し、効率的な業務運営と取締役社長に対する牽制体制を確保しています。

#### 《企業統治の概要等》

##### [取締役／取締役会]

当行の取締役会は、長期的な視点に立った基本方針を決定するとともに、株主利益を確保し、業務執行取締役等による業務執行を評価・監督するほか、経営及び業務執行の意思決定を、十分な審議に基づき行うことにより、適切な業務推進体制を維持しています。

取締役会は、日常の業務執行を担う社内取締役2名と、国内及び国外での金融業や消費者を対象とした事業及びリスク管理分野等についての豊富な経験と高い専門知識を有する社外取締役4名を配し、社外取締役が過半数を占めるように構成されております。社外取締役は中立的かつ客観的な立場から当行経営に対する意見を述べ、取締役の業務執行に対する監督機能を果たすなど、コーポレート・ガバナンスが有効に働くための重要な役割を担っております。

なお、取締役について、以下の通りとする旨定款に定めております。

①当行取締役は、20名以内とする。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

④取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

##### [執行役員等]

当行では、日常の業務執行の機動性を確保するために執行役員制度を導入し、取締役社長をはじめとする業務執行取締役による指揮のもと、取締役会から委任された各業務部門の部門長など各執行役員がそれぞれ管掌する業務を効率的に遂行する経営体制を確保しております。また、取締役会の承認に基づき、業務執行取締役、部門長である執行役員レベルからなる経営会議を設置し、迅速かつ効率的な業務運営を実現してまいります。また、個別の業務運営において重要な事項については、担当執行役員を中心に部門横断的な各種の委員会を設置し、十分な審議・検討を経て意思決定をする体制としております。

##### [監査役／監査役会]

当行の監査役会は、当行での業務経験が長く財務・会計に関する知見を有する常勤監査役1名と、法律に関する専門性やコーポレート・ガバナンス等に関する知見を有する社外監査役2名で構成され、取締役会から独立した立場で取締役の職務執行を適切に監査しております。社外監査役は、より独立的・客観的な立場から意見表明等を行い、監査役監査活動の実効性を高めております。また、監査役及び監査役会の職務を補佐するために監査役室（専任スタッフ3名）を設置しております。

#### [内部統制システムの整備とリスク管理体制の状況]

日常の業務執行のための内部統制システムの概略は、取締役会で規定された「内部統制規程」に定められております。さらに、取締役会において定期的に内部統制システムの整備状況の検討を行うことにしています。内部統制規程は会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき必要な体制を定めたものであり、この中で監査役の独立性と監査の実効性を確保するための体制の整備が図られ、また、子会社・関連会社ポリシー、情報セキュリティポリシー、リスクマネジメントポリシー、業務執行規程、新生銀行行動規範及び内部監査規程を基礎となる規程として定め、連結企業グループ全体を通じた業務の適正・透明性・効率性の確保に努めるものとなっております。さらに、企業倫理憲章において反社会的勢力との関係の遮断を定めるなど、反社会的勢力による様々な被害を防止する業務の適正を確保する体制の整備が図られております。

前述のリスクマネジメントポリシーは、金融機関として健全性・収益性の高い業務運営を確保するために当行及び当行グループの抱える様々なリスクをコントロールする必要があるとの認識のもと、そのリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うための基本方針として定められているものです。このポリシーの下で、信用リスク、ALM・流動性・市場リスク、法務・事務・システム等のオペレーショナルリスクなど、各種のリスクの内容に応じてリスクポリシー委員会、案件審査委員会、債権管理委員会、ALM委員会、市場取引統轄委員会、新規事業・商品委員会等の各種委員会を設置し、各種リスクを一元的に管理する体制が構築されております。また、コンプライアンスについては、リスク管理と並ぶ経営の最重要課題と位置づけており、法令等遵守のための協議等を行なうためコンプライアンス委員会を設けております。また、同委員会には外部弁護士を招聘し、第三者によるチェック体制も備えております。

(なお、当行及び当行グループに関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項の詳細については、「第一部 企業情報」「第2 事業の状況」「4 事業等のリスク」の項をご参照ください。)

#### [内部監査体制]

当行の監査部は、取締役社長に直属するとともに、監査役会にも報告を行います。監査部は取締役社長の業務管理責任の遂行、特に有効な内部統制システムを確立する責任の遂行を補佐し、リスク管理およびガバナンス体制の有効性、情報およびITシステムの信頼性ならびに法令規則などの遵守性について、独立した客観的立場からの評価を行うとともに、経営のためのソリューションを提供します。監査部はまた、監査役会と緊密な連携を保持し、内部監査関連情報を監査役会に提供します。さらに、会計監査人と定期的及び必要に応じて意見交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるために相互に連携することに努めております。

監査部は、監査対象となるすべての組織から独立しており、また、定型的な予防的・発見的コントロールを含むあらゆる日常業務および内部管理プロセスから独立しています。

監査の方法は、リスクアプローチを採用しており、当行が直面するリスクを全行的視点からとらえたマクロリスク評価と、各部店固有のリスクを個別にとらえたマイクロリスク評価との組み合わせにより、包括的なリスク評価を行っています。相対的にリスクが大きいと考えられる業務やプロセスに対しては、優先的に監査資源を投入しています。

内部監査の有効性・効率性を高めるためには、業務部門の情報収集が重要です。監査部では、重要な会議への出席や内部管理資料の閲覧および各業務部門のマネジメントとの定期的な会合を行うなど、日常的なオフサイトモニタリング機能を充実させています。

監査部は、ビジネス監査チーム、IT監査チームおよび品質管理・企画チームで構成され、平成26年3月末現在の人員は30名です。監査部では、監査要員の専門性向上に力を入れており、公認内部監査人や公認情報システム監査人の資格取得も精力的に行っています。また、新たな監査手法の開発・導入に加え、監査業務にかかる基盤の整備も継続的に行っています。

監査部は、これらの内部監査の活動について第三者機関による品質評価を定期的に受けることにより、自らの問題点を客観的に評価・識別し、改善活動に取り組んでいます。これらの活動は、当行グループ会社の内部監査部門とも連携して取り組んでいます。

[会計監査の状況]

当行は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。当期において業務を執行した公認会計士（指定有限責任社員）は、石塚雅博氏（継続監査年数5年）、小暮和敏氏（同1年）、松本繁彦氏（同7年）及び濱原啓之氏（同2年）です。

補助者は、税務、デリバティブリスク評価、年金数理、不動産評価、システム等の専門家を含めて計45名となっております。

[監査役／監査役会及び取締役／取締役会と会計監査人等との相互連携並びに内部統制部門との関係]

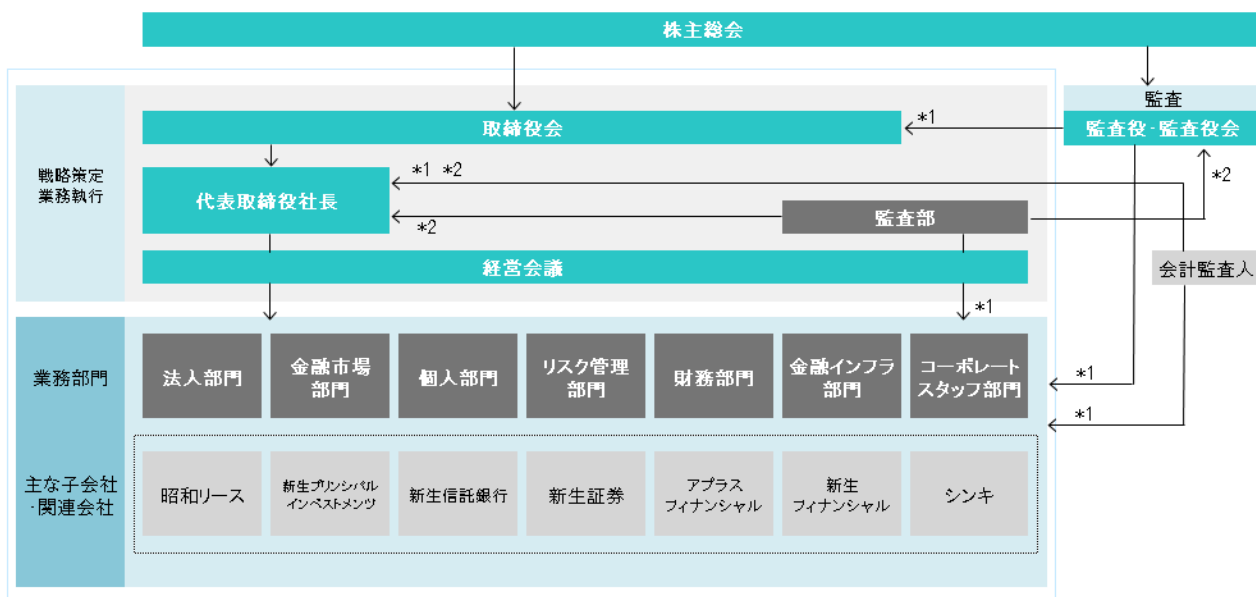
監査役会は、会計監査人を招請し、会計監査人の立場での当行及びグループ会社に関する内部統制の検証状況や会計監査報告の内容の説明を受け、意見交換を行うほか、会計監査人の独立性及び監査の方法の相当性を監査するため、監査計画や会計監査人自身の内部管理の状況等についても聴取しております。また、内部監査を担当する監査部及びリスク管理部門や与信管理部等内部統制システムに関与する各部署より定期的に状況報告を受けることとしております。特に監査部については、内部監査計画について監査役会の承認を得て定めることとしているほか、監査役会に直接報告を行う義務も負っております。定期的な内部監査のほか、監査役会は監査部に個別に監査活動を要請することができます。これらを通じて効率的な監査の実施に努めております。

社外取締役を含む取締役会は、業務執行側から内部統制システムに関連するリスク管理、コンプライアンス体制等の状況についての報告を受けるとともに、監査部からも定期的に内部監査の状況についての報告を受けております。また、監査役会からも監査活動状況のフィードバックを受けております。これらを通じて、業務執行取締役の業務執行が適切に行われるよう監督に努めております。

[企業統治の仕組み]

監査役会設置会社の体制下において、以下の図のとおり仕組みとなっております。

コーポレート・ガバナンス体制図(平成26年6月18日現在)



\*1 監査 \*2 報告

## (2) 役員報酬の状況

当該年度にかかる役員報酬等の総額

区分	支給人数	基本報酬 (百万円)	業績連動報酬 (百万円)	株価連動報酬 (ストックオプション費用) (百万円)	退職慰労金 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
取締役 (社外取締役を除く)	2名	98	-	-	-	-	98
監査役 (社外監査役を除く)	1名	20	-	-	-	-	20
社外役員	7名 (内 退任済み1名)	56	-	-	-	-	56
計	10名 (内 退任済み1名)	174	-	-	-	-	174

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 上記区分において、執行役員を兼務している取締役が2名おります。  
3. 取締役に対する業績連動報酬の支給はしておりません。  
4. 当事業年度は退職慰労金を支給しておりません。  
5. 平成22年6月23日開催の第10期定時株主総会決議において、取締役の報酬等の限度額は、年額180百万円（うち社外取締役50百万円）、監査役の報酬等の限度額は、年額60百万円と、決議いただいております。ただし、報酬等の限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、執行役員を兼務する取締役に対しては、執行役員としての賞与として、年額1百万円を支給しております。

### (3) 社外取締役及び社外監査役と提出会社の人的・資本的または取引上の関係等

本報告書提出日現在、取締役6名のうち社外取締役は4名であり、監査役3名のうち社外監査役は2名であります。

当行と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容は任務を怠ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。

社外取締役である J. クリストファー フラワーズ、アーネスト M. 比嘉、可児 滋及び榎原 純は、当行の普通株式を保有しております。

社外取締役である J. クリストファー フラワーズは、J. C. Flowers & Co. LLC のマネージングディレクター兼最高経営責任者を務め、同社が助言を行っているファンドの投資家が、同じく同社より助言を得ている当行主要株主への投資を通じて間接的に当行に投資をしています。また、当行は、同社が助言を行っているファンドに投資をしています。これらを含めた当行との間の取引内容は、「第一部 企業情報」「第5 経理の状況」「1. 連結財務諸表等」「関連当事者情報」に記載の通りであります。

社外取締役である榎原 純は、マネックスグループ株式会社の社外取締役を兼職しており、当行から同社に対する融資取引があります。いずれの社外取締役とも当行との間にその他の特別な利害関係はありません。

それ以外の社外取締役・社外監査役は、当行のその他の取締役・監査役・業務執行者と人的関係を有さず、当行との間に特に利害関係はありません。

当行は、社外取締役または社外監査役の選任のための当行からの独立性に関する基準等を特別に定めていません。当行は、社外取締役及び社外監査役のうち、主要株主である J. クリストファー フラワーズ以外の5名を、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

いずれの社外取締役も客観的かつ中立的な立場から、当行の業務執行を行う経営陣の監督機能を果たしており、また、社外監査役による客観的かつ中立的な監査が実施されています。

#### (4) 剰余金の配当等の決定機関

当行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項第1号から第4号までに定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

なお、当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができること、また、3月31日及び9月30日以外の基準日を定めて剰余金の配当ができることを定款に定めております。

#### (5) 取締役及び監査役の責任免除について

当行は、取締役及び監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

#### (6) 株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。



(7) 株式の保有状況

①投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

47銘柄 12,723百万円

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

貸借対照表計上額の大きい順の銘柄は次のとおりであります。

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
信越化学工業(株)	1,000,000	6,250	引き続き幅広く取引を展開していくため
山崎製パン(株)	1,000,000	1,280	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
三井化学(株)	3,739,000	766	引き続き幅広く取引を展開していくため
全日本空輸(株)	3,000,000	576	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
東洋ゴム工業(株)	1,161,000	487	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
石原産業(株)	5,000,000	400	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
南海電気鉄道(株)	820,000	322	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
大阪証券金融(株)	1,098,300	303	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
日本ピストンリング(株)	1,650,000	293	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
(株)池田泉州ホールディングス	532,800	282	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)鳥取銀行	1,247,000	250	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)関西スーパーマーケット	300,000	238	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)八千代銀行	67,300	209	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
コーナン商事(株)	99,700	121	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)ハチバン	298,000	101	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)トマト銀行	250,000	43	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
信越化学工業(株)	1,000,000	5,898	引き続き幅広く取引を展開していくため
山崎製パン(株)	1,000,000	1,222	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
三井化学(株)	3,739,000	945	引き続き幅広く取引を展開していくため
東洋ゴム工業(株)	1,161,000	848	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
ANAホールディングス(株)	3,000,000	669	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
石原産業(株)	5,000,000	475	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
南海電気鉄道(株)	820,000	328	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
日本ピストンリング(株)	1,650,000	292	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
日本証券金融(株)	428,337	256	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)池田泉州ホールディングス	532,800	250	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)関西スーパーマーケット	300,000	246	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)鳥取銀行	1,247,000	231	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)八千代銀行	67,300	189	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)ハチバン	298,000	123	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
コーナン商事(株)	99,700	104	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)トマト銀行	250,000	45	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため

③保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益および評価損益

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表計 上額の合計額	貸借対照表計 上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益の 合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	5,874	4,101	245	1	(注1)
上記以外の株式	2,663	1,599	5	2,555	711 (注2)

(注1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

(注2) このうち、当事業年度における減損処理額は6百万円であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当行の監査公認会計士等である有限責任監査法人トーマツあて報酬は以下の通りです。

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	391	13	398	20
連結子会社	324	6	312	5
計	715	20	710	26

② 【その他重要な報酬の内容】

有限責任監査法人トーマツが所属する国際的会計事務所デロイト トウシュ トーマツのメンバーファームに対する報酬は以下の通りであります。（除く、有限責任監査法人トーマツあて）

監査証明業務は、主に海外子会社に対する現地メンバーファームによる会計監査、非監査業務は、税務関連その他の調査・助言に対する報酬等を含みます。

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	16	—	91
連結子会社	41	41	45	92
計	41	58	45	183

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、非監査業務には、自己資本比率の内部管理体制についての調査報告等が含まれます。

④ 【監査報酬の決定方針】

前年度実績比、同業他社比及び経営環境の変化を考慮し、監査役会の同意を得て決定しております。

## 第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
なお、当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類については、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成25年9月27日内閣府令第63号）附則第2項により、改正前の銀行法施行規則に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
なお、当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表規則に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類については、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成25年9月27日内閣府令第63号）附則第2項により、改正前の銀行法施行規則に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会の行うセミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	※9, ※10 648,897	※9, ※10 1,451,492
コールローン及び買入手形	18,806	36,451
買現先勘定	78,507	53,216
債券貸借取引支払保証金	19,083	23,651
買入金銭債権	※9, ※10 112,318	105,857
特定取引資産	※2, ※9 287,907	※2, ※9 249,115
金銭の信託	※9 233,847	※9 199,117
有価証券	※1, ※2, ※9, ※10, ※19 1,842,344	※1, ※2, ※9, ※10, ※19 1,557,020
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※10, ※11 4,292,464	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※10, ※11 4,319,830
外国為替	※7 33,857	※7 25,656
リース債権及びリース投資資産	※9 203,590	※9 227,764
その他資産	※3, ※4, ※5, ※6, ※9, ※10, ※12 770,905	※3, ※4, ※5, ※6, ※9, ※10, ※12 724,963
有形固定資産	※13, ※14 52,716	※13, ※14 50,143
建物	20,580	19,142
土地	7,286	5,914
有形リース資産	※9, ※15 18,961	※9, ※15 17,810
建設仮勘定	226	545
その他の有形固定資産	5,661	6,731
無形固定資産	68,429	57,643
ソフトウェア	20,491	18,693
のれん	※16 35,394	※16 28,949
無形リース資産	※15 3	※15 3
無形資産	12,487	9,182
その他の無形固定資産	51	815
退職給付に係る資産	-	1,567
債券繰延資産	95	32
繰延税金資産	16,339	16,519
支払承諾見返	511,032	358,414
貸倒引当金	△161,810	△137,358
<b>資産の部合計</b>	<b>9,029,335</b>	<b>9,321,103</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
<b>負債の部</b>		
預金	※9 5,252,935	※9 5,733,223
譲渡性預金	204,600	117,223
債券	262,342	41,747
コールマネー及び売渡手形	※9 170,094	※9 180,000
債券貸借取引受入担保金	※9 47,069	※9 317,599
特定取引負債	240,099	218,585
借入金	※9, ※10, ※17 719,292	※9, ※10, ※17 643,431
外国為替	174	37
短期社債	82,800	86,900
社債	※9, ※10, ※18 174,286	※9, ※10, ※18 177,248
その他負債	※9 630,759	※9 497,804
賞与引当金	7,604	7,782
役員賞与引当金	54	67
退職給付引当金	7,309	-
退職給付に係る負債	-	10,116
役員退職慰労引当金	245	119
利息返還損失引当金	34,983	208,201
繰延税金負債	7	9
支払承諾	※9 511,032	※9 358,414
<b>負債の部合計</b>	<b>8,345,690</b>	<b>8,598,512</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金	512,204	512,204
資本剰余金	79,461	79,461
利益剰余金	107,288	146,002
自己株式	△72,558	△72,558
<b>株主資本合計</b>	<b>626,395</b>	<b>665,110</b>
その他有価証券評価差額金	3,825	6,288
繰延ヘッジ損益	△11,605	△8,769
為替換算調整勘定	1,475	267
退職給付に係る調整累計額	-	△5,195
その他の包括利益累計額合計	△6,305	△7,409
新株予約権	1,238	1,221
少数株主持分	62,315	63,667
<b>純資産の部合計</b>	<b>683,644</b>	<b>722,590</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>9,029,335</b>	<b>9,321,103</b>

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
経常収益	386,079	375,232
資金運用収益	147,834	143,270
貸出金利息	128,560	124,400
有価証券利息配当金	17,028	15,694
コールローン利息及び買入手形利息	76	131
買現先利息	187	197
債券貸借取引受入利息	58	28
預け金利息	334	1,052
その他の受入利息	1,590	1,766
役務取引等収益	40,309	43,603
特定取引収益	22,698	16,517
その他業務収益	※1 141,266	※1 142,640
その他経常収益	33,969	29,200
償却債権取立益	16,233	8,938
その他の経常収益	※2 17,736	※2 20,261
経常費用	331,584	331,085
資金調達費用	36,149	32,752
預金利息	23,066	20,358
譲渡性預金利息	373	247
債券利息	979	155
コールマネー利息及び売渡手形利息	152	125
売現先利息	11	10
債券貸借取引支払利息	298	394
借用金利息	5,264	4,964
短期社債利息	528	548
社債利息	5,467	5,940
その他の支払利息	7	7
役務取引等費用	21,134	21,165
特定取引費用	2,669	2,542
その他業務費用	※3 99,833	※3 100,438
営業経費	141,798	144,814
のれん償却額	7,036	6,441
無形資産償却額	3,774	3,305
その他の営業経費	130,987	135,067
その他経常費用	29,998	29,371
貸倒引当金繰入額	13,785	6,279
その他の経常費用	※4 16,213	※4 23,092
経常利益	54,495	44,147



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
特別利益	1,162	3,879
固定資産処分益	311	1,631
その他の特別利益	※5 850	※5 2,247
特別損失	1,782	2,006
固定資産処分損	128	214
減損損失	※6 916	※6 1,558
その他の特別損失	736	233
税金等調整前当期純利益	53,875	46,020
法人税、住民税及び事業税	595	2,464
法人税等調整額	△1,334	△795
法人税等合計	△738	1,668
少数株主損益調整前当期純利益	54,614	44,351
少数株主利益	3,534	2,976
当期純利益	51,079	41,374

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	54,614	44,351
その他の包括利益	※1 8,098	※1 4,830
その他有価証券評価差額金	4,266	2,803
繰延ヘッジ損益	148	2,835
為替換算調整勘定	2,889	△655
持分法適用会社に対する持分相当額	794	△153
包括利益	62,713	49,181
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	58,319	45,466
少数株主に係る包括利益	4,393	3,715

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	512,204	79,461	58,863	△72,558	577,970
当期変動額					
剰余金の配当			△2,653		△2,653
当期純利益			51,079		51,079
連結子会社増加による増加高			0		0
連結子会社増加による減少高			△0		△0
連結子会社減少による減少高			△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	48,425	—	48,425
当期末残高	512,204	79,461	107,288	△72,558	626,395

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△674	△11,754	△1,117	—	△13,545	1,354	61,877	627,657
当期変動額								
剰余金の配当								△2,653
当期純利益								51,079
連結子会社増加による増加高								0
連結子会社増加による減少高								△0
連結子会社減少による減少高								△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,499	148	2,592	—	7,240	△115	438	7,562
当期変動額合計	4,499	148	2,592	—	7,240	△115	438	55,987
当期末残高	3,825	△11,605	1,475	—	△6,305	1,238	62,315	683,644

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	512,204	79,461	107,288	△72,558	626,395
当期変動額					
剰余金の配当			△2,653		△2,653
当期純利益			41,374		41,374
連結子会社増加による増加高					-
連結子会社増加による減少高			△5		△5
連結子会社減少による減少高			△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	38,714	-	38,714
当期末残高	512,204	79,461	146,002	△72,558	665,110

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,825	△11,605	1,475	-	△6,305	1,238	62,315	683,644
当期変動額								
剰余金の配当								△2,653
当期純利益								41,374
連結子会社増加による増加高								-
連結子会社増加による減少高								△5
連結子会社減少による減少高								△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,463	2,835	△1,207	△5,195	△1,103	△17	1,351	230
当期変動額合計	2,463	2,835	△1,207	△5,195	△1,103	△17	1,351	38,945
当期末残高	6,288	△8,769	267	△5,195	△7,409	1,221	63,667	722,590

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	53,875	46,020
減価償却費（リース賃貸資産を除く）	10,502	10,274
のれん償却額	7,036	6,441
無形資産償却額	3,774	3,305
減損損失	916	1,558
持分法による投資損益（△は益）	1,309	△2,623
貸倒引当金の増減（△）	△18,942	△24,459
賞与引当金の増減額（△は減少）	336	162
退職給付引当金の増減額（△は減少）	291	—
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	—	△1,567
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	—	△3,031
利息返還損失引当金の増減額（△は減少）	△15,930	173,217
その他の引当金の増減額（△は減少）	29	△112
資金運用収益	△147,834	△143,270
資金調達費用	36,149	32,752
有価証券関係損益（△）	△5,324	△2,745
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△5,027	△2,547
為替差損益（△は益）	△31,199	△20,741
固定資産処分損益（△は益）	△183	△1,417
特定取引資産の純増（△）減	△85,231	38,791
特定取引負債の純増減（△）	64,055	△21,514
貸出金の純増（△）減	△153,821	△24,921
預金の純増減（△）	68,609	480,303
譲渡性預金の純増減（△）	26,515	△87,376
債券の純増減（△）	△31,797	△220,594
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	243,287	△54,298
社債（劣後特約付社債を除く）の純増減（△）	△2,510	2,667
預け金（現金同等物を除く）の純増（△）減	8,776	△8,818
コールローン等の純増（△）減	△63,205	7,645
買入金銭債権の純増（△）減	22,312	12,474
債券貸借取引支払保証金の純増（△）減	94,996	△4,568
コールマネー等の純増減（△）	△40,069	9,905
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	△101,521	270,530
外国為替の純増（△）減	△14,798	8,063
短期社債（負債）の純増減（△）	32,100	4,100
信託勘定借の純増減（△）	△7,146	△44
資金運用による収入	149,077	141,507
資金調達による支出	△26,279	△59,034
売買目的有価証券の純増（△）減	△49	530
運用目的の金銭の信託の純増（△）減	33,743	30,327
リース債権及びリース投資資産の純増（△）減	△5,499	△24,084
その他	59,437	△46,710
小計	160,762	526,099
法人税等の支払額	△696	△1,281

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	160,065	524,817
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△8,549,411	△693,493
有価証券の売却による収入	8,200,931	782,676
有価証券の償還による収入	423,914	217,897
金銭の信託の設定による支出	△85,270	△84,311
金銭の信託の解約及び配当による収入	90,342	91,765
有形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	△3,209	△4,808
無形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	△4,249	△5,638
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	14,588	—
その他	133	3,344
投資活動によるキャッシュ・フロー	87,769	307,431
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	—	2,400
劣後特約付借入金の返済による支出	△1,000	△25,000
劣後特約付社債の発行による収入	6,349	24,787
劣後特約付社債の償還による支出	△5,000	△37,288
少数株主からの払込みによる収入	262	851
少数株主への払戻による支出	△1,043	△41
配当金の支払額	△2,653	△2,653
少数株主への配当金の支払額	△3,145	△3,173
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,230	△40,118
現金及び現金同等物に係る換算差額	68	108
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	241,672	792,239
現金及び現金同等物の期首残高	332,798	574,470
現金及び現金同等物の期末残高	※1 574,470	※1 1,366,710

## 【注記事項】

### 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社 184社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(連結の範囲の変更)

NS SEVENTH ASSET SECURITIZATION SPECIALTY CO., LTD. 他3社は設立により、有限会社エス・エル・ゼストは重要性が増加したことにより、当連結会計年度から連結しております。

また、Shinsei Bank Finance N.V. 他5社は清算により、パールホワイト・ツー合同会社は重要性が減少したことにより、連結の範囲から除外しております。

##### (2) 非連結子会社 93社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

エス・エル・パシフィック株式会社他67社は、匿名組合方式による貸付事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用の非連結子会社 0社

##### (2) 持分法適用の関連会社 19社

主要な会社名

Comox Holdings Ltd.

日盛金融控股股份有限公司

(持分法適用の範囲の変更)

新生クレアシオンパートナーズ株式会社他3社は設立により、当連結会計年度から持分法を適用しております。

##### (3) 持分法非適用の非連結子会社 93社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

エス・エル・パシフィック株式会社他67社は、匿名組合方式による貸付事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第10条第1項第2号により、持分法の適用対象から除いております。

その他の持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の適用対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の適用対象から除いております。

##### (4) 持分法非適用の関連会社 0社

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

##### (1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 138社

7月末日 3社

9月末日 3社

11月末日 1社

12月末日 36社

1月末日 1社

2月末日 2社

- (2) 3月末日以外の日を決算日とする連結子会社のうち9社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

##### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

##### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

##### (4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権(特定取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

##### (5) 固定資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産(借手側のリース資産を除く)

有形固定資産は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については主として定額法、その他の動産については主として定率法により償却しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：3年～50年

その他：2年～20年

また、有形リース資産は、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時のリース資産の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

###### ② 無形固定資産(借手側のリース資産を除く)

無形固定資産のうち無形資産は、昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。



(昭和リース株式会社)

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値 (顧客関係)	級数法	20年
契約価値 (サブリース契約関係)	定額法	契約残存年数による

(新生フィナンシャル株式会社)

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年

また、のれん及び平成22年3月末日以前に発生した負ののれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

上記以外の無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

### ③ リース資産 (借手側)

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「その他の無形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法により償却しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「その他の有形固定資産」及び「その他の無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### (6) 繰延資産の処理方法

繰延資産は、次のとおり処理しております。

#### (イ) 社債発行費

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。

#### (ロ) 債券発行費用

債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

### (7) 貸倒引当金の計上基準

当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

当行では破綻懸念先、貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は155,632百万円（前連結会計年度末は155,879百万円）であります。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております（ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は退職給付に係る資産として計上）。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、主としてそれぞれの発生年度から損益処理

会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(12) 利息返還損失引当金の計上基準

連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

（追加情報）

新生フィナンシャル株式会社（以下、「新生フィナンシャル」という。）を買収した際に当行が日本GE株式会社（以下、「日本GE」という。）と締結した新生フィナンシャル株式譲渡契約において、買収後の新生フィナンシャルの過払利息返還額について双方の負担割合を取り決めていたため、従来、新生フィナンシャルの利息返還損失引当金の算定に際し当該契約条項を勘案しておりました。

同契約上、日本GEは、同社が将来負担する過払利息返還見積相当額を新生フィナンシャルに一括して支払うことにより、負担義務を終了させる選択権を有しておりましたが、当連結会計年度末において同選択権を行使したため、新生フィナンシャルは過払利息返還見積相当額175,000百万円を受け取るとともに、同額の利息返還損失引当金を追加計上しております。

(13) 重要な収益及び費用の計上基準

(イ) 信販業務の収益の計上基準

信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。

(アドオン方式契約)

総合・個品あっせん 7・8分法

信用保証(保証料契約時一括受領) 7・8分法

信用保証(保証料分割受領) 定額法

(残債方式契約)

総合・個品あっせん 残債方式

信用保証(保証料分割受領) 残債方式

(注)計上方法の内容は次のとおりであります。

①7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。

②残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。

(ロ) リース業務の収益の計上基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。

なお、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）適用初年度開始前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前年度末（平成20年3月31日）における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の同会計基準適用初年度期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純利益は364百万円増加（前連結会計年度は1,009百万円増加）しております。

(ハ) 消費者金融業務の収益の計上基準

消費者金融専業の連結子会社の貸出金に係る未収利息については、利息制限法上限利率又は約定利率のいずれか低い利率により計上しております。

(14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

(16) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金、日本銀行への預け金及びその他の無利息預け金であります。

(17) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(18) 連結納税制度の適用

当行及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

## 【会計方針の変更】

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く）、当連結会計年度末から、退職給付債務と年金資産の額の差額を、退職給付に係る資産又は退職給付に係る負債として計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、税効果調整後の未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額として計上しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が1,567百万円、退職給付に係る負債が10,116百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が5,195百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

## 【未適用の会計基準等】

### 1. 退職給付会計基準等（平成24年5月17日）

#### (1) 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。

#### (2) 適用予定日

当行は、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成26年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用により、平成26年4月1日に開始する連結会計年度の期首における退職給付に係る資産が1,223百万円、退職給付に係る負債が3,671百万円増加し、利益剰余金が1,799百万円、その他の包括利益累計額が648百万円減少する予定です。なお、損益に与える影響は軽微であります。

### 2. 企業結合に関する会計基準等（平成25年9月13日）

#### (1) 概要

当該会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③暫定的な会計処理の取扱い、④当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更を中心に改正されたものであります。

#### (2) 適用予定日

当行は、改正後の当該会計基準等を平成27年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。なお、暫定的な会計処理の取扱いについては、平成27年4月1日以後開始する連結会計年度の期首以後実施される企業結合から適用する予定です。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

## (連結貸借対照表関係)

## ※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
株式	39,172百万円	43,560百万円
出資金	1,927百万円	2,450百万円

※2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
（再）担保に差し入れている有価証券	47,380百万円	38,571百万円
当連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券	51,172百万円	28,302百万円

※3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
破綻先債権額	20,577百万円	10,049百万円
延滞債権額	252,916百万円	177,786百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
破綻先債権額	263百万円	496百万円
延滞債権額	9,372百万円	9,154百万円

※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	1,258百万円	1,177百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	261百万円	271百万円

※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
貸出条件緩和債権額	38,117百万円	31,719百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
貸出条件緩和債権額	1,155百万円	731百万円

※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
合計額	312,869百万円	220,732百万円

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
合計額	11,052百万円	10,653百万円

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
	9,092百万円	5,875百万円

※8. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の残高の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
	16,219百万円	14,439百万円

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
	8,125百万円	21,864百万円

※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	2,727百万円	2,433百万円
買入金銭債権	3,318百万円	－百万円
特定取引資産	15,484百万円	8,814百万円
金銭の信託	4,171百万円	1,767百万円
有価証券	892,437百万円	808,841百万円
貸出金	134,590百万円	97,593百万円
リース債権及びリース投資資産	84,140百万円	71,676百万円
その他資産	46,965百万円	48,212百万円
有形リース資産	2,558百万円	2,285百万円
担保資産に対応する債務		
預金	418百万円	692百万円
コールマネー及び売渡手形	170,000百万円	180,000百万円
債券貸借取引受入担保金	43,945百万円	306,843百万円
借入金	446,563百万円	353,030百万円
社債	15,659百万円	12,727百万円
その他負債	2,483百万円	58百万円
支払承諾	914百万円	961百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
有価証券	173,655百万円	170,124百万円

また、「その他資産」には、先物取引差入証拠金、保証金、金融商品等差入担保金及び現先取引に係る差入保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
先物取引差入証拠金	5,103百万円	1,481百万円
保証金	13,478百万円	14,072百万円
金融商品等差入担保金	16,718百万円	4,633百万円
現先取引に係る差入保証金	4,473百万円	2,619百万円

※10. 連結した特別目的会社のノンリコース債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
ノンリコース債務		
借入金	86,953百万円	95,335百万円
社債	15,659百万円	12,727百万円
当該ノンリコース債務に対応する資産		
現金預け金	2,561百万円	2,208百万円
買入金銭債権	3,318百万円	－百万円
有価証券	119,296百万円	121,026百万円
貸出金	73,789百万円	44,955百万円
その他資産	4,666百万円	14,374百万円

なお、上記には、9. 「担保に供している資産」に記載の金額の一部が含まれております。



- ※11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
融資未実行残高	3,802,064百万円	3,746,826百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの	3,636,321百万円	3,539,902百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※12. その他資産には、割賦売掛金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
割賦売掛金	365,817百万円	421,920百万円

- ※13. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
減価償却累計額	52,878百万円	52,577百万円

- ※14. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
圧縮記帳額	31百万円	30百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

- ※15. 「有形リース資産」及び「無形リース資産」は、貸手側のオペレーティング・リース取引に係るリース資産であります。

- ※16. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産の「のれん」として表示しております。相殺前の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
のれん	40,655百万円	33,847百万円
負ののれん	5,260百万円	4,897百万円
差引額	35,394百万円	28,949百万円

- ※17. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
劣後特約付借入金	92,000百万円	69,400百万円

※18. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
劣後特約付社債	153,675百万円	153,970百万円

※19. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
	31,675百万円	23,433百万円

## (連結損益計算書関係)

※1. その他業務収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
リース収入	87,144百万円	87,289百万円

※2. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
金銭の信託運用益	8,315百万円	7,302百万円
株式等売却益	3,144百万円	4,923百万円

※3. その他業務費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
リース原価	76,935百万円	78,061百万円

※4. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
利息返還損失引当金繰入額	－百万円	15,640百万円
貸出金償却	8,468百万円	3,172百万円

※5. その他の特別利益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
在外子会社に関わる清算益	204百万円	2,230百万円

※6. 減損損失には、次のものを含んでおります。

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

減損損失には、当行の以下の資産グループに係る減損損失を含んでおります。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
東京都・大阪府等	支店店舗及びATM等	建物及びその他の有形固定資産	676
東京都	システム関連資産	その他の有形固定資産及びソフトウェア	37
計			714

当行グループは、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

当行では、事業環境等を勘案し、個人部門において廃止を決定した店舗及びATM等の資産を個別に遊休資産とみなし、回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減損しております。また、システム関連の遊休資産についても、同様に帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは652百万円、その他の有形固定資産に関するものは29百万円、ソフトウェアに関するものは32百万円であります。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

減損損失には、当行の以下の資産グループに係る減損損失を含んでおります。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
東京都・大阪府等	支店店舗及びATM等	建物及びその他の有形固定資産	1,166
東京都	システム関連資産	その他の有形固定資産及びソフトウェア	391
計			1,557

当行グループは、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

当行では、事業環境等を勘案し、個人部門において廃止を決定した店舗及びATM等の資産を個別に遊休資産とみなし、回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減損しております。また、システム関連の遊休資産についても、同様に帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは1,116百万円、その他の有形固定資産に関するものは68百万円、ソフトウェアに関するものは373百万円であります。

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	9,140	2,378
組替調整額	△4,567	1,906
税効果調整前	4,573	4,285
税効果額	△307	△1,481
その他有価証券評価差額金	4,266	2,803
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△2,947	1,109
組替調整額	3,142	1,501
税効果調整前	195	2,610
税効果額	△47	225
繰延ヘッジ損益	148	2,835
為替換算調整勘定		
当期発生額	3,344	3,934
組替調整額	△454	△4,580
税効果調整前	2,889	△646
税効果額	—	△9
為替換算調整勘定	2,889	△655
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	737	180
組替調整額	57	△333
税効果調整前	794	△153
税効果額	—	—
持分法適用会社に対する持分相当額	794	△153
その他の包括利益合計	8,098	4,830

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,750,346	—	—	2,750,346	
合計	2,750,346	—	—	2,750,346	
自己株式					
普通株式	96,427	—	—	96,427	
合計	96,427	—	—	96,427	

## 2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

## 3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

## (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月8日 取締役会	普通株式	2,653	1.00	平成24年3月31日	平成24年5月31日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月8日 取締役会	普通株式	2,653	その他利益 剰余金	1.00	平成25年3月31日	平成25年5月30日

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,750,346	—	—	2,750,346	
合計	2,750,346	—	—	2,750,346	
自己株式					
普通株式	96,427	—	—	96,427	
合計	96,427	—	—	96,427	

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年5月8日 取締役会	普通株式	2,653	1.00	平成25年3月31日	平成25年5月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月8日 取締役会	普通株式	2,653	その他利益 剰余金	1.00	平成26年3月31日	平成26年5月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金預け金勘定	648,897百万円	1,451,492百万円
有利息預け金 (日本銀行への預け金を除く)	△74,426百万円	△84,782百万円
現金及び現金同等物	574,470百万円	1,366,710百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

(1) リース資産の内容

① 所有権移転ファイナンス・リース取引

(ア) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(ア) 有形固定資産

主として建物、工具、器具及び備品であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(5)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
リース料債権部分	172,465	180,008
見積残存価額部分	6,976	6,570
受取利息相当額	△20,817	△21,587
その他	259	315
リース投資資産	158,884	165,307

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当連結会計年度 (平成26年3月31日)	
	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に 係るリース料債権 部分	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に 係るリース料債権 部分
1年内	13,165	55,972	18,867	55,100
1年超2年内	11,156	42,518	15,758	42,285
2年超3年内	8,889	29,882	12,056	31,490
3年超4年内	6,567	19,394	8,762	21,163
4年超5年内	4,285	9,963	5,968	11,742
5年超	3,557	14,733	4,926	18,227
合計	47,621	172,465	66,340	180,008



## 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	4,011	4,062
1年超	17,684	16,253
合計	21,695	20,316

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	4,497	4,252
1年超	19,099	19,885
合計	23,597	24,137

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務のほかコンシューマーファイナンス業務及びコマースファイナンス業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うにあたり、長期的かつ安定的な調達として、リテール顧客の預金による調達に重点をおくとともに、貸出金その他の資産の流動化等による調達の分散化も図っております。子会社及び関連会社においては、他の金融機関からの間接金融による調達も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①金融資産

当行グループが保有する金融資産については以下のようなリスクに晒されております。

(貸出金)

主に国内の法人顧客やリテールファイナンス業務における個人顧客に対する営業貸付金であり、顧客の契約上の債務不履行によって損失がもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。

平成25年3月31日現在、当行グループの有する貸出金に係る債務者のうち、連結ベースで金融・保険業分野の占める割合は約17%であります。また、不動産業分野の占める割合は約14%であります。そのうち6割弱はノンリコースローンであります。

平成26年3月31日現在、当行グループの有する貸出金に係る債務者のうち、連結ベースで金融・保険業分野の占める割合は約15%であります。また、不動産業分野の占める割合は約13%であります。そのうち5割弱はノンリコースローンであります。

(有価証券)

主に債券、株式のほか、外国証券、組合等出資金に対する投資であり、金利リスク、為替リスク、債券及び株式市場の価格変動リスク等による影響を受けるほか、さらに、発行体の信用格付の格下げもしくはデフォルト等による信用リスクに晒されております。

(買入金銭債権、金銭の信託)

当行のクレジットトレーディングや証券化業務における、住宅ローン、不良債権、売掛債権等の多様な金融資産に対する投資であり、最終的にはこれを回収、売却もしくは証券化することを目的としております。これらの金融資産から得られる収益が予想より少ない場合には当行グループの損益及び財政面に悪影響を与える可能性があります。また、これらの金融資産の市場規模及び価格の変動によって投資活動の結果が大きく変動するリスクがあります。

(リース債権及びリース投資資産、割賦売掛金)

連結子会社の保有するリース債権及びリース投資資産並びに割賦売掛金は、貸出金と同様、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。

②金融負債

当行グループの主な金融負債は、主として預金であり、信用力の低下等により、必要な資金を調達できなくなる、又は、通常より高い資金調達コスト負担を強いられる等のリスク（流動性リスク）に晒されております。

また、当行では、定期預金を重要な資産負債管理手段として活用することで、資金調達における年限の多様化、及び再調達期日の分散化に努めております。また、インターバンクの資金調達だけに頼らずに、コアとなるリテール預金や法人預金及び資本によって、資金調達を賄うことを目標としております。

③デリバティブ取引

当行グループの行っているデリバティブ取引は以下のとおりであり、顧客のニーズに対応した商品提供のための対顧客取引及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、ALM目的の取引、ヘッジ取引等のために行っております。

- |                    |                               |
|--------------------|-------------------------------|
| (i) 金利関連           | 金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション |
| (ii) 通貨関連          | 通貨スワップ、為替予約、通貨オプション           |
| (iii) 株式関連         | 株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等 |
| (iv) 債券関連          | 債券先物、債券先物オプション                |
| (v) クレジット・デリバティブ関連 | クレジット・デフォルト・オプション等            |

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

- (i) 市場リスク 取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引固有のボラティリティー等の変動によって損失を被るリスク
- (ii) 信用リスク 取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスク
- (iii) 流動性リスク 所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスク

また、デリバティブ取引によるリスクの削減効果をより適切に連結財務諸表に反映するために、当行グループの資産・負債をヘッジ対象とし、金利スワップ及び通貨スワップ等をヘッジ手段とするヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスクの管理

当行グループの信用リスク管理では、リスクに対する十分なリターンを確保し、特定の業種又は特定の顧客グループへの過度の集中を避け、クレジットポートフォリオについて最悪のシナリオに基づく潜在的な損失を認識しつつ管理することに重点を置いております。

当行法人向け業務の信用リスク管理の具体的な指針につきましては各種手続体系に定めており、管理の体系は個別案件の信用リスク管理とポートフォリオベースの信用リスク管理に大別されます。

個別案件の信用リスク管理については、案件与信額、取引先のグループ企業に対する総与信額及び格付等に応じて、決裁権限レベルを定めており、営業推進部門とリスク管理部門の権限委譲者による一致によってのみ決裁され、リスク管理部門に拒否権がある体系となっております。

ポートフォリオベースの信用リスク管理では、業種や格付、顧客グループにおいてリスクが分散されるように、ポートフォリオ・リスク統轄部がセグメント別のリスクの分散状況及び取引先の格付変動要因をモニタリングするとともに、四半期毎にリスクポリシー委員会に対して包括的な報告を行っております。

与信案件の信用リスクについては、信用ランク別デフォルト率やデフォルト時損失率、非期待損失率に基づき、計量化しております。取引相手の信用リスクを削減するために、担保・保証等により保全し、年1回以上の頻度で評価の見直しを行っております。

また、デリバティブ取引などの市場取引に伴う準与信のリスクについては、公正価値と将来の価値変動の推定をベースとして管理しております。

一方、コンシューマーファイナンス業務の信用リスク管理に関しては、各子会社のリスク管理部門が、信用コストの悪化傾向を早期に把握し改善するため、初期与信の精度、ポートフォリオの質、債権回収のパフォーマンスに分けて、それぞれの先行指標を毎月モニタリングし、悪化傾向がある場合は、速やかに改善するアクションを実施しております。

また、リスク戦略は単に損失を回避するのではなく適切なリスクとリターンのバランスを取るような戦略を実施しております。

このようなリスク戦略を適切に行うため、当行の個人商品リスク管理部は、月次でリスクパフォーマンスレビューを開催し、これらの各先行指標などを分析および評価し、リスク管理に関する方針・戦略について各子会社のリスク管理責任者へ助言を行っております。

更に、当ビジネスのパフォーマンスについては、四半期毎にリスクポリシー委員会に対して報告を行っております。

#### ②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスクを指し、当行グループでは、オフ・バランス取引を含むすべての資産・負債をトレーディング勘定及びバンキング勘定に分類し、ALM委員会で主としてバンキング勘定の資産・負債管理に係るレビュー及び意思決定を行っており、市場取引統轄委員会でトレーディング勘定のレビュー及び意思決定を行っております。

金利感応度を有するバンキング勘定の資産・負債の金利リスク管理は、「資産負債総合管理ポリシー」に基づきALM委員会により運営されております。

トレーディング勘定のバリュー・アット・リスク（「VaR」）などの限度枠は、「トレーディング業務におけるリスク管理ポリシー&プロシージャー」に基づき経営会議により承認されます。市場取引統轄委員会は月次で実施され、フロントオフィスや市場リスク管理部からの報告に基づきレビューを行っております。市場リスク管理部は、トレーディング及びバンキング勘定における市場リスクを適時に認識、モニタリング及び報告する責任を負い、経営層、管理部門及びフロントオフィスに対して、リスク情報の報告に加え、定期的なリスク分析及び提案を行っております。通常のバンキング業務の運営に起因するバランスシートの管理はトレジャリー本部が行い、トレーディング業務の業務執行は、市場営業本部が行っております。

当行グループでは市場リスクを日次で定量化し、市場状況に応じてリスク調整を行うことでリスク管理を行っております。

市場リスクに係る定量的情報は次のとおりであります。

#### (イ) トレーディング目的の金融商品

当行グループでは、「特定取引資産」、「特定取引負債」、「有価証券」のうちの売買目的有価証券及び「デリバティブ取引」のうちトレーディング目的として保有しているものに関する市場リスクの定量分析にVaRを利用しております。VaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10日、信頼水準99%、観測期間250営業日）を採用しております。

平成26年3月31日現在で当行グループのトレーディング業務のVaRは、全体で1,209百万円（前連結会計年度末は1,642百万円）であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

#### (ロ) トレーディング目的以外の金融商品

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「コールローン及び買入手形」、「買現先勘定」、「債券貸借取引支払保証金」、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「有価証券」のうち満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券、「貸出金」、「リース債権及びリース投資資産」、「割賦売掛金」、「預金」、「譲渡性預金」、「債券」、「コールマネー及び売渡手形」、「債券貸借取引受入担保金」、「借入金」、「短期社債」、「社債」、「デリバティブ取引」のうちトレーディング目的以外の金利スワップ取引等であります。当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、決算日後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた時価に与える影響額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該影響額は、対象の金融資産及び金融負債の残高を、金利期日に応じて適切な期間に分解し、一定の金利変動幅を用いて算定しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成26年3月31日現在、指標となる金利が10ベーシス・ポイント（0.10%）上昇したものと想定した場合には、時価は2,645百万円減少（前連結会計年度末は3,456百万円減少）し、10ベーシス・ポイント（0.10%）下落したものと想定した場合には、時価は1,519百万円増加（前連結会計年度末は767百万円増加）するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### ③流動性リスクの管理

資金流動性リスクについての経営層によるレビュー及び意思決定機関であるALM委員会は、流動性ギャップ限度枠及び最低資金流動性準備額を設定することにより、流動性リスクを管理しております。

「資金流動性リスク管理ポリシー」に基づき、複数の流動性計測を行い、緊急時等において予測される資金ネット流出額累計値を上回る流動性準備額を確保する態勢としております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目等は次表には含めておりません。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額 (△は損)
(1) 現金預け金	648,897	648,897	—
(2) コールローン及び買入手形	18,806	18,806	—
(3) 買現先勘定	78,507	78,948	440
(4) 債券貸借取引支払保証金	19,083	19,083	—
(5) 買入金銭債権			
売買目的の買入金銭債権	66,965	66,965	—
その他の買入金銭債権（*1）	44,338	44,640	301
(6) 特定取引資産			
売買目的の債券	31,890	31,890	—
(7) 金銭の信託（*1）	233,714	238,291	4,577
(8) 有価証券			
売買目的有価証券	662	662	—
満期保有目的の債券	639,809	649,174	9,365
その他有価証券	1,094,814	1,094,814	—
関連会社株式	36,557	30,286	△6,271
(9) 貸出金（*2）	4,292,464		
貸倒引当金	△121,328		
	4,171,136	4,248,691	77,555
(10) リース債権及びリース投資資産（*1）	199,177	200,125	947
(11) その他資産			
割賦売掛金	365,817		
割賦利益繰延	△12,111		
貸倒引当金	△10,819		
	342,886	354,528	11,641
資産計	7,627,249	7,725,806	98,557
(1) 預金	5,252,935	5,267,724	△14,788
(2) 譲渡性預金	204,600	204,580	19
(3) 債券	262,342	262,768	△426
(4) コールマネー及び売渡手形	170,094	170,094	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	47,069	47,069	—
(6) 特定取引負債			
売付商品債券	15,925	15,925	—
(7) 借入金	719,292	718,119	1,172
(8) 短期社債	82,800	82,800	—
(9) 社債	174,286	171,091	3,194
負債計	6,929,344	6,940,172	△10,829
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△17,733	△17,733	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△16,521	△16,521	—
デリバティブ取引計	△34,255	△34,255	—

(単位：百万円)

	契約額等	時価
その他 債務保証契約 (*4)	511,032	△4,460

(\*1) 買入金銭債権、金銭の信託並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\*2) 貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、34,983百万円の利息返還損失引当金を計上しておりますが、当該引当金の一部には、将来貸出金に充当される可能性のあるものが含まれております。

(\*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブによって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(\*4) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額 (△は損)
(1) 現金預け金	1,451,492	1,451,492	—
(2) コールローン及び買入手形	36,451	36,451	—
(3) 買現先勘定	53,216	53,518	301
(4) 債券貸借取引支払保証金	23,651	23,651	—
(5) 買入金銭債権			
売買目的の買入金銭債権	51,259	51,259	—
その他の買入金銭債権 (*1)	53,142	53,903	761
(6) 特定取引資産			
売買目的有価証券	14,362	14,362	—
(7) 金銭の信託 (*1)	199,115	202,915	3,800
(8) 有価証券			
売買目的有価証券	131	131	—
満期保有目的の債券	545,675	551,548	5,872
その他有価証券	895,444	895,444	—
関連会社株式	40,975	31,163	△9,812
(9) 貸出金 (*2)	4,319,830		
貸倒引当金	△92,484		
	4,227,346	4,309,890	82,544
(10) リース債権及びリース投資資産 (*1)	223,805	225,471	1,665
(11) その他資産			
割賦売掛金	421,920		
割賦利益繰延	△13,672		
貸倒引当金	△10,700		
	397,547	411,144	13,597
資産計	8,213,618	8,312,351	98,732
(1) 預金	5,733,223	5,738,116	△4,892
(2) 譲渡性預金	117,223	117,216	7
(3) 債券	41,747	41,782	△35
(4) コールマネー及び売渡手形	180,000	180,000	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	317,599	317,599	—
(6) 特定取引負債			
売付商品債券	14,290	14,290	—
(7) 借入金	643,431	645,895	△2,463
(8) 短期社債	86,900	86,900	—
(9) 社債	177,248	181,687	△4,439
負債計	7,311,664	7,323,488	△11,824
デリバティブ取引 (*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△17,867	△17,867	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△8,076	△8,076	—
デリバティブ取引計	△25,943	△25,943	—

（単位：百万円）

	契約額等	時価
その他		
債務保証契約 (*4)	358,414	△3,171

(\*1) 買入金銭債権、金銭の信託並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\*2) 貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、208,201百万円の利息返還損失引当金を計上しておりますが、当該引当金の一部には、将来貸出金に充当される可能性のあるものが含まれております。

(\*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブによって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(\*4) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資産

##### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（6カ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (2) コールローン及び買入手形、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

約定期間が短期間（3カ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (3) 買現先勘定

約定期間が短期間（3カ月以内）のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、約定期間が3カ月を超えるものについては、固定金利によるものについては約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものについては連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等（担保考慮後）の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

##### (5) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

##### (6) 特定取引資産

特定取引目的で保有する債券等の有価証券については、市場価格、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

##### (7) 金銭の信託

金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容に応じて、割引現在価値等によって算定した価格を時価としております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

##### (8) 有価証券

株式については取引所の価格によっております。債券及び投資信託については、市場価格、取引金融機関等から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

##### (9) 貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものについては約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものについては連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等（担保考慮後）の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、住宅ローンについては、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、消費者金融債権については、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位毎に、期待損失率を反映した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

##### (10) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、リース対象資産の商品分類等に基づく単位毎に、主として約定キャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。



#### (11) 割賦売掛金

割賦売掛金については、商品種類に基づく単位毎に、主として期限前返済による影響を反映した見積りキャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

### 負債

#### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

当座預金、普通預金など預入期間の定めがない要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、その他の預金で預入期間があっても短期間（6カ月以内）のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金については、満期までの約定キャッシュ・フローを、同様の預金を新規に受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

#### (3) 債券、及び(9) 社債

公募債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としております。

市場価格のないMTNプログラムによる社債又は債券については、見積りキャッシュ・フローを直近3カ月の法人預金及び金融債による実績調達金利の平均値に基づいた利率によって、また個人向け金融債については、直近月の調達実績利率によって割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後債については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

#### (4) コールマネー及び売渡手形、及び(5) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（3カ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (6) 特定取引負債

特定取引目的の売付商品債券については、市場価格によっております。

#### (7) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものについては、約定キャッシュ・フロー（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー）を、変動金利によるものについては、連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、当行及び連結子会社の信用リスクを反映した調達金利により割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

#### (8) 短期社債

約定期間が短期間（6カ月以内）のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額によっております。

### その他

#### 債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(8) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
①非上場株式(*1) (*2)	12,819	11,501
②組合出資金等(*1) (*2)	57,681	63,292
合計	70,501	74,793

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。また、組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 前連結会計年度において、非上場株式について1,271百万円、組合出資金等について606百万円の減損処理を行っております。

当連結会計年度において、非上場株式について27百万円、組合出資金等について33百万円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預け金	645,350	—	—	—
コールローン及び買入手形	18,806	—	—	—
買現先勘定	19,997	—	58,510	—
債券貸借取引支払保証金	19,083	—	—	—
買入金銭債権				
その他の買入金銭債権	12,204	15	12,002	21,130
有価証券				
満期保有目的の債券	153,000	370,000	60,343	59,559
うち国債	153,000	370,000	50,000	10,000
その他	—	—	10,343	49,559
その他有価証券のうち満期があるもの	88,019	165,494	674,570	150,003
うち国債	5,035	50,000	592,000	102,500
地方債	—	—	500	—
社債	72,894	69,932	30,066	22,418
その他	10,090	45,561	52,003	25,085
貸出金	884,862	987,834	659,287	1,491,545
リース債権及びリース投資資産	62,832	83,735	36,415	17,731
割賦売掛金	156,700	141,341	37,886	18,512
合計	2,060,856	1,748,420	1,539,016	1,758,482

(注) なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、及び期間の定めのないものは上記に含めておりません。

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預け金	1,448,146	—	—	—
コールローン及び買入手形	36,451	—	—	—
買現先勘定	—	18,362	34,853	—
債券貸借取引支払保証金	23,651	—	—	—
買入金銭債権				
その他の買入金銭債権	12,222	13,109	5,919	23,345
有価証券				
満期保有目的の債券	290,000	131,310	58,622	66,903
うち国債	290,000	120,000	55,000	30,000
その他	—	11,310	3,622	36,903
その他有価証券のうち満期があるもの	57,018	82,803	687,109	43,141
うち国債	35	—	592,000	36,000
地方債	—	500	—	—
社債	40,217	48,503	34,330	500
その他	16,766	33,800	60,779	6,641
貸出金	865,550	909,967	655,538	1,708,960
リース債権及びリース投資資産	67,779	92,588	43,482	22,088
割賦売掛金	163,186	150,212	48,936	32,403
合計	2,964,007	1,398,354	1,534,463	1,896,843

（注）なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、及び期間の定めのないものは上記に含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金(*)	4,218,876	724,975	220,597	88,486
譲渡性預金	204,600	—	—	—
債券	45,549	101,040	115,651	100
コールマネー及び売渡手形	170,094	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	47,069	—	—	—
借入金	390,045	115,515	115,991	97,739
短期社債	82,800	—	—	—
社債	1,574	95,731	7,702	69,314
合計	5,160,610	1,037,263	459,942	255,640

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金(*)	4,575,444	410,387	712,935	34,456
譲渡性預金	117,223	—	—	—
債券	7,350	26,306	8,090	—
コールマネー及び売渡手形	180,000	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	317,599	—	—	—
借入金	311,823	133,919	143,932	53,756
短期社債	86,900	—	—	—
社債	34,527	47,401	3,844	91,509
合計	5,630,869	618,014	868,802	179,721

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

(注1) 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及びその他の特定取引資産並びに「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権を含めて記載しております。

(注2) 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた 評価差額	売買目的有価証券	△1,386	△1,398
	売買目的の買入金銭債権	△27,514	△32,485

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	584,863	589,406	4,542
	社債	—	—	—
	その他	51,929	56,752	4,822
	小計	636,792	646,158	9,365
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	3,016	3,016	△0
	小計	3,016	3,016	△0
合計		639,809	649,174	9,365

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	497,405	499,177	1,771
	社債	—	—	—
	その他	48,269	52,371	4,101
	小計	545,675	551,548	5,872
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		545,675	551,548	5,872

3. その他有価証券

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	16,497	10,050	6,446
	債券	80,613	78,323	2,289
	国債	39,604	38,122	1,482
	地方債	532	503	29
	社債	40,476	39,698	778
	その他	89,198	84,760	4,437
	小計	186,309	173,135	13,173
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,964	3,662	△697
	債券	856,091	859,159	△3,068
	国債	712,894	713,890	△995
	地方債	—	—	—
	社債	143,196	145,269	△2,072
	その他	51,429	51,952	△522
	小計	910,485	914,774	△4,288
合計		1,096,795	1,087,909	8,885

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	18,042	11,164	6,877
	債券	62,012	61,209	803
	国債	—	—	—
	地方債	523	502	21
	社債	61,489	60,707	782
	その他	101,089	96,584	4,505
	小計	181,145	168,958	12,186
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,904	2,346	△442
	債券	684,072	685,221	△1,149
	国債	629,398	630,133	△735
	地方債	—	—	—
	社債	54,673	55,087	△413
	その他	35,444	35,762	△318
	小計	721,420	723,330	△1,909
合計		902,565	892,289	10,276

#### 4. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,495	1,180	1
債券	7,845,486	6,027	917
国債	7,785,819	5,813	884
地方債	25,245	10	24
社債	34,422	203	8
その他	398,387	3,388	419
合計	8,246,370	10,596	1,338

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	6,806	4,194	17
債券	621,351	1,641	2,023
国債	512,949	530	1,935
地方債	31,583	0	70
社債	76,817	1,110	17
その他	109,100	743	1,601
合計	737,258	6,580	3,642

#### 5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とし、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度におけるこの減損処理額は2,748百万円（株式211百万円、社債2,506百万円、その他の証券30百万円）であります。

当連結会計年度におけるこの減損処理額は1,716百万円（株式0百万円、社債1,699百万円、その他の証券16百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	98,282	△4,258

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	67,954	△3,012

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	135,565	135,565	—	—	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	131,163	131,163	—	—	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。



(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	3,990
その他有価証券 (注) 1	8,966
満期保有目的の債券 (注) 2	△4,976
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	485
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	3,504
(△)少数株主持分相当額	15
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	335
その他有価証券評価差額金	3,825

(注) 1. 時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等 (益) 81百万円が含まれております。

2. 流動性が乏しいことにより過年度に「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分へ変更した外国債券に係るものであります。

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	8,275
その他有価証券 (注) 1	11,856
満期保有目的の債券 (注) 2	△3,581
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	1,966
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	6,308
(△)少数株主持分相当額	99
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	80
その他有価証券評価差額金	6,288

(注) 1. 時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等 (益) 1,580百万円が含まれております。

2. 流動性が乏しいことにより過年度に「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分へ変更した外国債券に係るものであります。

## (デリバティブ取引関係)

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、前連結会計年度末における減価額の合計はそれぞれ、611百万円及び2,025百万円、当連結会計年度末における減価額の合計はそれぞれ、623百万円及び1,102百万円であります。なお、以下の各取引に記載されている数値は、当該信用リスク及び流動性リスク減価前の数値であります。

## (1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	3,280	2,325	△3	△3
	買建	7,693	2,335	△0	△0
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,600,527	4,558,713	176,626	176,626
	受取変動・支払固定	5,125,244	4,099,234	△147,575	△147,575
	受取変動・支払変動	787,556	593,163	1,084	1,084
	受取固定・支払固定	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	1,083,435	723,154	△19,353	4,353
	買建	1,453,978	1,124,526	15,002	1,886
	金利オプション				
	売建	115,090	92,907	△349	368
	買建	106,049	101,049	183	△349
その他					
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	25,614	36,389

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	2,495	—	0	0
	買建	9,582	682	0	0
	金利オプション				
	売建	639	639	△0	0
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,760,971	4,643,282	143,784	143,784
	受取変動・支払固定	5,336,252	4,261,538	△120,446	△120,446
	受取変動・支払変動	694,348	557,544	△29	△29
	受取固定・支払固定				
	金利スワップション				
	売建	883,245	652,788	△13,407	7,956
	買建	1,449,667	1,315,767	8,346	△3,267
	金利オプション				
	売建	96,755	55,944	△275	433
	買建	120,172	80,926	139	△333
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	18,113	28,097

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	825,128	716,720	△29,417	△29,417
	為替予約				
	売建	673,772	101,842	△22,475	△22,475
	買建	477,400	158,504	55,253	55,253
	通貨オプション				
	売建	2,020,346	931,805	△49,338	△5,205
	買建	2,046,529	918,286	4,744	△32,024
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	△41,233	△33,869

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価値計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	839,527	725,663	△26,309	△26,309
	為替予約				
	売建	879,171	108,948	△25,619	△25,619
	買建	589,755	142,497	44,780	44,780
	通貨オプション				
	売建	1,452,721	542,009	△33,859	△9,031
	買建	1,441,375	527,601	△800	△21,886
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	△41,807	△38,065

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価値計算モデル等により算定しております。

## (3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	3,762	—	△19	△19
	買建	24,115	—	282	282
	株式指数オプション				
	売建	384,365	161,525	△25,853	△8,489
	買建	373,268	141,975	23,188	4,848
	個別株オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	168,569	74,685	△17,060	△927
	買建	194,060	80,077	23,634	6,649
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期 変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・株価指 数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	28,399	18,400	△1,494	△1,494
買建	119,347	118,997	729	729	
	合計	—	—	3,406	1,577

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	12,003	6,938	343	343
	買建	14,103	3,090	△286	△286
	株式指数オプション				
	売建	625,042	176,262	△34,603	△4,740
	買建	624,831	163,425	37,056	4,999
	個別株オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	77,568	48,523	△15,800	△7,119
	買建	82,960	57,790	22,193	11,857
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期 変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・株価指 数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	68,900	68,900	50	50
	買建	103,377	103,377	△1,162	△1,162
	合計	—	—	7,790	3,943

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	20,504	—	△92	△92
	買建	22,669	—	39	39
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	31,114	—	13	△10
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	△39	△62

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	5,042	—	△1	△1
	買建	13,525	—	△15	△15
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	△16	△16

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）  
該当ありません。

当連結会計年度（平成26年3月31日）  
該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	447,561	260,752	1,667	1,667
	買建	442,565	255,824	△2,075	△2,075
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	1,600	1,600	△2,435	△835
	合計	—	—	△2,843	△1,243

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2. 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。  
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	294,763	242,814	3,571	3,571
	買建	288,062	237,995	△3,792	△3,792
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△220	△220

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2. 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。  
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。



2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他有価証券（債券）、預金、譲渡性預金等の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		613,807 237,107	404,247 224,610	4,761 △14,555
金利スワップの特例処理	金利スワップ	借入金			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		— 1,450	— 250	— (注) 3.
合計		—	—	—	△9,793

- (注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。
3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他有価証券（債券）、預金、譲渡性預金等の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		760,794 247,304	477,794 232,411	3,743 △11,061
金利スワップの特例処理	金利スワップ	借入金			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		— 8,125	— 4,525	— (注) 3.
合計		—	—	—	△7,317

- (注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。
3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有 価証券、預金、外国為 替等	33,333	9,446	△6,727
為替予約の 振当処理	為替予約	—	—	—	—
合計		—	—	—	△6,727

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有 価証券、預金、外国為 替等	10,329	10,329	△758
為替予約の 振当処理	為替予約	—	—	—	—
合計		—	—	—	△758

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

該当ありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。

また、連結子会社のうち、株式会社アプラスフィナンシャルは確定給付企業年金基金制度及び退職一時金制度、昭和リース株式会社は規約型確定給付企業年金制度、新生フィナンシャル株式会社は退職一時金制度をそれぞれ採用しており、全日信販株式会社は退職一時金制度を採用しているほか、全国信販厚生年金基金制度に加盟しております。

なお、その他の連結子会社の一部は、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	金額(百万円)
退職給付債務(注)1 (A)	△78,730
年金資産(注)2 (B)	66,455
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△12,274
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	1,210
未認識数理計算上の差異 (E)	10,840
未認識過去勤務債務 (F)	△2,495
連結貸借対照表計上額純額 (G)=(C)+(D)+(E)+(F)	△2,717
前払年金費用 (H)	4,591
退職給付引当金 (G)-(H)	△7,309

(注) 1. 株式会社アプラスフィナンシャル、全日信販株式会社、昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社以外の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 年金資産には退職給付信託による資産が含まれております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	金額(百万円)
勤務費用(注)1	3,135
利息費用	1,467
期待運用収益	△1,395
過去勤務債務の損益処理額	△520
数理計算上の差異の損益処理額	2,448
会計基準変更時差異の費用処理額	605
その他(注)2	225
退職給付費用	5,966

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

2. 臨時に計上した割増退職金等であります。

#### 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率

0.98%～1.75%

(2) 期待運用収益率

2.00%～3.50%

(3) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

5.00～14.74年（その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理）

(5) 数理計算上の差異の処理年数

5.00～14.74年（各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理）

(6) 会計基準変更時差異の処理年数

期間15年による按分額を費用処理

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。

また、連結子会社のうち、株式会社アプラスフィナンシャルは確定給付企業年金基金制度及び退職一時金制度、昭和リース株式会社は規約型確定給付企業年金制度、新生フィナンシャル株式会社は退職一時金制度をそれぞれ採用しており、全日信販株式会社は退職一時金制度を採用しているほか、全国信販厚生年金基金制度に加盟しております。株式会社アプラスフィナンシャル、全日信販株式会社、昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社以外の連結子会社は、簡便法を採用しております。

なお、その他の連結子会社の一部は、退職一時金制度を採用しております。

##### 2. 確定給付制度

###### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区分	金額（百万円）
退職給付債務の期首残高（注）1	78,730
勤務費用（注）2	3,488
利息費用	953
数理計算上の差異の当期発生額	1,729
退職給付の支払額	△4,102
その他	7
退職給付債務の期末残高（注）1	80,807

(注) 1. 株式会社アプラスフィナンシャル、全日信販株式会社、昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社以外の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

区分	金額（百万円）
年金資産の期首残高	66,455
期待運用収益	1,554
数理計算上の差異の発生額	3,045
事業主からの拠出額	5,050
退職給付の支払額	△3,846
年金資産の期末残高	72,258

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

区分	金額（百万円）
積立型制度の退職給付債務	74,633
年金資産	△72,258
	2,374
非積立型制度の退職給付債務（注）	6,173
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,548

（注）連結子会社の一部は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

区分	金額（百万円）
退職給付に係る負債	10,116
退職給付に係る資産	△1,567
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,548

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

区分	金額（百万円）
勤務費用（注）	3,488
利息費用	953
期待運用収益	△1,554
数理計算上の差異の損益処理額	2,322
過去勤務費用の損益処理額	△517
会計基準変更時差異の費用処理額	605
その他	138
確定給付制度に係る退職給付費用	5,436

（注）簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

## (5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

区分	金額（百万円）
未認識過去勤務費用	1,977
未認識数理計算上の差異	△7,203
会計基準変更時差異の未処理金額	△605
合計	△5,830

(6) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内債券	27.3%
外国債券	11.0%
国内株式	17.3%
外国株式	17.3%
保険資産（一般勘定）	19.3%
その他	7.8%
合計	100%

（注）年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が2.5%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、当行グループの年金資産の多くを占める当行の年金委員会においては、現在の経済環境や市況動向ならびに当行の経営状況、資産運用の基本方針及び実際のポートフォリオを踏まえたうえで、昨年度に引き続き2.2%とすることを決定しております。そして、主要連結子会社においても、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮したうえで、年金資産の長期期待運用収益率を決定しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

- ① 割引率 1.00%～1.75%
- ② 長期期待運用収益率 2.00%～3.50%

## (ストック・オプション等関係)

## 1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
その他の営業経費	△10百万円	—

## 2. 権利不行使による失効に伴い、利益として計上した金額

前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
105百万円	17百万円

## 3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権		第4回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 11名 当行従業員 2,185名		当行執行役 1名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 5,343,000株	普通株式 4,112,000株	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株
付与日	平成16年7月1日		平成17年6月1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成16年7月1日から平成18年7月1日まで	平成16年7月1日から平成19年7月1日まで	平成17年6月1日から平成18年7月1日まで	平成17年6月1日から平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで

	第5回新株予約権		第6回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 15名 当行執行役 10名 当行従業員 437名		当行執行役 5名 当行従業員 35名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,609,000株	普通株式 2,313,000株	普通株式 1,439,000株	普通株式 1,417,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで

	第7回新株予約権		第8回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 8名 当行従業員 127名		当行執行役 1名 当行従業員 34名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 678,000株	普通株式 609,000株	普通株式 287,000株	普通株式 274,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成22年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第9回新株予約権		第10回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員 2名		当行従業員 2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 79,000株	普通株式 78,000株	普通株式 27,000株	普通株式 26,000株
付与日	平成17年9月28日		平成17年9月28日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年9月28日から平成19年7月1日まで	平成17年9月28日から平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第13回新株予約権		第14回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 15名 当行執行役 14名 当行従業員 559名		当行執行役 3名 当行従業員 28名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,854,000株	普通株式 2,488,000株	普通株式 1,522,000株	普通株式 1,505,000株
付与日	平成18年5月25日		平成18年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年5月25日から平成20年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成20年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで
権利行使期間	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで



	第15回新株予約権		第16回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 12名 当行従業員 159名		当行従業員 19名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 749,000株	普通株式 690,000株	普通株式 170,000株	普通株式 161,000株
付与日	平成18年5月25日		平成18年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成23年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成23年6月1日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで

	第17回新株予約権		第18回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12名 当行執行役 13名 当行従業員 110名		当行執行役 3名 当行従業員 23名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 1,691,000株	普通株式 1,615,000株	普通株式 747,000株	普通株式 733,000株
付与日	平成19年5月25日		平成19年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成19年5月25日から平成21年6月1日まで	平成19年5月25日から平成23年6月1日まで	平成19年5月25日から平成21年6月1日まで	平成19年5月25日から平成23年6月1日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から平成29年5月8日まで	平成21年6月1日から平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から平成29年5月8日まで

	第19回新株予約権		第20回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役職員 32名		当行取締役 12名 当行執行役 8名 当行従業員 104名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 86,000株	普通株式 54,000株	普通株式 1,445,000株	普通株式 1,385,000株
付与日	平成19年7月2日		平成20年5月30日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成19年7月2日から平成21年7月1日まで	平成19年7月2日から平成23年7月1日まで	平成20年5月30日から平成22年6月1日まで	平成20年5月30日から平成24年6月1日まで
権利行使期間	平成21年7月1日から平成29年6月19日まで	平成23年7月1日から平成29年6月19日まで	平成22年6月1日から平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から平成30年5月13日まで

	第21回新株予約権		第22回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 1名 当行従業員 29名		子会社役員 43名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 1,049,000株	普通株式 1,032,000株	普通株式 121,000株	普通株式 82,000株
付与日	平成20年5月30日		平成20年7月10日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成20年5月30日から平成22年6月1日まで	平成20年5月30日から平成24年6月1日まで	平成20年7月10日から平成22年7月1日まで	平成20年7月10日から平成24年7月1日まで
権利行使期間	平成22年6月1日から平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から平成30年5月13日まで	平成22年7月1日から平成30年6月24日まで	平成24年7月1日から平成30年6月24日まで

	第23回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役員 17名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 54,000株	普通株式 43,000株
付与日	平成20年12月1日	
権利確定条件	(注) 2	
対象勤務期間	平成20年12月1日から平成22年12月1日まで	平成20年12月1日から平成24年12月1日まで
権利行使期間	平成22年12月1日から平成30年11月11日まで	平成24年12月1日から平成30年11月11日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。ただし、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定又は失効する場合があります。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成26年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	第1回	第4回	第5回	第6回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	4,798,000	250,000	2,108,000	1,496,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	133,000	—	72,000	—
未行使残	4,665,000	250,000	2,036,000	1,496,000

	第7回	第8回	第9回	第10回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	451,000	170,000	108,000	36,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	17,000	—	—	—
未行使残	434,000	170,000	108,000	36,000

	第13回	第14回	第15回	第16回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	2,053,000	1,717,000	449,000	19,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	78,000	—	19,000	—
未行使残	1,975,000	1,717,000	430,000	19,000

	第17回	第18回	第19回	第20回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	1,224,000	805,000	140,000	1,174,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	3,000
未行使残	1,224,000	805,000	140,000	1,171,000

	第21回	第22回	第23回
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	42,000	188,000	54,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	42,000	188,000	54,000

② 単価情報

	第1回	第4回	第5回	第6回
権利行使価格 (円)	684	551	601	601
権利行使時平均株価 (円)	—	—	—	—

	第7回	第8回	第9回	第10回
権利行使価格 (円)	601	601	697	697
権利行使時平均株価 (円)	—	—	—	—

	第13回		第14回	
権利行使期間	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで
権利行使価格 (円)	825		825	
権利行使時平均株価 (円)	—		—	
付与日における公正な評価単価 (円)	163	173	163	173

	第15回		第16回	
権利行使期間	平成21年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成23年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成21年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成23年6月1日 から平成27年6月 23日まで
権利行使価格 (円)	825		825	
権利行使時平均株価 (円)	-		-	
付与日における公正な評価単価 (円)	173	192	173	192

	第17回		第18回	
権利行使期間	平成21年6月1日 から平成29年5月 8日まで	平成23年6月1日 から平成29年5月 8日まで	平成21年6月1日 から平成29年5月 8日まで	平成23年6月1日 から平成29年5月 8日まで
権利行使価格 (円)	555		555	
権利行使時平均株価 (円)	-		-	
付与日における公正な評価単価 (円)	131	143	131	143

	第19回		第20回	
権利行使期間	平成21年7月1日 から平成29年6月 19日まで	平成23年7月1日 から平成29年6月 19日まで	平成22年6月1日 から平成30年5月 13日まで	平成24年6月1日 から平成30年5月 13日まで
権利行使価格 (円)	527		416	
権利行使時平均株価 (円)	-		-	
付与日における公正な評価単価 (円)	121	132	158	169

	第21回		第22回	
権利行使期間	平成22年6月1日 から平成30年5月 13日まで	平成24年6月1日 から平成30年5月 13日まで	平成22年7月1日 から平成30年6月 24日まで	平成24年7月1日 から平成30年6月 24日まで
権利行使価格 (円)	416		407	
権利行使時平均株価 (円)	-		-	
付与日における公正な評価単価 (円)	158	169	127	137

	第23回	
権利行使期間	平成22年12月1日 から平成30年11月 11日まで	平成24年12月1日 から平成30年11月 11日まで
権利行使価格 (円)	221	
権利行使時平均株価 (円)	-	
付与日における公正な評価単価 (円)	53	57

(注) 第1回～第10回については、会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、付与日における公正な評価単価は記載しておりません。

4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション及び当連結会計年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションがないため、記載しておりません。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
税務上の繰越欠損金	215,070 百万円	147,663 百万円
貸倒引当金及び貸出金償却損金	135,343	123,773
算入限度超過額		
利息返還損失引当金	12,467	76,957
有価証券価格償却超過額	32,339	27,679
特定金銭信託評価損益	15,545	17,218
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	5,285	4,085
その他	43,656	34,096
繰延税金資産小計	459,709	431,475
評価性引当額	△433,848	△406,004
繰延税金資産合計	25,861	25,471
繰延税金負債との相殺	△9,522	△8,951
繰延税金資産の純額	16,339 百万円	16,519 百万円
<b>繰延税金負債</b>		
全面時価評価法の適用に係る一時差異（主として無形資産）	4,861 百万円	3,508 百万円
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	485	1,966
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	1,759	1,464
資産除去費用に係る一時差異	1,285	1,180
その他	1,137	839
繰延税金負債合計	9,529	8,960
繰延税金資産との相殺	△9,522	△8,951
繰延税金負債の純額	7 百万円	9 百万円

## 2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.0 %	38.0 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3	△2.8
外国税額	0.1	0.1
のれん償却額	5.0	5.3
持分法投資損益	0.9	△2.2
評価性引当額の増減	△51.5	△57.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	2.4
繰越欠損金の切り捨てによる影響	8.8	24.2
その他	△3.1	△4.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.4 %	3.6 %



### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の38.01%から35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産は1,096百万円減少し、その他有価証券評価差額金は3百万円増加し、法人税等調整額は1,099百万円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、経営会議が、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、『法人部門』、『金融市場部門』及び『個人部門』を通じ、国内の法人や個人のお客様へ幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人部門』、『金融市場部門』及び『個人部門』は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、『法人部門』は「法人営業本部」、「プリンシパルトランザクションズ本部」、「昭和リース」、「その他法人部門」を報告セグメントに、『金融市場部門』は「金融法人本部」、「市場営業本部」、「その他金融市場部門」を報告セグメントに、『個人部門』は「リテールバンキング本部」、「新生フィナンシャル」、「アプラスフィナンシャル」を報告セグメントとしております。また、『法人部門』、『金融市場部門』及び『個人部門』のいずれにも属さない業務を『経営勘定／その他』と位置づけ、「トレジャリー本部」を報告セグメントとしております。

『法人部門』の「法人営業本部」セグメントは事業法人、公共法人向けの金融商品・サービス及びアドバイザリー業務、ノンリコースローン等の不動産金融業務、建設・不動産業を営む事業法人向けの金融商品・サービス、スペシャルティファイナンス（企業買収ファイナンス等）に関する金融商品・サービス及び信託業務を、「プリンシパルトランザクションズ本部」セグメントはクレジットトレーディングに関連する金融商品・サービスを、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを、「その他法人部門」セグメントは、アセットバック投資等を提供しております。

『金融市場部門』の「金融法人本部」セグメントは金融法人向けの金融商品・サービスを、「市場営業本部」セグメントは、外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務を、「その他金融市場部門」セグメントは、新生証券株式会社による証券業務、アセットマネジメント業務及びウェルスマネジメント業務を提供しております。

『個人部門』の「リテールバンキング本部」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは、新生フィナンシャル株式会社、シンキ株式会社及び当行における個人向け無担保カードローン事業「新生銀行カードローンレイク」による消費者金融業務を、「アプラスフィナンシャル」セグメントは個別信用購入斡旋、クレジットカード、信用保証、融資及び集金代行サービスを提供しております。また、『個人部門』の「その他」には、コンシューマーファイナンス本部及びその他子会社の損益が含まれております。なお、平成25年3月1日にロイズTSB銀行から譲受が完了しました海外送金サービス「Goレミット新生海外送金サービス」にかかる損益は「リテールバンキング本部」セグメントに含めております。

また、『経営勘定／その他』の「トレジャリー本部」セグメントは、ALM業務、資本性の資金調達業務を行っております。

組織体制の見直しに伴う報告セグメントの区分方法の変更の概要は以下のとおりです。

当行グループは、平成25年4月1日付けで、組織体制の見直しを行い、「ストラクチャードファイナンス本部」セグメントを「法人営業本部」セグメントに統合した結果、これに係る報告セグメントの区分変更が生じております。

なお、前連結会計年度の報告セグメントごとの業務粗利益及び利益又は損失の金額に関する情報、セグメントごとの資産・負債に関する情報は、当連結会計年度の報告セグメント区分に基づき作成しております。

2. 報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、事業セグメント間の資金収支及び経費のうち間接部門の経費を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

事業セグメント間の資金収支については内部の仕切レートを基準に算出しております。また、経費のうち間接部門の経費については、予め決められた経費配賦ルールに基づき、期初に設定した予算に応じて各事業セグメントに賦課しております。

3. 報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	法人部門				金融市場部門		
	法人営業本部	プリンシパルトランザククションズ本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	その他金融市場部門
業務粗利益	35,338	11,421	14,094	△3,958	4,571	7,213	2,458
資金利益 (△は損失)	26,476	5,022	△1,618	△65	1,603	1,256	135
非資金利益 (△は損失)	8,862	6,398	15,712	△3,893	2,967	5,957	2,322
経費	11,015	3,844	7,860	1,536	2,310	3,197	3,520
与信関連費用 (△は益)	2,789	△531	△85	4,151	△6,284	△1,050	△241
セグメント利益 (△は損失)	21,533	8,107	6,318	△9,646	8,545	5,066	△820
セグメント資産	2,603,456	324,500	411,396	82,151	150,805	411,412	71,460
セグメント負債	440,859	7,347	—	1,287	294,268	221,475	48,440
その他の項目							
持分法投資利益 (△は損失)	—	1,024	—	△2,333	△0	△0	—
持分法適用会社への投資金額	—	38,914	—	—	—	2,038	—

	個人部門				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部 新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他	トレジャリー本部	その他	
業務粗利益	33,104	43,955	47,820	1,611	4,496	△3,117	199,009
資金利益 (△は損失)	26,005	47,842	9,223	1,412	△2,710	△2,897	111,685
非資金利益 (△は損失)	7,099	△3,887	38,597	199	7,207	△219	87,324
経費	30,236	29,367	33,203	503	1,263	763	128,624
与信関連費用 (△は益)	16	△165	6,497	△89	—	515	5,522
セグメント利益 (△は損失)	2,851	14,753	8,119	1,197	3,233	△4,397	64,862
セグメント資産	1,098,444	353,379	936,575	44,018	1,380,689	—	7,868,289
セグメント負債	4,948,811	4,010	495,053	150	9,304	—	6,471,010
その他の項目							
持分法投資利益 (△は損失)	—	—	—	—	—	—	△1,309
持分法適用会社への投資金額	—	—	—	—	—	—	40,953

- (注) 1. 一般事業会社の売上高に代えて、経営管理上の業務粗利益を記載しております。経営管理上の業務粗利益は、資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支、その他業務収支、金銭の信託運用損益、株式関連損益等の合計であり、収支とは、収益と費用の差額であります。これらの収支及び損益は、当行グループ本来の業務による収益と費用を表したものであります。
2. 経費は、営業経費から、子会社買収に伴い発生したのれん償却額、無形資産償却額及び臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用には、退職給付費用の数理計算上の差異の償却及びその他臨時費用が含まれております。
3. 与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損、償却債権取立益によって構成されております。
4. セグメント資産は、買入金銭債権、特定取引資産、金銭の信託、有価証券、貸出金、リース債権及びリース投資資産、その他資産のうち割賦売掛金、有形リース資産、無形リース資産、支払承諾見返によって構成されております。
5. セグメント負債は、預金、譲渡性預金、債券、特定取引負債、支払承諾によって構成されております。
6. 各事業セグメントに配賦していない資産及び負債について、関連する収益及び費用については合理的な配賦基準で各事業セグメントに配賦しているものがあります。例えば、借入金利息は業務粗利益の一部としてセグメント利益に含めておりますが、借入金については各セグメント負債への配賦は行なっておりません。また、減価償却費についても経費の一部としてセグメント利益に含めておりますが、固定資産の各セグメント資産への配賦は行なっておりません。
7. 当連結会計年度に、今後の投資資産ポートフォリオ運営管理の観点から、一部の持分法適用関連会社投資について、セグメントを移管しました。具体的には『法人部門』の「その他法人部門」セグメントで管理していた日盛金融控股股份有限公司は「プリンシパルトランザクションズ本部」セグメントへ、『金融市場部門』の「その他金融市場部門」セグメントで管理していた Comox Holdings Ltd. は「市場営業本部」セグメントへ移管しました。
8. 「経営勘定/その他」の「その他」には、報告セグメントに含まれない全社損益、予算配賦した経費の予実差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれております。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	法人部門				金融市場部門		
	法人営業本部	プリンシパルトランザクシヨonz本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	その他金融市場部門
業務粗利益	36,522	17,948	15,190	△106	3,251	4,902	3,142
資金利益 （△は損失）	25,098	5,297	△2,468	△250	1,571	2,246	129
非資金利益 （△は損失）	11,424	12,651	17,658	143	1,679	2,655	3,013
経費	11,013	4,224	8,275	1,344	2,136	3,252	3,563
与信関連費用 （△は益）	△10,106	△246	△2,662	4,418	△440	97	△118
セグメント利益 （△は損失）	35,616	13,969	9,577	△5,869	1,555	1,552	△302
セグメント資産	2,474,481	291,447	452,221	71,452	174,128	391,462	48,443
セグメント負債	365,080	5,552	-	1,740	360,353	202,614	52,867
その他の項目							
持分法投資利益 （△は損失）	-	1,450	-	1,291	△106	△11	-
持分法適用会社への投資金額	-	43,746	-	-	-	2,111	-

	個人部門				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部 新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他	トレジャリー本部	その他	
業務粗利益	32,420	47,072	48,152	1,720	△4,424	△2,756	203,036
資金利益 （△は損失）	25,391	50,971	7,501	1,478	△3,342	△3,106	110,518
非資金利益 （△は損失）	7,028	△3,899	40,651	242	△1,081	350	92,518
経費	31,792	30,108	34,726	757	1,540	139	132,875
与信関連費用 （△は益）	△46	2,782	6,830	△227	-	△0	279
セグメント利益 （△は損失）	673	14,180	6,596	1,190	△5,964	△2,894	69,882
セグメント資産	1,197,176	373,187	818,485	21,503	1,142,864	-	7,456,855
セグメント負債	5,131,667	5,278	341,578	73	2,387	-	6,469,194
その他の項目							
持分法投資利益 （△は損失）	-	-	-	-	-	-	2,623
持分法適用会社への投資金額	-	-	-	-	-	-	45,857

- (注) 1. 一般事業会社の売上高に代えて、経営管理上の業務粗利益を記載しております。経営管理上の業務粗利益は、資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支、その他業務収支、金銭の信託運用損益、株式関連損益等の合計であり、収支とは、収益と費用の差額であります。これらの収支及び損益は、当行グループ本来の業務による収益と費用を表したものであります。
2. 経費は、営業経費から、子会社買収に伴い発生したのれん償却額、無形資産償却額及び臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用には、退職給付費用の数理計算上の差異の償却及びその他臨時費用が含まれております。
3. 与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損、償却債権取立益によって構成されております。
4. セグメント資産は、買入金銭債権、特定取引資産、金銭の信託、有価証券、貸出金、リース債権及びリース投資資産、その他資産のうち割賦売掛金、有形リース資産、無形リース資産、支払承諾見返によって構成されております。
5. セグメント負債は、預金、譲渡性預金、債券、特定取引負債、支払承諾によって構成されております。
6. 各事業セグメントに配賦していない資産及び負債について、関連する収益及び費用については合理的な配賦基準で各事業セグメントに配賦しているものがあります。例えば、借入金利息は業務粗利益の一部としてセグメント利益に含めておりますが、借入金については各セグメント負債への配賦は行なっておりません。また、減価償却費についても経費の一部としてセグメント利益に含めておりますが、固定資産の各セグメント資産への配賦は行なっておりません。
7. 「経営勘定/その他」の「その他」には、報告セグメントに含まれない全社損益、予算配賦した経費の予実差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれております。

4. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(1) セグメント利益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント利益計	64,862	69,882
子会社買収に伴い発生したのれん償却額	△7,024	△6,300
無形資産償却額	△3,774	△3,305
臨時的な費用	△2,374	△2,332
利息返還損失引当金繰入額	-	△15,640
その他	2,807	1,845
連結損益計算書の経常利益	54,495	44,147

(2) セグメント資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント資産計	7,868,289	7,456,855
現金預け金	648,897	1,451,492
コールローン及び買入手形	18,806	36,451
買現先勘定	78,507	53,216
債券貸借取引支払保証金	19,083	23,651
外国為替	33,857	25,656
割賦売掛金を除くその他資産	405,087	303,043
有形リース資産を除く有形固定資産	33,754	32,333
無形リース資産を除く無形固定資産	68,426	57,640
退職給付に係る資産	-	1,567
債券繰延資産	95	32
繰延税金資産	16,339	16,519
貸倒引当金	△161,810	△137,358
連結貸借対照表の資産合計	9,029,335	9,321,103

(3) セグメント負債の合計額と連結貸借対照表の負債計上額

(単位：百万円)

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント負債計	6,471,010	6,469,194
コールマネー及び売渡手形	170,094	180,000
債券貸借取引受入担保金	47,069	317,599
借入金	719,292	643,431
外国為替	174	37
短期社債	82,800	86,900
社債	174,286	177,248
その他負債	630,759	497,804
賞与引当金	7,604	7,782
役員賞与引当金	54	67
退職給付引当金	7,309	-
退職給付に係る負債	-	10,116
役員退職慰労引当金	245	119
利息返還損失引当金	34,983	208,201
繰延税金負債	7	9
連結貸借対照表の負債合計	8,345,690	8,598,512

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	リース業務	有価証券 投資業務	販売信用業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	144,793	87,144	27,690	43,336	83,115	386,079

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	リース業務	有価証券 投資業務	販売信用業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	133,338	87,289	22,856	46,523	85,223	375,232

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

（注）前連結会計年度において「その他」に含まれていた「販売信用業務」は重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の「1. サービスごとの情報」の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度において「その他」に表示していた43,336百万円は、「販売信用業務」として組み替えて表示しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。



【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	法人部門				金融市場部門		
	法人営業本部	プリンシパルトランザクションズ本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	その他金融市場部門
減損損失	-	-	-	-	-	0	5

	個人部門			経営勘定／その他		合計	
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部		トレジャーリー本部	その他		
新生フィナンシャル		アプラスフィナンシャル	その他				
減損損失	665	45	162	-	-	37	916

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	法人部門				金融市場部門		
	法人営業本部	プリンシパルトランザクションズ本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	その他金融市場部門
減損損失	86	-	-	-	39	5	-

	個人部門			経営勘定／その他		合計	
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部		トレジャーリー本部	その他		
新生フィナンシャル		アプラスフィナンシャル	その他				
減損損失	936	25	-	-	5	460	1,558

【報告セグメントごとののれんおよび無形資産の償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	法人部門				金融市場部門		
	法人営業本部	プリンシパルトラザクションズ本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	その他金融市場部門
当期償却額							
のれん	—	—	2,265	—	—	—	—
無形資産	—	—	630	—	—	—	—
当期末残高							
のれん	—	—	25,787	—	—	—	—
無形資産	—	—	2,989	—	—	—	—

	個人部門				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部 新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他	トレジャー本部	その他	
当期償却額							
のれん	11	3,919	840	△0	—	—	7,036
無形資産	—	3,144	—	—	—	—	3,774
当期末残高							
のれん	409	6,622	2,581	△5	—	—	35,394
無形資産	—	9,498	—	—	—	—	12,487

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	法人部門				金融市場部門		
	法人営業本部	プリンシパルトラザクションズ本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	その他金融市場部門
当期償却額							
のれん	-	-	2,176	-	-	-	-
無形資産	-	-	597	-	-	-	-
当期末残高							
のれん	-	-	23,610	-	-	-	-
無形資産	-	-	2,391	-	-	-	-

	個人部門				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部			トレジャー本部	その他	
		新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他			
当期償却額							
のれん	140	3,266	859	△0	-	-	6,441
無形資産	-	2,708	-	-	-	-	3,305
当期末残高							
のれん	269	3,356	1,717	△5	-	-	28,949
無形資産	-	6,790	-	-	-	-	9,182

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

記載すべき重要なものはありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

記載すべき重要なものはありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金	事業の 内容又は 職業	議決 権等 の被 所有 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J.C.Flowers II L.P. (注1)	英国領 ケイマ ン諸島 グラン ドケイ マン	(千米ドル) 5,952,393	投資業務	—	役務の提供 役員の兼任	管理報酬の受 入(注2)	89	前受収益	—
							出資(注3)	161	—	—
							出資分配金	878	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J.C.Flowers III L.P. (注1)	英国領 ケイマ ン諸島 グラン ドケイ マン	(千米ドル) 953,815	投資業務	—	役員の兼任	出資(注4)	426	—	—
							出資分配金	362	—	—

(注1) 当行役員J.クリストファー フラワーズが会長を務める J.C.Flowers&Co. LLC によって運営されているファンドであります。

(注2) 有限責任組合員のファンドに対する出資割合に基づき、管理報酬金額を決定しております。

(注3) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は2億米ドルであります。

(注4) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は34,975千米ドルであります。

当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金	事業の 内容又は 職業	議決 権等 の被 所有 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J.C.Flowers II L.P. (注1)	英国領 ケイマン 諸島 グラン ドケイ マン	(千米ドル) 5,951,697	投資業務	—	役員の兼任	出資(注2) 出資分配金	22 163	— —	— —
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J.C.Flowers III L.P. (注1)	英国領 ケイマン 諸島 グラン ドケイ マン	(千米ドル) 1,129,228	投資業務	—	役員の兼任	出資(注3) 出資分配金	394 414	— —	— —

(注1) 当行役員J.クリストファー フラワーズが会長を務める J.C.Flowers&Co. LLC によって運営されているファンドであります。

(注2) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は2億米ドルであります。

(注3) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は34,975千米ドルであります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等  
前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)  
記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)  
記載すべき重要なものではありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等  
前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)  
記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)  
記載すべき重要なものではありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）  
記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）  
記載すべき重要なものではありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）  
記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）  
記載すべき重要なものではありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記  
記載すべき重要なものではありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	233円65銭	247円82銭
1株当たり当期純利益金額	19円24銭	15円59銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—	15円59銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	683,644	722,590
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	63,554	64,889
うち新株予約権	百万円	1,238	1,221
うち少数株主持分	百万円	62,315	63,667
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	620,090	657,701
1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式の数	千株	2,653,919	2,653,919

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

		前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	51,079	41,374
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	51,079	41,374
普通株式の期中平均株式数	千株	2,653,919	2,653,919
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	—	2
うち新株予約権	千株	—	2
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権19種類（新株予約権の数17,282個）。なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権18種類（新株予約権の数16,906個）。なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

## (会計方針の変更)

「退職給付会計基準」及び「退職給付適用指針」を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く）、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産が、1円95銭減少しております。

(重要な後発事象)

当行は、平成26年5月26日付で、当行の連結子会社である以下の海外特別目的会社が発行した優先出資証券について、全額償還することを決定いたしました。償還される優先出資証券の概要は、以下のとおりであります。

(1) 発行体

- ①Shinsei Finance III (Cayman) Limited
- ②Shinsei Finance IV (Cayman) Limited

(2) 証券の種類

円建配当金非累積型 永久優先出資証券

(3) 償還総額

- ①33,600百万円
- ② 9,100百万円

(4) 償還予定日

平成26年7月23日

(5) 償還理由

任意償還期日到来のため



## ⑤【連結附属明細表】

## 【社債・金融債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当連結会計年度期首残高 (百万円)	当連結会計年度末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	5年物利付 長期信用債券 (注) 1	平成20年4月～ 平成25年4月	260,442	39,947 [5,550]	0.08～1.70	なし	平成25年4月～ 平成30年4月
	ユーロ円建 長期信用債券 (注) 2	平成16年9月～ 平成17年8月	1,900	1,800 [1,800]	0.00～3.00 (注) 8	なし	平成26年9月～ 平成32年8月
	ユーロ円建 普通社債 (注) 3	平成18年8月～ 平成21年8月	4,951	4,551 [100]	0.00～10.00 (注) 8	なし	平成26年9月～ 平成49年9月
	円建 劣後社債 (注) 4	平成17年3月～ 平成25年12月	75,400	100,400 [33,200]	1.96～4.00	なし	平成27年3月～ 平成35年12月
	ユーロ建 劣後社債 (注) 5	平成18年2月及び 平成22年9月	65,895 (547,307千 ユーロ)	49,070 (346,981千 ユーロ)	2.171及び 7.375	なし	平成28年2月及び 平成32年9月
	ユーロ円建 永久劣後社債 (注) 6	平成17年10月	4,500	4,500	2.35及び 2.435	なし	—
	英ポンド建 永久劣後社債 (注) 7	平成18年12月	7,380 (51,681千 英ポンド)	—	5.625	なし	—
株式会社アプラス	短期社債 (注) 9	平成25年1月～ 平成26年3月	48,000	60,500 [60,500]	0.25～0.90	なし	平成25年4月～ 平成26年12月
昭和リース株式会社	短期社債 (注) 9	平成24年9月～ 平成26年3月	34,800	26,400 [26,400]	0.16～0.719	なし	平成25年4月～ 平成26年8月
	円建 無担保社債	平成26年2月	—	6,000	0.70	なし	平成29年2月
ほたか合同会社	円建 無担保社債 (注) 10	平成23年12月	3,000	3,000	1.635	なし	平成28年12月
丸生合同会社	円建 無担保社債 (注) 10	平成24年1月	500	500	2.965	なし	平成28年12月
つまごい合同会社	円建 無担保社債 (注) 10	平成24年4月	2,000	2,000	2.25	なし	平成29年6月
エー・エム・ワン合同 会社	円建 無担保社債 (注) 10	平成21年1月	10,159	7,227 [1,227]	2.18	なし	平成33年11月
Shinsei Bank Finance N.V.	円建 永久劣後社債 (注) 11	平成8年12月	500	—	1.83229	なし	—
合計	—	—	519,428	305,895 [128,778]	—	—	—

- (注) 1. 第665回～第670回長期信用債、第491回～第612回長期信用債券（利子一括払）、第665回～第725回長期信用債券（財形）、第318回～第378回長期信用債券（財形利子一括払）をまとめて記載しております。
2. ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建長期信用債券をまとめて記載しております。
3. ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建普通社債をまとめて記載しております。
4. 第1回、第2回、第4回～第6回無担保社債（劣後特約付）をまとめて記載しております。
5. 平成28年（2016年）満期ユーロ建劣後社債及び平成32年（2020年）満期ユーロ建劣後社債をまとめて記載しております。
6. ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建永久劣後特約付社債をまとめて記載しております。
7. 平成25年12月に償還しております。
8. 連結決算日現在において確定していない利率については、契約上の最大値、最小値を記載しております。
9. 短期社債をまとめて記載しております。
10. これらの社債はノンリコース債務に該当いたします。
11. 平成25年6月に償還しております。
12. 「当連結会計年度末残高」欄の〔 〕書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
13. 「当連結会計年度期首残高」及び「当連結会計年度末残高」欄の（ ）書きは、外貨建ての金額であります。
14. 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
社債・金融債	127,550	51,127	16,978	7,513	576
ノンリコース社債	1,227	1,084	4,516	2,952	892

【借入金等明細表】

区 分	当連結会計年度 期首残高 (百万円)	当連結会計年度 末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	719,292	643,431	0.98	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	632,339	548,096	0.82	平成25年4月～永久
ノンリコース借入金	86,953	95,335	1.90	平成25年12月～平成 30年12月
1年以内に返済予定のリース債務	656	655	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	3,348	2,692	—	平成26年4月～平成 34年10月

(注) 1. 「平均利率」は、連結決算日現在の「利率」及び「当連結会計年度末残高」により算出（加重平均）しております。なお、リース債務の「平均利率」については、主としてリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため記載しておりません。

2. 借入金、ノンリコース借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は以下のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
借入金	308,713	60,125	40,262	23,653	61,584
ノンリコース借入金	3,110	9,610	23,921	52,372	6,322
リース債務	655	533	427	378	379

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、これらの活動に関連する有利子負債については記載しておりません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	93,493	186,555	280,864	375,232
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	14,526	27,603	29,666	46,020
四半期(当期)純利益金額(百万円)	12,780	27,240	27,701	41,374
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	4.81	10.26	10.43	15.59

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	4.81	5.44	0.17	5.15

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	※9 546,411	※9 1,367,839
現金	3,511	3,238
預け金	542,899	1,364,600
コールローン	18,806	36,451
買現先勘定	78,507	53,216
買入金銭債権	198,768	195,287
特定取引資産	※2 258,902	※2 235,097
特定取引有価証券	1,901	-
特定取引有価証券派生商品	49,075	61,117
特定金融派生商品	207,925	173,979
金銭の信託	※9 255,505	※9 196,421
有価証券	※2, ※9 2,282,624	※2, ※9 1,977,811
国債	1,337,327	1,126,769
地方債	532	523
社債	※14 186,379	※14 116,064
株式	※1 395,448	※1 394,126
その他の証券	※1 362,936	※1 340,328
投資損失引当金	△3,370	△3,370
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※8, ※9, ※10 4,224,433	※3, ※4, ※5, ※6, ※8, ※9, ※10 4,235,713
割引手形	※7 335	※7 64
手形貸付	27,458	30,649
証書貸付	3,665,330	3,635,608
当座貸越	531,309	569,390
外国為替	33,857	25,656
外国他店預け	28,473	16,024
買入外国為替	※7 150	※7 190
取立外国為替	5,234	9,441
その他資産	475,407	204,706
前払費用	1,802	2,180
未収収益	9,212	8,164
先物取引差入証拠金	5,102	1,455
先物取引差金勘定	3	-
金融派生商品	159,375	124,301
金融商品等差入担保金	8,893	3,230
社債発行費	303	441
その他の資産	※9 290,714	※9 64,931
有形固定資産	※11 19,600	※11 20,042

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
建物	16,068	15,002
リース資産	1	-
建設仮勘定	1	466
その他の有形固定資産	3,528	4,574
無形固定資産	9,333	9,485
ソフトウェア	6,476	6,385
のれん	1,262	1,021
リース資産	-	775
その他の無形固定資産	1,594	1,303
前払年金費用	1,512	1,830
債券繰延資産	95	32
債券発行費用	95	32
繰延税金資産	1,210	2,458
支払承諾見返	12,566	11,616
貸倒引当金	△106,518	△83,550
資産の部合計	8,307,655	8,486,745
負債の部		
預金	※9 5,631,651	※9 6,076,993
当座預金	252,498	64,401
普通預金	1,673,557	1,985,024
通知預金	9,852	7,435
定期預金	3,255,436	3,582,137
その他の預金	440,306	437,993
譲渡性預金	204,600	117,223
債券	265,042	41,747
債券発行高	265,042	41,747
コールマネー	※9 170,094	※9 180,000
債券貸借取引受入担保金	※9 28,377	※9 300,690
特定取引負債	226,202	206,587
商品有価証券派生商品	247	144
特定取引有価証券派生商品	45,778	53,247
特定金融派生商品	180,176	153,194
借入金	※9 479,854	※9 360,769
借入金	※12 479,854	※12 360,769
外国為替	368	37
外国他店預り	196	2
売渡外国為替	146	-
未払外国為替	25	34
社債	※13 220,713	※13 221,891
その他負債	398,199	265,671
未払法人税等	317	387
未払費用	71,468	46,410

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
前受収益	835	1,029
先物取引差金勘定	310	57
金融派生商品	※9 224,791	※9 178,793
金融商品等受入担保金	7,009	13,018
リース債務	1	-
資産除去債務	6,986	7,396
その他の負債	※9 86,478	※9 18,577
賞与引当金	4,091	4,035
支払承諾	※9 12,566	※9 11,616
負債の部合計	7,641,761	7,787,262
純資産の部		
資本金	512,204	512,204
資本剰余金	79,465	79,465
資本準備金	79,465	79,465
利益剰余金	151,223	185,023
利益準備金	12,097	12,628
その他利益剰余金	139,126	172,395
繰越利益剰余金	139,126	172,395
自己株式	△72,558	△72,558
株主資本合計	670,335	704,135
その他有価証券評価差額金	2,976	5,140
繰延ヘッジ損益	△8,657	△11,013
評価・換算差額等合計	△5,680	△5,873
新株予約権	1,238	1,221
純資産の部合計	665,893	699,483
負債及び純資産の部合計	8,307,655	8,486,745

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
経常収益	161,220	170,404
資金運用収益	96,029	112,486
貸出金利息	67,040	71,891
有価証券利息配当金	26,144	36,904
コールローン利息	76	131
買現先利息	187	197
債券貸借取引受入利息	17	1
預け金利息	249	948
金利スワップ受入利息	284	643
その他の受入利息	2,028	1,767
役務取引等収益	17,004	20,194
受入為替手数料	1,034	1,216
その他の役務収益	15,969	18,977
特定取引収益	17,006	8,164
商品有価証券収益	74	89
特定金融派生商品収益	16,932	8,074
その他業務収益	11,925	10,862
外国為替売買益	2,405	6,228
国債等債券売却益	7,452	1,656
国債等債券償還益	237	582
金融派生商品収益	-	653
その他の業務収益	1,829	1,741
その他経常収益	19,254	18,697
貸倒引当金戻入益	-	7,299
償却債権取立益	8,537	1,976
株式等売却益	3,024	3,286
金銭の信託運用益	5,244	4,347
その他の経常収益	2,448	1,788
経常費用	135,510	132,737
資金調達費用	35,895	32,969
預金利息	23,085	20,377
譲渡性預金利息	373	247
債券利息	979	155
コールマネー利息	152	125
売現先利息	11	10
債券貸借取引支払利息	253	360
借用金利息	2,650	2,580
社債利息	8,381	9,106
その他の支払利息	6	6
役務取引等費用	11,865	16,121
支払為替手数料	1,375	1,389
その他の役務費用	10,489	14,731



(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
特定取引費用	2,427	2,770
特定取引有価証券費用	2,258	2,347
その他の特定取引費用	168	422
その他業務費用	5,551	6,215
国債等債券売却損	1,336	3,625
国債等債券償還損	—	30
国債等債券償却	2,508	1,699
債券発行費用償却	63	65
社債発行費償却	85	74
金融派生商品費用	690	—
その他の業務費用	865	720
営業経費	69,701	71,381
その他経常費用	10,068	3,279
貸倒引当金繰入額	416	—
貸出金償却	6,863	2,005
株式等売却損	0	0
株式等償却	1,242	34
金銭の信託運用損	66	505
その他の経常費用	1,478	733
経常利益	25,710	37,667
特別利益	107	17
固定資産処分益	1	0
その他の特別利益	※ <sub>1</sub> 106	※ <sub>1</sub> 17
特別損失	2,410	1,838
固定資産処分損	97	160
減損損失	714	1,557
その他の特別損失	※ <sub>2</sub> 1,599	※ <sub>2</sub> 120
税引前当期純利益	23,406	35,845
法人税、住民税及び事業税	△789	△348
法人税等調整額	△460	△260
法人税等合計	△1,249	△608
当期純利益	24,656	36,454

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	512,204	79,465	79,465	11,566	117,654	129,221	△72,558	648,332	
当期変動額									
剰余金の配当				530	△3,184	△2,653		△2,653	
当期純利益					24,656	24,656		24,656	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	530	21,471	22,002	—	22,002	
当期末残高	512,204	79,465	79,465	12,097	139,126	151,223	△72,558	670,335	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,031	△4,476	△5,508	1,354	644,178
当期変動額					
剰余金の配当					△2,653
当期純利益					24,656
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,008	△4,180	△172	△115	△288
当期変動額合計	4,008	△4,180	△172	△115	21,714
当期末残高	2,976	△8,657	△5,680	1,238	665,893

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計		繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	512,204	79,465	79,465	12,097	139,126	151,223	△72,558	670,335	
当期変動額									
剰余金の配当				530	△3,184	△2,653		△2,653	
当期純利益					36,454	36,454		36,454	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	530	33,269	33,800	-	33,800	
当期末残高	512,204	79,465	79,465	12,628	172,395	185,023	△72,558	704,135	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,976	△8,657	△5,680	1,238	665,893
当期変動額					
剰余金の配当					△2,653
当期純利益					36,454
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,163	△2,355	△192	△17	△209
当期変動額合計	2,163	△2,355	△192	△17	33,590
当期末残高	5,140	△11,013	△5,873	1,221	699,483

【注記事項】

【重要な会計方針】

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

5. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については定額法、その他の動産については定率法により償却しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～50年

その他 2年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。主な資産毎の償却期間は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年（行内における利用可能期間）

のれん 3～10年

その他の無形固定資産（商標価値） 7年

- (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法により償却しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

6. 繰延資産の処理方法

繰延資産は、次のとおり処理しております。

- (1) 社債発行費

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。

- (2) 債券発行費用

債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

## 7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 8. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先、貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は63,462百万円（前事業年度末は58,192百万円）であります。

### (2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

### (3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各発生年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、それぞれの発生年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

## 9. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

10. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

#### 【表示方法の変更】

前事業年度において、区分掲記しておりました「その他資産」の「未収金」（当事業年度末残高 6,247百万円）については、金額的重要性が乏しくなったことから、当事業年度において「その他資産」の「その他の資産」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「その他資産」の「未収金」に表示していた230,994百万円は、「その他資産」の「その他の資産」として組替えて表示しております。

また、前事業年度において、「その他資産」の「その他の資産」に含めていた「前払年金費用」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第63号平成25年9月27日）により改正された「銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式」を適用し、当事業年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「その他資産」の「その他の資産」に表示していた1,512百万円は、「前払年金費用」として組替えて表示しております。

また、配当制限に関する注記については、該当する条文が削除されたため、記載しておりません。

なお、以下の事項について記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める一株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める一株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第109条に定める配当に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

## (貸借対照表関係)

## ※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
株式	441,677百万円	443,778百万円
出資金	2,590百万円	3,164百万円

※2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
(再)担保に差し入れている有価証券	44,273百万円	37,041百万円
当事業年度末に当該処分をせずに所有している有価証券	50,597百万円	28,300百万円

※3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
破綻先債権額	8,180百万円	7,241百万円
延滞債権額	211,219百万円	138,624百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	1,147百万円	986百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
貸出条件緩和債権額	4,538百万円	3,870百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
合計額	225,086百万円	150,722百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。



※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
486百万円	255百万円

※8. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の残高の総額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
16,219百万円	14,439百万円

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
8,125百万円	21,864百万円

※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	10百万円	10百万円
金銭の信託	2,418百万円	14百万円
有価証券	872,770百万円	785,852百万円
貸出金	59,638百万円	52,638百万円
その他の資産	188,351百万円	24,751百万円
担保資産に対応する債務		
預金	418百万円	692百万円
コールマネー	170,000百万円	180,000百万円
債券貸借取引受入担保金	28,377百万円	300,690百万円
借入金	355,854百万円	260,969百万円
金融派生商品	2,435百万円	－百万円
その他の負債	47百万円	58百万円
支払承諾	914百万円	961百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
有価証券	173,620百万円	170,089百万円

「金銭の信託」には、子会社の貸出債権証券化取引に係る現金準備金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
現金準備金	30,990百万円	30,990百万円

また、「その他の資産」には、保証金、現先取引に係る差入保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
保証金	9,346百万円	10,225百万円
現先取引に係る差入保証金	4,473百万円	2,619百万円

※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
融資未実行残高	3,194,058百万円	3,209,406百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの	3,027,132百万円	3,001,279百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※11. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
圧縮記帳額	31百万円	30百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
劣後特約付借入金	92,500百万円	69,400百万円

※13. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
劣後特約付社債	215,762百万円	217,340百万円

※14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
	31,675百万円	23,433百万円

(損益計算書関係)

※1. その他の特別利益には、次のものが含まれております。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
新株予約権戻入益	105百万円	17百万円

※2. その他の特別損失には、次のものが含まれております。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
関係会社株式及び出資金の評価損	1,220百万円	111百万円
関係会社出資金の売却損	379百万円	－百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式  
前事業年度（平成25年3月31日）  
時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

当事業年度（平成26年3月31日）  
時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額  
(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
子会社株式	439,838	441,939
関連会社株式	1,838	1,838
合計	441,677	443,778

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
税務上の繰越欠損金	62,046百万円	66,259百万円
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	58,837	53,886
有価証券価格償却超過額	44,911	40,761
特定金銭信託評価損益	12,461	12,153
金銭の信託未収配当金	3,084	5,064
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	5,511	4,997
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	203	—
その他	22,564	18,119
繰延税金資産小計	209,621	201,243
評価性引当額	△203,001	△194,042
繰延税金資産合計	6,619	7,201
<b>繰延税金負債</b>		
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	3,760	1,639
資産除去費用に係る一時差異	1,164	1,125
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	—	1,063
その他	483	914
繰延税金負債合計	5,408	4,742
繰延税金資産の純額	1,210百万円	2,458百万円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.6	△16.3
外国税額	0.2	0.1
評価性引当額の増減	△37.5	△23.5
繰越欠損金の切り捨てによる影響	5.5	1.7
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	1.2
その他	△3.3	△3.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△5.3%	△1.7%

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の38.01%から35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産は444百万円減少し、その他有価証券評価差額金は3百万円増加し、法人税等調整額は446百万円増加しております。

(重要な後発事象)

当行は、平成26年5月26日付で、当行の連結子会社であるShinsei Finance III (Cayman) Limitedの発行した優先出資証券33,600百万円及びShinsei Finance IV (Cayman) Limitedの発行した優先出資証券9,100百万円が平成26年7月23日に償還されることに伴い、当行の発行した劣後社債の一部について償還することを決定いたしました。償還される劣後社債の概要は以下のとおりであります。

- (1) 劣後社債の種類  
ユーロ円建固定/変動利付永久劣後社債
- (2) 償還総額  
44,500百万円
- (3) 償還予定日  
平成26年7月23日

## ④【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	21,956	6,954	1,207	15,002
リース資産	—	—	—	—	—	1	—
建設仮勘定	—	—	—	466	—	—	466
その他の有形固定資産	—	—	—	12,812	8,238	1,241	4,574
有形固定資産計	—	—	—	35,235	15,192	2,449	20,042
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	12,475	6,090	2,208	6,385
のれん	—	—	—	1,423	402	240	1,021
リース資産	—	—	—	816	40	40	775
その他の無形固定資産	—	—	—	2,071	767	291	1,303
無形固定資産計	—	—	—	16,786	7,301	2,781	9,485
その他資産							
社債発行費	475	212	91	596	154	74	441
債券繰延資産							
債券発行費用	255	2	120	138	105	65	32

(注) 有形固定資産及び無形固定資産については、その金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	28,522	19,937	1,065	(注) 2 27,457	19,937
個別貸倒引当金	(注) 1 (△368) 78,363	63,613	14,972	(注) 2 63,391	63,613
うち非居住者向け債権分	(注) 1 (△122) 201	3,043	—	(注) 2 201	3,043
特定海外債権引当勘定	0	0	—	(注) 2 0	0
投資損失引当金	3,370	—	—	—	3,370
賞与引当金	4,091	3,994	3,612	(注) 3 437	4,035
計	(△368) 114,349	87,544	19,649	91,287	90,957

(注) 1. ( ) 内は、為替相場変動による換算差額であります。

2. 洗替による取崩であります。

3. 賞与引当金設定対象者の退職等による取崩であります。

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	317	387	317	—	387
未払法人税等	44	44	44	—	44
未払事業税	273	343	273	—	343



- (2) 【主な資産及び負債の内容】  
連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。
- (3) 【その他】  
該当ありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</li> <li>・当行の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</li> <li>・上記のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</li> </ul>
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・売渡し  取扱場所  株主名簿管理人  取次所  買取・売渡し手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社  _____  無料
公告掲載方法	当行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して、これを行う。 公告掲載URLは次のとおり。 <a href="http://www.shinseibank.com/investors/ir/announcement/index.html">http://www.shinseibank.com/investors/ir/announcement/index.html</a>
株主に対する特典	ありません。

(注) 当行定款の定めにより、当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡し請求をする権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1)有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第13期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月19日関東財務局長に提出。

#### (2)有価証券報告書の訂正報告書

(イ)事業年度（第12期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の有価証券報告書に関し、平成25年5月9日関東財務局長に提出。

(ロ)上記(1)に関し、平成25年11月12日関東財務局長に提出。

#### (3)内部統制報告書及びその添付書類

平成25年6月19日関東財務局長に提出。

#### (4)四半期報告書

(イ)事業年度（第14期）第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月8日関東財務局長に提出。

(ロ)事業年度（第14期）第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月15日関東財務局長に提出。

(ハ)事業年度（第14期）第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）平成26年2月13日関東財務局長に提出。

#### (5)確認書

(イ)上記(2)(イ)に関し、平成25年5月9日関東財務局長に提出。

(ロ)上記(1)に関し、平成25年6月19日関東財務局長に提出。

(ハ)上記(4)(イ)に関し、平成25年8月8日関東財務局長に提出。

(ニ)上記(2)(ロ)に関し、平成25年11月12日関東財務局長に提出。

(ホ)上記(4)(ロ)に関し、平成25年11月15日関東財務局長に提出。

(ヘ)上記(4)(ハ)に関し、平成26年2月13日関東財務局長に提出。

#### (6)発行登録書（社債）及びその添付書類

平成25年11月14日関東財務局長に提出。

#### (7)発行登録書追補書類及びその添付書類

上記(6)に関し、平成25年12月6日関東財務局長に提出。

#### (8)訂正発行登録書

(イ)平成25年11月14日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成25年11月15日関東財務局長に提出。

(ロ)平成25年11月14日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成25年11月25日関東財務局長に提出。

(ハ)平成25年11月14日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成26年2月13日関東財務局長に提出。

#### (9)臨時報告書

平成25年6月21日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

株式会社新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石塚 雅博	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小暮 和敏	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 繁彦	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	濱原 啓之	印
--------------------	-------	-------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社新生銀行の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社新生銀行が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

株式会社新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石塚 雅博	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小暮 和敏	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 繁彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	濱原 啓之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。